

令和5年3月定例教育委員会会議

1. 日時

令和5年3月27日（月）午前10時00分～午前11時30分

2. 場所

河内長野市役所8階 801会議室（西）

3. 出席委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員、田中委員、大矢委員

4. 3月定例教育委員会会議録署名委員

松本教育長、藤本教育長職務代理者、嘉名委員

5. 事務局出席者

尾西教育推進部長、小川生涯学習部長、中田教育推進部理事、安田教育推進部理事、寺本教育総務課長、生田教育指導課長、内田教育指導課参事、篠崎教育指導課参事、二井文化・スポーツ振興課長、伊藤文化財保護課長、西野地域教育推進課長、森図書館長、武本教育総務課長補佐、早川教育総務課主幹

6. 会議要録

開会

松本教育長

ただいまより教育委員会会議を開催することといたします。

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、令和5年3月定例教育委員会会議を開会いたします。

(1) 前回会議録の承認

松本教育長

2月の会議録について、何かご異議、ご質問などございませんか。
特にご異議等がありませんでしたので、2月の会議録を承認することといたします。

(2) 署名委員の指名

松本教育長

3月の会議の会議録の署名は、私のほかに藤本教育長職務代理者と嘉名委員
にお願いします。

藤本教育長職務代理者、嘉名委員

了解しました。

(3) 教育長報告

松本教育長

次に教育長報告にうつります。

令和5年2月27日から令和5年3月26日までの間の活動、主なものを申
上げます。

まず2月27日月曜日は、委員の皆さんにも出席していただきました総合教育
会議、教育委員会表彰式がありました。

28日火曜日は、市部長会、全員協議会に出席しました。

3月1日水曜日は、長野高校の卒業式、市議会本会議に出席しました。

2日木曜日は、市校長会、市文化財保護審議会に出席しました。

10日金曜日は、市議会本会議に出席しました。

12日日曜日は、長野スポーツクラブ主催のみんなのスポーツフェスタに出席しま
した。

13日月曜日は、市議会本会議に出席しました。

14日火曜日は、市立中学校の卒業式、庁議に出席しました。また、人事関
係業務に従事しました。

15日水曜日は、福祉教育常任委員会に出席しました。

17日金曜日は、市立小学校の卒業式、予算常任委員会に出席しました。

20日月曜日は、予算常任委員会に出席しました。

22日水曜日及び23日木曜日は、予算常任委員会に出席しました。

24日金曜日は、社会教育委員会会議、シティマラソン実行委員会に出席しました。

以上、教育長報告を終わります。何かご質問はございませんか。

松本教育長

よろしいでしょうか。

ではつづいて、各委員から報告事項、情報提供をお願いいたします。

藤本教育長職務代理者

私も長野中学校と千代田小学校の卒業式に参加いたしました。長野中学校の卒業式はコーラスをされており、ハーモニーがきれいでかなり練習したのではないかと実感しました。千代田小学校は服装も華美にならず小学生らしい卒業式で、両校とも滞りなく終えていました。

嘉名委員

私は東中学校と高向小学校の卒業式に参加いたしました。東中学校は年齢の若い先生方がはつらつとしており生徒と先生の一体感があったと感じ、先生も生徒たちと同じように涙ぐんでいるように感じました。高向小学校は地域の方々に見守られている学校であると改めて感じました。今年はようやく来賓の方も来ていただいて、地域の皆さんも本当に喜んでいらっしゃいました。卒業生が21人ということで少し少ないですが、良い式でした。

大矢委員

私は千代田中学校の卒業式に参加いたしました。藤本委員がおっしゃったようにコーラスがすごく良かったです。女子生徒は泣いてしまっていて小さな声でしか歌えなかったのですが、それをカバーするように男子生徒が力強く声を出していたのがとても印象

的でした。3年間コロナ禍にあった学年だったのですが、生徒たちが一生懸命工夫して制限された中でも自分たちが高めあえることを見つけ出して、過ごせたのではないかと泣いた姿を見て感じました。校長先生から控室で「生徒たちに10年後の自分たちはどうしているか」という冊子を配っていただいて、その中で生徒たちは自分の姿を書いているのですが、結婚しているとか幸せな家庭にいる等書いている子が多く感じました。校長先生からお聞きしたのですが、本校の問題として不登校の生徒が数名いるのですが、原因がいじめのような学校側が把握しやすいものではなく、家庭不和が原因にあって不登校になっている子がいるように感じておりとても心配であると。その子たちが10年後の夢として幸せな家庭を築きたいということを書いているものを見ると涙がでますとおっしゃっていました。

田中委員

私は加賀田中学校と加賀田小学校の卒業式に行ってきました。加賀田中学校では校長先生が定年退職で、なかなかない素晴らしい挨拶でした。加賀田小学校も良い式を執り行っていました。

松本教育長

ありがとうございます。それではこれで教育委員報告を終わります。

(4) 議事 (要旨)

松本教育長

それでは、本日の案件に入ります。

議案第6号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第6号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2

号に規定する部署の指定について」ご説明いたします。

議案書につきましては 3 ページから 4 ページを、議案説明資料は 2 ページから 4 ページをお願い致します。

本件につきましては、河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定により、教育委員会事務職員の中で、「本庁」で従事する職員に対して公務のために時間外勤務命令を行う場合は、上限の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずることとなっております。

その中で業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務である、いわゆる他律的業務の比重が高い部署については、公務のために職員に対して原則の上限を超えて時間外勤務命令を行う場合に、任命権者の指定が必要となることから、この指定を行うものでございます。

時間内の上限につきましては、原則として「月 45 時間以下並びに年間 360 時間以下」となっておりますが、他律的業務の比重が高い部署につきましては、任命権者の指定により、「月 100 時間未満、年間 720 時間以下、2～6 箇月平均 80 時間以下、月 45 時間超は年のうち 6 箇月まで」の上限となっております。他律的業務の比重が多い部署といたしまして、教育総務課、教育指導課、文化・スポーツ振興課を指定するものでございます。業務内容につきましては、教育総務課は人事業務、設計・監理業務。教育指導課は学校指導・運営業務。文化・スポーツ振興課は各種団体対応業務となっております。指定期間につきましては令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日。説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

それではご異議等がないようですので、議案第 6 号「時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する部署の指定について」を承認

といたします。

松本教育長

それでは次に、議案第 7 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 7 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の一部改正について」、のご説明をさせていただきます。議案書につきましては 5 ページから 7 ページを、議案説明資料につきましては 5 ページから 6 ページをお願いいたします。

現在、教育委員会の権限に属する河内長野市個人情報保護条例に係る一部の事務については、本規則に基づき市長に委任しているところでございます。

今般、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律が改正されましたことにより、公的機関、民間機関における個人情報保護制度の法体系が一本化され、令和 5 年 4 月 1 日から全国的な共通ルールとして適用されることとなりました。

また保護法の改正を受け、本市におきましては、保護法の施行に必要な事項及び範囲内で許容される本市独自の個人情報の保護措置について必要な事項を定めるため、令和 5 年 3 月 31 日をもって、現在の条例を廃止し、新条例であります「河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例」を制定し、4 月 1 日から施行を行ってまいります。

これらに伴いまして、現在本規則に基づき市長に委任している教育委員会の権限に属する個人情報の開示に係る事務、これは何かと申しますと、請求書の受理、行政文書の開示手続、請求者の確認、審査請求の受付、運用状況の公表この 5 つの事務が個人情報の開示に係るという事でございますが、これらの事務の根拠につきまして、旧の個人情報の保護法、旧の条例から今後は新保護法並びに新条例に基づき事務となりますことから、それらの文言定義を行うものでございます。

また旧条例では、個人情報につきまして、個人情報を守るその対象者が、生存す

るものであるか死者である者かについて区分が今までの旧条例では無かったわけですが、しかし新たな保護法では、個人情報というものを生存する個人に関するものに限定し、死者に関するものは同法の保護の対象にしておりません。そこで市長が新たに「河内長野市が保有する死者情報の取扱い等に関する規則」というものを制定いたしまして、死者の情報につきましてはこれまでと同様の取扱いに従うこととしております。こちらの死者の個人情報の取り扱いにつきましても、次の議案で出てくるのですが、「教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則」これを新たに制定しまして、死者の情報の取扱いにつきましては、市長が新たに制定する規則の例にすると定めまして、教育委員会においても、これまでと同様の扱いをすることとしております。

このことから、今回の規則改正により、先ほどの河内長野市教育委員会が保有する死者に関する情報の開示に係る事務につきましても、生存者と同様に市長に委任するというものでございます。

本規則の改正の施行につきましては、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

法律が改正され、教育委員会も市に倣って改正し、市と同様の規則にするために、改正するということですか。

寺本教育総務課長

そうです。本件はその文言整理と合わせて死者と生存者と、法律では分かれていくのですが、今まで一緒の取扱いにしていたので市でもこれまでと同じ扱いにするという規則をもっていますので、教育委員会もその例によるということで、あわせていくという事です。

松本教育長

よろしいでしょうか。ご異議等がないようですので、議案第 7 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の一部改正について」を承認いたします。

松本教育長

では関連するということで、議案第 8 号「教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 8 号「教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則の制定について」のご説明を申し上げます。議案書につきましては 8 ページから 9 ページを、議案説明資料につきましては 8 ページから 16 ページをお願いいたします。デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律に基づき、個人情報の保護に関する法律の一部が改正されたことによりまして、公的機関、民間機関における個人情報保護制度の法体系が一本化され、令和 5 年 4 月 1 日から保護法が全国的な共通ルールとして適用されることとなりました。現在の河内長野市個人情報保護条例では、個人情報について生存する者であるか死者であるかにより区別をしておらず、同様に取り扱いまいりました。しかしながら、令和 5 年 4 月 1 日から本市にも適用される保護法では、個人情報を生存する個人に関するものに限定し、死者に関するものは同法による保護の対象にしておりません。このことから、今後の教育委員会としての死者の個人情報の取扱いについては、これまでと同様に市としての統一的な取扱いに従うこととし、市長が新しく定める「河内長野市が保有する死者情報の取扱い等に関する規則」の例によることを定めるというのが本規則が制定する目的でございます。また、この規則の施行につきましては令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。説明は以上です。ご審議の上ご承認賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご異議等がないようですので、議案第 8 号「教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則の制定について」を承認といたします。

松本教育長

それでは次の議案第 9 号「河内長野市学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」の説明をお願いします。

生田教育指導課長

議案第 9 号「河内長野市学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」をご説明申し上げます。議案書につきましては 10 ページから 11 ページ。それから議案説明資料につきましては 17 ページから 18 ページをご覧ください。本件につきましては、定年の引上げに伴い関係条例の一部が改正されたことに伴う、規則改正ということになります。具体的な改正箇所につきましては、議案説明資料の 18 ページをご覧ください。新旧対照表を掲載しております。定年の延長に伴いこれまで「再任用短時間勤務職員」と呼称しておりましたが、再任用での短時間で勤務する職員を「定年前再任用短時間勤務職員」と改めるということにしております。説明は以上です。ご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ではご異議等がないようですので、議案第 9 号「河内長野市学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を承認といたします。

松本教育長

それでは議案第 10 号「令和 5 年度河内長野市教育推進プラン」についての説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 10 号「令和 5 年度河内長野市教育推進プランについて」のご説明をいたします。議案書は 12 ページを、議案説明資料は 19 ページを、合わせまして別冊 1 というこの議案第 10 号関係「令和 5 年度河内長野市教育推進プランについて」をお願いいたします。教育推進プランにつきましては、市が作成した「河内長野市教育大綱」に基づき目標を設定し、具体的な重点項目を定めたものでございます。こちらの推進プランにつきましては、教育委員会が策定し毎年改定を行うものでございます。別冊 1 の議案 10 号関係「令和 5 年度河内長野市教育推進プランについて」の 3 ページ目 A3 のページをお願い致します。河内長野市教育大綱 6 つの方針と教育推進プランの 23 の教育目標、そしてそれぞれの目標に関する令和 5 年度に実施する教育施策といった構成になっています。こちらが教育推進プランの全体像でございます。令和 5 年度に実施する教育施策の中に太字で書かれているものが、各課において令和 5 年度での重点施策というようになっております。

まず教育総務課でございます。別冊 1 の 23 ページをご覧ください。目標 10 安全・安心な学校施設の維持・充実でございます。令和 5 年度の取組みといたしましては、学校施設整備の推進、学校施設のトイレを洋式化・乾式化整備することにより、快適で清潔感のある良好なトイレ環境の確保を図ります。令和 5 年度については、楠小学校、長野中学校のトイレを洋式化し、また校舎躯体に影響が及ばぬよう、長寿命化の観点で踏まえ乾式化工事を実施致します。2 つ目に経年による学校建物の損耗や機能低下に対し、外壁改修や防水塗装など長寿命化の手法を取り入れつつ、復旧措置を講じ、学校教育の円滑な実施に資するとともに、緊急対応を要する箇所から重点的に改良工事を実施します。続きまして 24 ページをお願い致します。目標 11 学校生活を支える教育環境の維持・充実でございます。令和 5 年度の取組みといたしまして、1 番に教育情報ネットワークシステム等の充実及び運用管理、2 番目に学習者用端末等の運用管理、3 つ目に施設一体型小中一貫教育推進校の施設整備の 3 つとしております。

まず 1 つ目、教育情報ネットワークシステム等の充実及び運用管理ですが、市教育委員会と市立小中学校 20 校を結ぶ教育情報ネットワークシステムの安定的な運用管理を行ってまいります。次に 2 つ目、学習者用端末等の運用管理でございま

すが、児童生徒 1 人 1 台の学習者用端末の安定的な運用管理を行います。また中学校の普通教室で活用できる大型提示装置、電子黒板等の導入を行います。3 つ目、施設一体型小中一貫教育推進校の施設整備ですが、学校の小規模化や社会性・コミュニケーションの育成等の課題に対応するため、南花台小学校と南花台中学校を施設一体型小中一貫教育推進校として統合し、令和 6 年 4 月の施設統合に向け整備を進めてまいります。

続きまして先ほど表紙から 3 枚目の A3 のページ、こちらを再度お願いいたします。一番下の段ですが、目標 23 多文化共生と国際交流の推進につきまして、教育総務課といたしまして、5 番で英語村構想による幼児及び小中学校英語教育の充実といたしまして、令和 5 年度につきましては、小学生低学年向けに実施する各種事業につきましては教育総務課が各種事業を担ってまいります。小中学校教育の充実につきましては教育指導課が担ってまいります。教育総務課の説明については以上でございます。

生田教育指導課長

続きまして教育指導課からご説明を申し上げます。まず 13 ページ、確かな学力の定着、2 番目のところの 6 行目のところ本市の課題である、思考力・判断力・表現力の育成のために思考ツールを用いた授業改善に取り組みますということ。14 ページ、ここはいじめ等に関連しての内容を 3 番、学校が安心できる居場所づくりのところ。3 行目のところ、深刻ないじめの問題を発端に、道徳が教科化されたということ。踏まえまして、いじめについて考え議論する道徳に取り組みます。16 ページ、部活動が地域移行する事になります。次年度より実際に実施されるということになっております

18 ページ、食に関する指導の充実、2 番です。学校給食の基本方針に基づいた給食提供の構築の内容ですけれども、「河内長野市学校給食基本方針」に従い、新たに中学校全員給食を提供すること、赤峰市民広場エリアに新たな給食施設整備を行う方向性を定めるなど、現在、作成中の整備に関する内容のものでございます。次の 19 ページです。ここでは英語教育ということで、3 番目の項目、英語村について、これまでは小学校 6 年生で実施しておりました「モバイル英語村」について、対

象が中学年の小学校 3 年生に変わることや、小学校 5・6 年生 2 学年対象に副教材を作成いたしましたので、それについて使用してまいります。教育指導課からは以上です。

二井文化・スポーツ振興課長

続きまして、文化・スポーツ振興課からご説明いたします。まず 25 ページでございます。文化会館は目標 12 文化活動の活性化ということで、指定管理者制度になっておりまして、1 月～3 月までの工事期間をおきまして、4 月からオープンいたします。今年度もミュージカルや「奥河内音絵巻」といった河内長野らしい事業を継承するとともにアウトリーチ事業も実施してまいります。26 ページをご覧ください。目標 13 市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実でございます。こちらの方は、これまでの「くろまる塾」等を中心とした展開とともに現在の市民交流センターにつきましては、令和 4 年度から教育委員会、市直営による運営を行っておるところでございます。引続き施設の見直し等を行いまして、令和 6 年度以降の施設運営の方針を定めていきたいと考えております。続きまして 27 ページをご覧ください。目標 14 社会教育の推進でございます。こちらの方は 1 番にありますけれども、社会教育の推進これは引続き重点にしてまいりたい。公民館を中心とした人づくり・つながりづくり・地域づくりとなっています。3 番目に公民館と小学校の複合化もこちら重点項目でございますけれども、加賀田公民館と加賀田小学校の複合化をモデルケースとして、整備を進めてまいります。今年度は実施計画、来年度は施工という形となっております。続きまして 33 ページでございます。目標 18.スポーツ施設の充実と生涯スポーツ活動の推進でございます。こちらの方は普段のスポーツ活動の普及・振興が重点項目になっております。中でも③のところでございますが、老朽化が進むスポーツ施設について、令和 4 年度現在スポーツ施設の再編、調査を行っております。あと 3 番目、シティマラソン大会の開催ということも重点項目でございます。関西サイクルスポーツセンターを中心に令和 5 年度も開催してまいります。最後に 38 ページでございます。目標 23 多文化共生と国際交流の推進ということで、1 番でございます。国際化に対応できる人材育成として河内長野市国際交流協会をはじめ、様々な教育機関や団体と協働いたしまして、国際化社会に貢献しましてグローバル

化する社会に対応できる人材を育成したいと考えております。文化・スポーツ振興課は以上でございます。

伊藤文化財保護課長

続きまして目標 17、文化財保護課で、令和 5 年度の主な取組みとしましては、指定文化財の保存・継承の推進ということで、令和 5 年度につきましては、金剛寺築地塀や興禅寺の阿弥陀如来坐像及び収蔵庫の修復。2 つめとして未指定文化財の調査の実施ですが、高向・上原の区画整理事業が開始されますので埋蔵文化財の調査を行います。3 番目、重点実施施策で教育分野での活用、歴史、郷土歴史学習はこれまでどおり実施しますが、歳時記については令和 5 年度からは、本格的に動き出しまして、映像作成につきましては委託をしております。文化財保護課からは以上です。

西野地域推進課長

続きまして地域教育推進課です。34 ページからの目標 19 青少年の健全な成長を支援する体制づくりでございます。主な取組みといたしましては 3 点ございます。一番上の青少年を育む地域での活動の深化では、青少年指導員や青少年健全育成会、地域の子ども会等とともに青少年を育む活動等を推進してまいります。また 2 番目の青少年の健全な成長を支援する体制づくりでは、本年度に引続き南河内プラッツ等のご協力をいただき、引きこもりに悩む青少年の支援等を行ってまいります。3 番目、通学路等の安全確保や見守り活動の実施につきましては、市内 13 小学校の通学路等を中心に教育委員会各課と連携しまして、年度・学期はじめ等にパトロールを行うとともに安まちメール等で児童が関わる案件があった際には、緊急パトロール等を実施してまいります。次に 35 ページをお願いいたします。目標 20 子どもたちの放課後の育ちの保障でございます。2 点ございますが、放課後児童会の適切な運営につきましては、市内 12 カ所の放課後児童会を運営してまいりますとともに、令和 5 年度は南花台施設一体型小中一貫教育推進校の整備に伴い、南花台放課後児童会の新設整備を行ってまいります。2 点目、新たなニーズへの対応でございます。新たな子どもたちの居場所づくりについて、今年度試行実施しました民

間法人による休業期間預かり事業の内容をふまえて、令和 5 年度から同事業の拡充に向けて取り組んでまいります。さらに、民間法人による放課後児童会健全育成事業の実施に向けた、施設整備の助成制度や、運営への助成制度を整備し、児童福祉の充実にに向けた取り組みを進めてまいります。

続きまして 36 ページ、家庭の教育力の向上でございます。家庭教育支援講座や親学習などの学習機会の提供としまして、市民主体の家庭教育支援講座をしてまいります。また 2 番目でございますけれども、市民主体による家庭教育力向上の取り組みへの支援としまして、親や子育て関係者に対し、子どもの非認知能力を育む講習等を実施してまいります。最後に 37 ページ目標 22 でございます。こちらは 4 点でございますけれども、最後の重点のところだけ説明させていただきます。子どもの体験活動機会の充実でございます。これまでも実施しております、放課後子ども教室や土曜学習事業を、新型コロナウイルスの感染症法上 5 類に引き下げられることに伴い、さらに充実させて、地域とのバランスも考えながら進めてまいりたいと考えております。地域教育推進課からは以上でございます。

森図書館長

図書館から説明させていただきます。お戻りいただきまして、28 ページをお願いいたします。目標の 15 市民の読書活動の推進でございます。これにつきましては 3 つございます。1 子どもたちや市民の読書活動の推進、2 課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施、3 地域や市民との連携による読書活動の推進、でございます。この中で、重点施策といたしましては、2 につきましては市民が直面する日常の課題の解決に向け、医療・健康・福祉・英語多読などに関する時代に即した資料の充実に取り組みます。また、所蔵する郷土歴史資料の修復作業を実施するとともに今年度デジタル化いたしました古地図等の活用を進めることとしております。30 ページをお願いいたします。目標の 16 図書館や公民館施設の充実です。これにつきましては、ICT を活用した図書館サービスの充実、公民館施設・自動車文庫の整備など読書環境の拡充を行ってまいりたいと考えております。また図書館利用者の利便性もふまえ今年度導入いたしました利用者カードとマイナンバーカード・交通系 IC カードの推進もふまえ、スマートフォンに利用者カードのバーコ

ードを追加するなど、インターネット蔵書検索の向上に取り組んでまいります。以上でございます。

寺本教育総務課長

令和 5 年度の各課からの報告につきましては、以上でございます。本議案につきましては、本日議決いただきました後、市のホームページで掲載する予定でございます。説明は以上でございます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案第 10 号「令和 5 年度河内長野市教育推進プランについて」を承認といたします。

松本教育長

議案第 11 号「令和 5 年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について」の説明をお願いいたします。

生田教育指導課長

議案第 11 号「令和 5 年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について」のご説明を申し上げます。議案書は 13 ページを、議説明資料は 20 ページの方をごらんください。また別冊 2 議案第 11 号関係の冊子を使って説明したいと思います。先ほど、議案第 10 号でご承認いただきました、教育推進プランは教育委員会全体の施策の内容となっております。河内長野市立学校に対する指導・助言事項は学校教育の充実を目的として作成されたものです。令和 5 年度の本市の指導・助言の作成に先立ち、大阪府教育委員会では第 2 次計画が策定されました。これにより大阪府教育委員会の市町村教育委員会に対する指導・助言の構成が大幅に変更されています。ただその内容を確認しましたところ、指導・助言事項そのものは大きな変更は見られませんでした。本市ではこの大阪府教育委員会の指導・助言

事項を基にして、その中に、本市独自の施策を反映する形で指導計画を作成しております。本日につきましては市の施策を反映させた箇所中心にご説明をさせていただきます。別冊 2 の 5 ページ 6 ページをご覧くださいませでしょうか。1 学習指導要領の確実な実施というところでございます。内容については項目 4 番目、総合的な学習の時間、この項目はほぼ全国的に指導・助言には無かったのですが、今年度校長会等を通じて、総合的な学習の時間の実施について、実際に指導・助言した経緯がありまして、内容について学校で改めて見直しをして実践をしていく必要があるとそのように考えております。7 ページご覧ください。学力向上の取組みの充実になります。ここで 2 番目、日常的な授業改善。先ほどの教育推進プランでも思考ツールについては、指導事項で詳細を記載しております。教員がシンキングツールを使うこと自体が目的となることにならないように、その際例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法を活用されるよう、思考ツールを適切に使用した授業に取り組む。ただし、ツールの活用自体が目的化しないよう学習の課程においてどのように使用するかを計画的に考えた上で進めるよう留意すること。そのような文言を追加しております。次のページ 8 ページをご覧ください。(5) ICT 活用による学びの充実、ICT 活用による学びの充実ということになっております。でこの項目の下から 2 つ目、児童生徒が多様な意見や考えに触れたり協働して学習に取り組んだり、遠隔教育についても積極的に取り組むこと。小規模化する学校の対応ということを今年度進めてまいりましたが、次年度もより充実させていくということで、こちら追加しております。10 ページをご覧ください。英語教育にかかる項目になります。この (2) 番の項目、授業における言語活動の工夫というところでは、ここでは市作成の教材を活用して、充実をはかるということとしております。11 ページでは、英検の公費受験をおこなっておりますが、小学校 6 年生それから中学校 3 年生で新たに「書くこと」の活動を始めております。16 ページここは第 1 章の関連項目となっております。その中の (2) 校種間の円滑な接続と指導体制の充実、これが府には無かったのですが、本市では小中一貫教育に取り組んでおりますので、ここを追加しております。21 ページをこちらご覧ください。ここは表題のとおり、不登校や虐待、いじめといったことに関する項目となっております。中でも 22 ページ 3 の項目いじめへの取組みというところをご覧ください。いじめについては減らすということが非常に困難になってきています。現段

階では、小さいいじめから増えているという状況になっております。こういった現状ですが、いじめの問題に対応するために道徳が教科化され、指導課の推進プランでも申し上げたのですが、教科化された経緯をふまえた文言も追加しております。26ページをご覧ください。保健活動にかかる項目になっております。30ページ、第2章関連項目、関連事項でございます。伝統文化等に関する教育の推進を本市独自で始めております、ふるさと学やふるさと作文、川柳コンクール等そのような取り組みを行っております。説明は以上でございます。ご審議の上ご承認賜りますようお願いいたします。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いします。

田中委員

よくまとめてくださっていると思います。参考資料をつけていただいても良いと思います。参考資料の発行元が市なのか府なのか民なのか、その違いがわからない。いつ発行されたものなのか、例えば8ページの「参考資料」中の指導要領が一番下にある。しかし、それは一番目に記載すべきではないでしょうか。一番下ではなく指導要領がメインとしてやっていかなければいけない。また、ここにある資料は市教委には全部ありますか。

生田教育指導課長

この資料の順番については、府の方は非常に膨大な量があって、府の資料と同じような形でさせていただいて、基本的に時系列に並べるものが増えております。いったんは時系列にというのを基本としながら掲載をしたのですが場合によっては、随分以前の資料を掲載しております。それが逆に統一感がなく見えるかもしれないと感じております。教育委員会のすべての資料があるかと申し上げますと、市教委で、紙媒体であるものもあれば、電子データであるものもあります。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

ご異議等がないようですので、議案 11 号「令和 5 年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について」を承認といたします。

松本教育長

では議案第 12 号「南花台第 10 公園の利用方針（教育財産の取得）について」の説明をお願いします。

寺本教育総務課長

議案第 12 号「南花台第 10 公園の利用方針（教育財産の取得）について」の説明をいたします。議案書は 14 ページ、議案説明資料は 21 ページから 22 ページを、合わせまして別冊 3 の議案第 12 号関係南花台第 10 公園の利用方針（教育財産の取得）についてをお願いいたします。

本件につきましては、これまで説明させていただいていますが、現在教育委員会では平成 31 年 4 月に策定した「河内長野市学校のあり方の方針」に基づき、学校の小規模化における課題や教育の質の充実を目的として、南花台中学校区において令和 6 年 4 月を目標に小学校と中学校を施設統合し、南花台施設一体型小中一貫推進校の整備を進めているところでございます。本日は、施設統合にあたりまして、現在の南花台第 10 公園を南花台施設一体型小中一貫推進校の第 2 運動場として、利用するに当たり教育財産の取得を行う方針についてご説明させていただいているものでございます。それでは、別冊 3 の 1 ページをお願いいたします。南花台第 10 公園の利用方針でございます。現南花台中学校に隣接する現南花台第 10 公園については、児童生徒の安全確保及び適切な学校・放課後児童会運営環境の確保の観点から、南花台施設一体型小中一貫教育推進校の施設統合予定日である令和 6 年 4 月に合わせ、同校の第 2 運動場として、併せて同運動場に放課後児童会を整備いたします。まず第 2 運動場が必要となる理由でございます。他の学校と比べても現南花台中学校の運動場は狭小でございます。授業の観点からは、利用調整することで現中学校の運動場だけでも問題ございませんが、それ以

外の時間帯の安全面や、学校・放課後児童会の運営環境面において、下に記載の4つの課題が考えられます。まず1点目といたしまして、教職員の目が届き難くなる休憩時間や放課後において、小学生低学年と中学生との体格差や遊びに違いがあることから、現中学校運動場内での学年別のゾーニング以外の方法が必要となってきます。2点目といたしまして、小学生の運動会等では団体演技や団体競技の練習に多くの授業時間を使っておりますことから、特に9月から10月において中学校の体育の授業の運用に調整を要します。3点目といたしまして、6時間目の授業や部活動の時間と、放課後児童会の活動時間とが重なり、ゾーニングが必要となります。最後4点目といたしまして、放課後児童会は、子どもたちに適切な遊び及び生活の場を提供する居場所であり、児童の安全確保の観点から、学校敷地内に設置することが望ましいところでございます。しかしながら、現南花台中学校の狭小な運動場敷地ではさらに運動場を狭くしてしまいます。2ページをお願いいたします。第2運動場の整備イメージでございますが、現公園を学校運動場とするため、住民説明会等で出た意見をふまえて、下に記載のとおり整備をしております。他と同様に不特定者の侵入を阻む目的として、敷地全体をフェンスで囲い安全対策を施します。職員室から遠くなることから、安全対策のため防犯カメラを設置します。校舎から第2運動場を見通せるよう、必要箇所の樹木を伐採します。隣接住宅地にボール等が飛球しないよう防球ネットを存置します。隣接の施設一体型校から安全に第2運動場へ移動することができるよう、階段やスロープを整備します。第2運動場では校庭開放を予定しており、利用者の駐車場が必要となることから、駐車場を整備します。3ページ目をお願いいたします。放課後児童会は、次のとおり整備しております。平屋建ての施設内に3教室を整備します。安全な移動のため、玄関前に階段とスロープを設置します。屋内用に放課後児童会のトイレ、バリアフリートイレを設置します。屋外用に、運動場利用者用のトイレこれもバリアフリートイレを設置します。保護者や児童、職員が相談できる相談室を設置します。発熱等で体調不良の児童のために、事務室に静養（隔離）スペースを設けます。魅力ある施設となるよう施設の一部を木質化します。

4ページをお願いいたします。第2運動場並びに放課後児童会整備スケジュール案につきましては、記載のとおりです。何度も住民説明会をしております直近では一昨

日3月25日土曜日に、南花台中学校校区全体で住民説明会をさせていただきました。やはりそのなかでは予算が高いという点と住民説明会をそのように急ぐ必要があるのかという意見が一部でましたけど、概ねその他の皆さんにつきましてはご了承ご理解を得たものと思っております。以上説明いたしましたとおり、南花台第10公園を南花台施設一体型小中一貫教育推進校の第2運動場として利用するため、公園廃止後に教育財産として取得を行うものでございます。説明は以上です。ご審議の上ご承認いただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

松本教育長

ただいまの説明につきまして、ご異議等ありましたらお願いいたします。

3月25日の説明会でも、整備を進めていくことを説明して、会場ではご理解を得たという認識でよいですか。

寺本教育総務課長

概ね賛成していただけたと考えております。

松本教育長

わかりました。ほかにご意見ございませんか。

嘉名委員

ここはバリアフリーの動線がとれるか、難しいのではないかと考えていましたが、車いす用スロープを整備するので問題ないと感じています。後は、学校と第2運動場との動線ですが、階段とスロープの間は車の駐車場になっていますが、車の動線との関係で児童生徒の安全性ははかれていますか。

寺本教育総務課長

確かに車のレーンがありますけれども、可能な限り安全対策に取り組みます。

嘉名委員

はい。わかりました。

松本教育長

ご異議等ございませんか。それではご異議等がないようですので、議案第 12 号「南花台第 10 公園の利用方針について」を承認いたします。では本日の議案はすべて終了いたしました。

(5) その他報告 (要旨)

各部長・理事

- 令和 5 年 3 月河内長野市議会定例会にかかる質問通告と答弁の要旨について

教育総務課長

- 令和 5 年度教育委員研修会について

伊藤文化財保護課長

- 観心寺 文化財特別公開 4 月号広報掲載
- 金剛寺 文化財特別公開 4 月号広報掲載
- 女人高野フレーム切手を販売中 4 月号広報掲載
- 旧三日市交番でのイベント
 - 三日市教育史
- ふるさと歴史学習館のイベント
 - 展示「節句幟」 4 月号広報掲載
 - 遺跡発掘ゲームでお宝発見！ 4 月号広報掲載

地域教育推進課長

- 令和 5 年度以降の河内長野市「はたちのつどい」の開催について

森図書館長

- 子ども読書の日おはなしウォッチング 4 月号広報掲載
- 乗換検索アプリ「モックル MaaS」に「古絵図でめぐるスタンプラリー」を提供

4月号広報掲載

○デジタルアーカイブ公開しました 4月号広報掲載

○図書館資料展示

閉 会

松本教育長

以上で3月定例教育委員会を閉会します。

令和5年4月定例教育委員会開催日程

1. 日 時

令和5年4月26日（水） 午前10時00分開催

※開始時間については、審議案件の件数により変更あり。

2. 場 所

河内長野市役所6階 602会議室

- 2月27日（月） 総合教育会議
教育委員会表彰式
- 2月28日（火） 市部長会
全員協議会
- 3月1日（水） 府立長野高校卒業式
市議会本会議
- 3月2日（木） 市校長会（給食センター）
文化財保護審議会
- 3月10日（金） 市議会本会議
- 3月12日（日） みんなのスポーツフェスタ（長野中学校）
- 3月13日（月） 市議会本会議
- 3月14日（火） 市立中学校卒業式
庁議
人事関係業務
- 3月15日（水） 福祉教育常任委員会
- 3月17日（金） 市立小学校卒業式
予算常任委員会
- 3月20日（月） 予算常任委員会
- 3月22日（水） 予算常任委員会
- 3月23日（木） 予算常任委員会
- 3月24日（金） 社会教育委員会会議
河内長野市シティマラソン実行委員会

令和5年3月定例教育委員会会議

議 案 書

令和5年3月定例教育委員会会議提出議案目次

(議決案件)

- 議案第6号 時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する部署の指定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 3)
- 議案第7号 教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の一部改正について
(説明担当 教育総務課・・・p. 5)
- 議案第8号 教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則の制定について
(説明担当 教育総務課・・・p. 8)
- 議案第9号 河内長野市学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について
(説明担当 教育指導課・・・p. 10)
- 議案第10号 令和5年度河内長野市教育推進プランについて
(説明担当 各担当課・館・・・p. 12)
- 議案第11号 令和5年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について
(説明担当 教育指導課・・・p. 13)

議案第12号

南花台第十公園の利用方針（教育財産の取得）について

（説明担当 教育総務課・・・・・・p. 14）

議案第 6 号

時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限に関する河内長野市
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第 6 条
の 2 第 1 項第 2 号に規定する部署の指定について

教育委員会事務局本庁職員に係る時間外勤務を命ずる時間及び月数の
上限に関する河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行
規則第 6 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する部署の指定については、次のとお
りです。

令和 5 年 3 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第2号に規定する他律的業務の比重が高い部署を、下記のとおり指定する。

記

1、 他律的業務の比重が高い部署

(1) 教育総務課（人事業務、設計・監理業務）

(2) 教育指導課（学校指導・運営業務）

(3) 文化・スポーツ振興課（各種団体対応）

2、 指定期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第7号

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則
の一部改正について

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の一部改正
については、次のとおりです。

令和5年3月27日

河内長野市教育長 松本 芳孝

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第1号

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則
の一部を改正する規則

教育委員会の権限に属する事務の一部を市長に委任する規則（平成9年河内長野市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則第2号を次のように改める。

- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第75条に規定する個人情報ファイル簿の公表、第77条、第91条及び第99条に規定する請求書の受付及び請求者の確認（これに係る補正を求めることを含む。第4号において同じ。）、第87条に規定する保有個人情報の開示の実施並びに第82条、第93条及び第101条に規定する決定又はそれらに係る不作為に係る審査請求の受付

本則第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 河内長野市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例（令和4年河内長野市条例第27号）第14条に規定する運用状況の公表
- (4) 河内長野市教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規

則（令和5年河内長野市教育委員会規則第2号）により河内長野市が保有する死者情報の取扱い等に関する規則（令和5年河内長野市規則第 号）の例によることとされる教育委員会が保有する死者に関する情報の適正な取扱い及び特定の死者を識別することができる情報の開示等のうち、請求書の受付、請求者の確認、開示の実施及び運用状況の公表

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に、河内長野市個人情報保護条例（平成9年河内長野市条例第3号。以下「旧条例」という。）第13条第1項の規定による請求があった場合における同条例第19条に規定する行政文書の開示手続に係る事務の市長への委任については、なお従前の例による。
- 3 旧条例第18条第1項又は第18条の2の決定又はその不作為における同条例第22条に規定する審査請求の受付に係る事務の市長への委任については、なお従前の例による。

議案第8号

教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則の制定について

教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則の制定については、次のとおりです。

令和5年3月27日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第2号

河内長野市教育委員会が保有する死者情報の取扱い等に関する規則

河内長野市教育委員会が保有する死者に関する情報の適正な取扱い及び特定の死者を識別することができる情報の開示等については、河内長野市が保有する死者情報の取扱い等に関する規則（令和5年河内長野市規則第号）の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

議案第9号

河内長野市学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する規則の一部改正について

河内長野市学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規
則の一部改正については、次のとおりです。

令和5年3月27日

河内長野市教育長 松本 芳孝

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月 日

河内長野市教育長

河内長野市教育委員会規則第3号

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

河内長野市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（昭和41年河内長野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第4条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年大阪府条例第57号）附則第12条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

議案第10号

令和5年度河内長野市教育推進プランについて

令和5年度河内長野市教育推進プランについて、別冊1のとおり策定する。

令和5年3月27日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第11号

令和5年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について

令和5年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項について、別冊2のとおり策定する。

令和5年3月27日

河内長野市教育長 松本 芳孝

議案第 1 2 号

南花台第十公園の利用方針（教育財産の取得）について

南花台第十公園の利用方針について、別冊 3 のとおり重要な教育財産の取得の方針として承認する。

令和 5 年 3 月 2 7 日

河内長野市教育長 松本 芳孝

別冊 1

議案第 10 号関係

令和 5 年度河内長野市教育推進プランについて

河内長野市教育委員会事務局



令和5年度

河内長野市教育推進プラン

令和5年4月

河内長野市教育委員会



河内長野市では、平成 27（2015）年に国連サミットにおいて採択された SDGs（Sustainable Development Goals-持続可能な開発目標）「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現をめざし、経済、社会、環境をめぐる幅広い分野の課題に対して総合的に取り組むこととしています。

本計画は、SDGs の 17 の目標のうち、次の目標の達成に向けた取り組みを推進するものです。



目標 1【貧困をなくそう】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標 10【人や国の不平等をなくそう】
各国内及び各国間の不平等を是正する



目標 2【飢餓をゼロに】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標 11【住み続けられるまちづくりを】
包括的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標 3【すべての人に健康と福祉を】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標 12【つくる責任つかう責任】
持続可能な生産消費形態を確保する



目標 4【質の高い教育をみんなに】
すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標 13【気候変動に具体的な対策を】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標 5【ジェンダー平等を実現しよう】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女子の能力強化（エンパワーメント）を行う



目標 14【海の豊かさを守ろう】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標 6【安全な水とトイレを世界中に】
すべて人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標 15【陸の豊かさも守ろう】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標 7【エネルギーをみんなにそしてクリーンに】
すべて人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代エネルギーへのアクセスを確保する



目標 16【平和と公正をすべての人に】
平和で包括的な社会の促進、すべての人々への司法へのアクセス提供、効果的で説明責任のある包括的な制度の構築を図る



目標 8【働きがいも経済成長も】
包括的かつ持続可能な経済成長、及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と適切な雇用を促進する



目標 17【パートナーシップで目標を達成しよう】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



目標 9【産業と技術革新の基盤をつくろう】
強靱なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業の促進、及びイノベーションの拡大を図る

河内長野市教育大綱

対象期間：令和3年度～令和7年度

6つの方針

【方針Ⅰ】

生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに、人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます

【方針Ⅱ】

地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます

【方針Ⅲ】

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組みます

【方針Ⅳ】

子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができる、スポーツ環境の向上を図ります

【方針Ⅴ】

家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育む地域社会づくりに取り組みます

【方針Ⅵ】

市民一人ひとりが、外国人や外国につながる人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあっても生きていくための学びを推進します

基本理念

ふるさとのつながりに
よる豊かな学び
～輝く人づくりのために～

河内長野市教育推進プラン

教育の目標

対象期間：令和3年度～令和7年度

目標 1	確かな学力の定着
目標 2	豊かでたくましい人間性を育む教育の充実
目標 3	健やかな体づくりの充実
目標 4	支援教育の充実
目標 5	食に関する指導の充実
目標 6	伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進
目標 7	ICT環境等を活用した教育の充実
目標 8	一貫性のある指導体制の構築
目標 9	家庭・地域との協働による学校づくりの推進
目標 10	安全・安心な学校施設の維持・充実
目標 11	学校教育を支える教育環境の維持・充実

目標 12	文化活動の活性化
目標 13	市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実
目標 14	社会教育の推進
目標 15	市民の読書活動の推進
目標 16	図書館や公民館図書室の充実

目標 17	歴史文化遺産の保存・継承と活用
-------	-----------------

目標 18	スポーツ施設の充実と生涯スポーツ活動の推進
-------	-----------------------

目標 19	青少年の健全な成長を支援する体制づくり
目標 20	子どもたちの放課後の育ちの保障
目標 21	家庭の教育力の向上
目標 22	地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくり

目標 23	多文化共生と国際交流の推進
-------	---------------

令和5年度に実施する教育施策

目標	令和5年度の目標ごとの主な取組み ※【重点】…今年度の重点実施施策	担当課
1	1. 学習指導要領の確実な実施 2. 学力向上の取組みの充実と教員の指導力向上 3. 読書活動の推進	教育 指導課
2	1. 道徳科を要とした学校・家庭・地域と一体となった道徳教育の充実 2. 基本的人権の享有を保障する教育の推進（小中一貫した人権教育カリキュラムの充実） 3. 学校が安心できる居場所となる集団づくり【重点】	
3	1. 子どもたちの体力向上への取組み 2. 中学校 運動部活動の充実【重点】 3. 安全で安心な学びの場づくり	
4	1. 「ともに学び ともに育つ」教育の推進 2. 一貫した支援のための就学相談、支援の充実 3. 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実	
5	1. 安全で安心できる学校給食の推進 2. 学校給食の基本方針に基づいた給食提供の構築【重点】	教育指導課 教育総務課
6	1. 郷土の歴史や文化・伝統に関するふるさと学の推進 2. 小学校英語教育の充実 3. 英語村構想による幼児期及び小中学校英語教育の充実	
7	1. 1人1台の端末を活用した授業改善の推進や情報活用能力の育成 2. インターネット環境を活用した遠隔授業の推進	教育 指導課
8	1. 幼児教育から義務教育修了までの校種間の円滑な接続のための取組みの充実 2. 小中一貫教育の推進及び施設一体型小中一貫教育推進校の設立【重点】	
9	1. 学校運営協議会の充実 2. 教育コミュニティづくりの推進 3. 公民館施設と学校の複合化による教育内容の充実	教育 総務課
10	1. 学校施設整備の推進	
11	1. 教育情報ネットワークシステム等の充実及び運用管理 2. 学習者用端末等の運用管理 3. 施設一体型小中一貫教育推進校の施設整備【重点】	

12	1. 古典に関する普及啓発事業の充実 2. 河内長野市文化祭の展開 3. 指定管理者制度による文化振興事業の推進 4. アウトリーチ事業の実施	文化・ スポーツ 振興課
13	1. 河内長野市民大学「くろまる塾」を中心とした生涯学習の推進 2. 生涯学習情報の提供 3. 市民交流センター機能の見直し	
14	1. 社会教育の推進【重点】 2. 社会教育委員会議及び公民館運営審議会による社会教育の活性化 3. 公民館と小学校の複合化【重点】	図書館
15	1. 子どもたちや市民の読書活動の推進 2. 課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施【重点】 3. 地域や市民との連携による読書活動の推進	
16	1. ICTを活用した図書館サービスの充実【重点】 2. 公民館図書室・自動車文庫の資料整備など読書環境の拡充	

17	1. 指定文化財の保存・継承の推進 2. 未指定文化財の調査の実施 3. 歴史文化遺産の活用の推進【重点】	文化財 保護課
----	--	------------

18	1. スポーツ普及啓発事業の実施とスポーツ活動の普及・振興【重点】 2. 指定管理者によるスポーツ施設の円滑な運営 3. シティマラソン大会の開催【重点】	文化・ スポーツ 振興課
----	---	--------------------

19	1. 青少年を育む地域での活動の深化 2. 青少年の健全な成長を支援する体制づくり 3. 通学路等の安全確保や見守り活動の実施	地域教育 推進課
20	1. 放課後児童会の適切な運営【重点】 2. 新たなニーズへの対応【重点】	
21	1. 家庭教育支援講座や親学習などの学習機会の提供 2. 市民主体による家庭教育力向上の取り組みへの支援	
22	1. 学社連携・融合事業の推進 3. 新・放課後子ども総合プランの推進 2. 地域学校協働活動推進事業の実施 4. 子どもの体験活動機会の充実【重点】	

23	1. 国際化に対応できる人材育成【重点】 2. 幅広い国際交流の推進 3. 多文化共生のまちづくり 4. 国際化・多文化共生ビジョンの推進 5. 英語村構想による幼児期及び小中学校英語教育の充実（※目標6 取組み3の再掲）	文化・ スポーツ 振興課 教育総務課
----	---	---------------------------------

目次

第1部 河内長野市教育推進プランの策定にあたって……………p. 1

1. 策定の趣旨
2. 策定の経過
3. 教育推進プランの構成
4. 計画の進行管理

第2部 教育の目標……………p. 3

1. 6つの方針に応じた23の教育の目標

第3部 令和5年度に実施する教育施策……………p.12

1. 令和5年度の主な取組み

第1部 河内長野市教育推進プランの策定にあたって

1. 策定の趣旨

この計画は、市が策定した河内長野市教育大綱に定められた「基本理念」及び6つの方針をもとに、教育委員会で23の教育の目標を策定し、毎年度の取組みについて定めるものです。

2. 策定の経過

平成27年4月「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新しく設置された「総合教育会議」で、市長と教育委員会が協議し、市長は平成28年4月に「第1期河内長野市教育大綱」を定めました。

この度、第1期教育大綱の対象期間（平成28年度～令和2年度）が終了するにあたり、第1期での成果や課題、新たな課題も踏まえつつ、第2期（令和3年度～令和7年度）の大綱が策定されました。

教育推進プランは、この第2期教育大綱で定められた基本理念、6つの方針をもとに、23の教育の目標を策定し、毎年度の主な取組みについて定めるものです。

3. 教育推進プランの構成

本プランは、第1部「河内長野市教育推進プランの策定にあたって」と第2部「教育の目標」及び第3部「令和5年度に実施する教育施策」の3部で構成するものです。

第2部「教育の目標」は6つの方針に基づく中期的な目標を示すもので、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

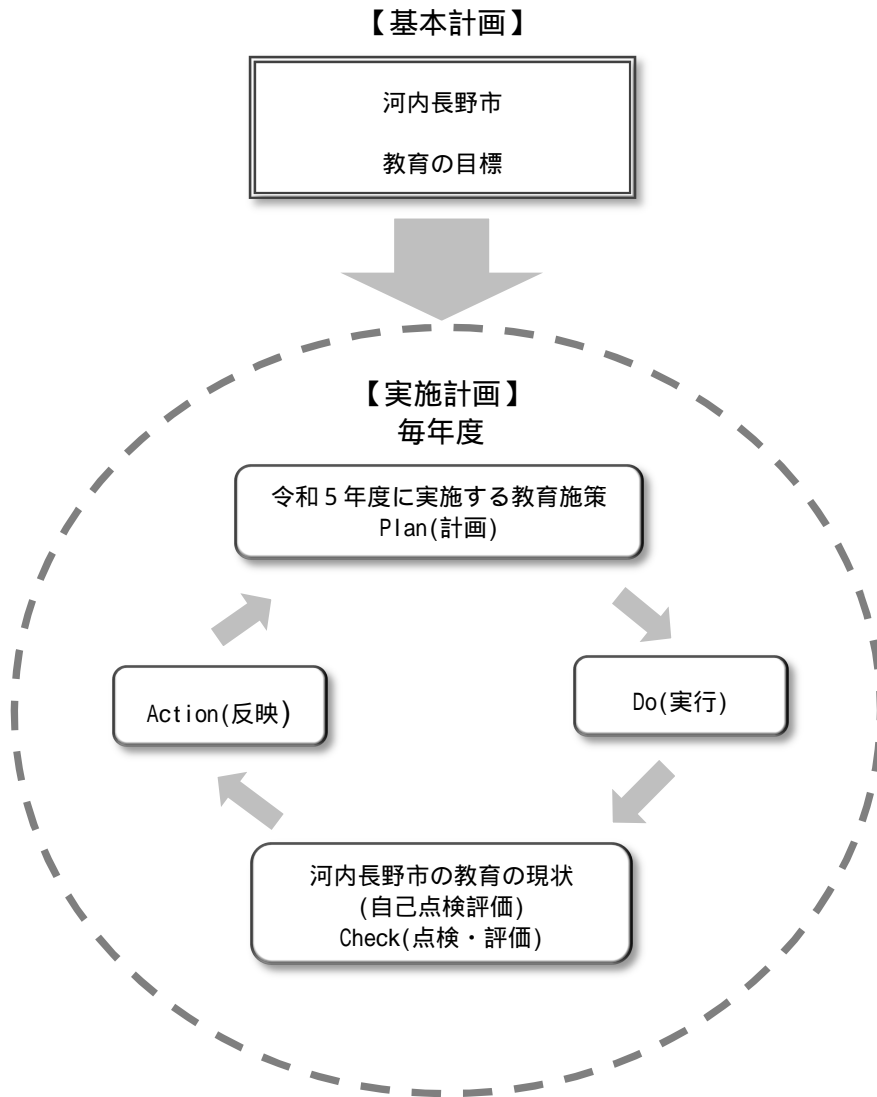
また、第3部「令和5年度に実施する教育施策」は、教育推進プランで定めた目標を着実に推進するために、毎年度の実施計画として取り組む施策を示すものであり、計画期間としては1年間で、毎年度見直しするものとします。

4. 計画の進行管理

本プランで定めた教育の目標を達成するため、教育の実施施策を策定し、計画的かつ効果的に取組みを進めます。

また、その際、PDCAサイクルによる進行管理をおこなうため、毎年「河内長野市の教育の現状」（自己点検評価）を作成し、各実施施策の実施状況を十分に分析し、成果と課題について点検評価を行うとともに、実施施策の取組み内容の見直しを重ねながら効果的な教育の実現をめざします。

[計画の構成と進行管理]



第2部 教育の目標

1. 教育大綱の6つの方針に応じた23の目標

6つの方針に基づき、令和3年度から令和7年度の5年間で取り組む目標を23設定し、その達成に向け取り組みます。

方針

生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育み、学んだことを活用できる能力の育成を図るとともに、人権尊重の精神を涵養し、ともに学びともに育つ教育の充実を図ります。また、安全で安心して学ぶことができる、質の高い教育体制や教育環境の維持・充実に取り組みます

目標1 確かな学力の定着（教育指導課）

変化が激しく予測困難な社会において、自ら人生を切り拓き、主体的に課題を解決していくためには、生きて働く知識・技能の習得、未知の状況にも対応できる思考力・表現力・判断力、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養等の資質・能力が求められます。

また、新学習指導要領の理念を踏まえた次世代の学校教育では、子どもたちに基礎的・基本的な内容を確実に習得させるとともに、一人ひとりの課題に対して適切に対応し、子どもたちが学ぶことの意義を実感しながら主体的・対話的で深い学びを実現できるよう、質の高い教育を提供するため指導體制を充実させていくことが必要です。

そのため、学校の教育目標を社会と共有し、設定した目標の実現をめざして、学校と家庭・地域が連携しながら適切な教育課程を編成し、地域の実情に応じた教育活動を実施します。

目標2 豊かでたくましい人間性を育む教育の充実（教育指導課）

今後、グローバル化がさらに進展する中では、様々な文化や多様な価値観を背景とする人々と対話・協働しながら、物事を多面的・多角的にとらえ、互いを尊重し合いながら生きていく力が必要になります。

子どもたちが、自己の生き方を考え、主体的に判断・行動し、自立した人間として他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、「特別の教科 道徳」の授業を要として、学校の教育活動全体

の中で、人・社会・自然と関わる豊かな体験活動を重視し、学校と家庭・地域が一体となる取組みを進めます。

また、いじめや虐待問題が顕在化した性的マイノリティの人権問題、グローバル化、情報化の進展に伴う新たな課題が生起しており、子どもたちを取り巻く人権課題は複雑化・多様化しています。

人権課題の解決に向けて、河内長野市人権教育基本方針等に基づき、教職員が人権に対する理解を深め、いじめをはじめとする様々な人権問題に対応できる能力を高める取組みを進めるとともに、すべての子どもたちにとって学校が安心して学ぶことのできる場所となるよう、人権尊重の視点に立つてすべての教育活動を進めます。

目標3 健やかな体づくりの充実（教育指導課）

社会生活全体が便利になり、生活する上で高い運動技能や多くの運動量が必要ではなくなるとともに、子どもたちの外遊びの機会や場所も失われつつあります。また、パソコンやスマートフォン等の普及が、子どもたちの生活習慣にも大きな影響を及ぼし始めています。一方、習い事等で専門的な運動技術を伸長させる子どもも増えており、子どもの体力の二極化が進んでいます。

そのため、学校では、ICT機器等の有効活用により、子どもたちが継続的に自身の伸びを記録させ、運動に対する意欲や関心を高めることができるよう、体育・保健体育の授業、運動部活動を中心として学校教育全体で体力の向上に取り組めます。

また、休み時間や学校行事等の機会を活用して全校で体を動かす時間を各校の教育課程に位置付けることにより、児童生徒が楽しんで運動することができるよう、体力向上の取組みを進めます。

目標4 支援教育の充実（教育指導課）

それぞれの子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、充実した学校生活を通じて「生きる力」を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築を引き続き推進する必要があります。そのために、これまで本市が取り組んできた、すべての子どもが『ともに学び ともに育つ』という観点からの学校づくりを継承し、互いの違いを認め合える集団づくりに取り組めます。

また、通常の学級においてもユニバーサルデザインの観点を取り入れた授業を展開し、支援の必要な子ども一人ひとりの実態や教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、すべての教職員の専門性の向上に努めます。そのために、関係機関等と連携し、就学前から社会参加に至るまで一貫した指導・支援がつながるように取り組めます。

目標5 食に関する指導の充実（教育指導課）

社会環境の変化やライフスタイルの多様化が進み、健全な食生活を実践することが難しい場面が増加しています。子どもたちの食生活の乱れや健康を取り巻く問題が深刻化しており、学校・家庭・地域が連携して、時代を担う子どもたちの食習慣を形成していく必要があります。こうした現状を踏まえ、「河内長野市食育推進計画」に

基づき、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっています。

また、共働き世帯の増加に伴う家事労働が増える等の社会状況の変化に伴い、中学校の全員給食を実施していきます。そのため、本市学校給食における学校給食施設整備の課題を整理するとともに、給食の調理や提供の方法をはじめ、食育指導の内容や学校体制の整備など、様々な課題の解決に向けて、本市の子どもたち、保護者のために最も適した学校給食の提供に取り組みます。

目標 6 伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進（教育指導課、教育総務課）

知識基盤社会やグローバル化の進展により国際的な相互依存関係がより深まっていく中で、郷土や国で育まれてきた優れた伝統・文化について理解を深めるとともに、国際的視野で他国の文化や習慣を尊重する態度を養う教育を推進する必要があります。

そのため、本市で平成 2 3 年度より取り組みを始めた、郷土の歴史や伝統文化に関する学習「ふるさと学」を継続し、日本文化遺産に認定された貴重な文化財を活用した体験的な学習や郷土歴史学習施設等と連携した出前授業の実施により、指導内容の充実に取り組みます。

また、「河内長野市英語村構想」のさらなる充実に努め、子どもたちが英語を使う楽しさや必要性を体感でき、英語学習の意欲向上につながる環境を整え、我が国の伝統・文化や異文化を体験したり、英語を用いた生活や社会活動を疑似体験できる参加体験型の教育プログラムを提供します。

目標 7 ICT 環境等を活用した教育の充実（教育指導課）

コンピュータ等の情報技術は、急激な進展を遂げており、人々の日常生活に浸透しています。情報技術は今後とも飛躍的に進展していくと考えられ、人々のあらゆる行動によって膨大な情報が蓄積されていくことが予想されます。このような社会において、児童生徒が何が重要な情報かを主体的に考え、見出した情報を他者と協働しながら活用していくための情報活用能力の育成が重要となってきます。

そのため、1 人 1 台学習者用端末のある環境を最大限生かし、児童生徒が主体的に他者と協働しながら学びを進め、自らの思考力や表現力を高めていけるよう、授業における I C T 機器の新たな有効活用について研究を進めます。

また、これまで本市で取り組みを進めてきた国際理解教育や遠隔交流の実践を生かし、小規模学校間での教育内容の充実や不登校児童生徒の学習保障の充実の新たな課題の解決に向けて、研究・実践を進めます。

ICT : Information and Communication Technology(情報通信技術)の略

目標 8 一貫性のある指導体制の構築（教育指導課）

本市で平成 24 年度から取り組んでいる小中一貫教育では、「中学校への不安がなくなった」と感じている児

童・保護者の割合や、小中学校教員の相互交流の機会が増加するなどの成果を上げてきました。一方で、いじめや不登校件数が増加しており、複雑化する課題に対して、小中学校の連携強化を図りながら、解決につなげていく必要があります。また、今後の少子化の更なる進行により、児童生徒の社会性や協調性の育成に課題が生じる懸念が出てきています。

そのため、市内全中学校区で展開している小中一貫教育をさらに推進するとともに、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、施設一体型小中一貫教育推進校を設立し、小中学校の段差の解消、小規模化による課題を解消できる、魅力ある学校づくりを進めます。

目標 9 家庭・地域との協働による学校づくりの推進（教育指導課）

今、子どもの豊かな育ちと学びを創造するために、学校と家庭・地域とがそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に協力し合い、子どもたちを育む風土を醸成していくことが求められています。

そのため、「地域とともにある学校づくり」を推進し、市内全小中学校に家庭・地域との協働による学校運営協議会を設置し、学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校と家庭・地域が協働した取組みを進めます。

目標 10 安全・安心な学校施設の維持・充実（教育総務課）

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、豊かな人間性を育むための教育環境として重要な役割を果たしています。また、災害時には避難所になるとともに、今後は余裕教室などを地域コミュニティや地域の人々の学びの場としての活用なども期待されることから「河内長野市学校のあり方の方針」に基づき取組みを進めます。

一方で、学校施設のほとんどが、建築後 40 年を超え、老朽化も進んできています。そのため、児童生徒をはじめ、学校を利用するすべての人々にとって、学校が安全で安心な施設として機能するように、長寿命化および危機管理の充実等の学校施設の維持・充実に取り組みます。

目標 11 学校教育を支える教育環境の維持・充実（教育総務課）

近年の児童生徒を取り巻く社会環境は大きく変化し、児童生徒一人ひとりが、その変化に対応し、高度情報化社会を生き抜く必要な知識や能力を身に着けることが必要です。

そのため、高度情報化社会に対応する ICT 機器や教育委員会と全小中学校を繋ぐ教育情報ネットワークの安定的な運用などを図り、教育内容の多様化にも対応できる質の高い教育環境の維持・充実に取り組みます。

また、学校の小規模化や社会性・コミュニケーションの育成等の課題に対応するため、施設一体型小中一貫教育推進校の整備を進めます。

方針

地域や家庭での学習の機会や場を充実させ、あらゆる世代の学びを進め、学びの成果を活かしていく生涯学習の推進に取り組みます。

目標 12 文化活動の活性化(文化・スポーツ振興課)

市民団体等との連携により、文化事業や文化活動の普及に取り組んでいます。さらに多くの市民が自主的に参加、企画するとともに、「河内長野市第2期文化振興計画」に基づき文化・芸術活動に接する機会を拡大することによって、心豊かな暮らしづくりに寄与する必要があります。

そのため、小中学校などの教育機関や、河内長野市文化連盟等の各種団体との連携により、市民の自主的な芸術文化活動の発展や地域文化の振興を目指すとともに、小中学生をはじめ、市民だれもが質の高い文化・芸術活動に触れる機会を提供します。

目標 13 市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実(文化・スポーツ振興課)

「河内長野市第2次生涯学習推進計画(くるまる生涯学習プラン)」に基づき、河内長野市民大学「くるまる塾」を生涯学習推進の中心として、学びの場や質の充実に取り組んでいます。今後とも、生涯にわたる学びの成果を社会や地域に活かしていくため、学習機会の充実や支援が求められています。また同時に市民公益活動団体・地域活動団体等の既存活動団体との協働による地域力の向上が課題です。

そのため、生涯学習を個人の生きがいや自己実現だけでなく、社会や地域に還元できるよう、まちづくりや行政、団体等との協働を担う人材の育成や支援体制の充実に取り組みます。

目標 14 社会教育の推進(文化・スポーツ振興課)

人口減少、核家族化などによる地域活動の担い手の減少や地域のつながりが希薄化するなど、今日、個人や地域が抱える課題が多様化・複雑化しています。このことから地域の様々な課題解決に向けて、一人ひとりが能動的に行動し協働による地域づくりが可能となる学習が求められてきています。

特に、社会教育を推進する公民館は地域の学びの拠点として、地域において、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの好循環を目指し、施設の老朽化・利用者の固定化等の公民館の抱える様々な課題の解決を図りつつ、現代的課題に対応した学習機会を充実していきます。また、学校の小規模化が進む小学校と公民館の複合化を実施し、課題解決を図るだけでなく、地域及び学校の連携を促進して教育総合コミュニティづくりを推進していきます。

目標 15 市民の読書活動の推進（図書館）

読書は、豊かな人間性を育む上で非常に有効であり、継続的な読書活動の推進や、その楽しさを子どもたちに伝えるための持続的な取組みが求められています。このため、「河内長野市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもたちをとりまく関係機関や地域との連携を図り、読書環境の醸成に取り組めます。また、図書館事業計画に基づき、障がい者、高齢者を含めた多様な市民が読書に親しむことができるように図書館への来館が困難な利用者への郵送貸出ほか利用者に対応したサービスの充実を図ります。

資料の収集においては、市民の生活や仕事、地域の課題について利用者自らが解決できるよう、医療・健康・福祉・英語多読ほか時代に即した資料（録音図書や電子書籍なども含む）の整備に取り組めます。さらにこれらを活用して、多様なテーマの資料展示や講座の実施などにより、読書振興を図ります。

また、以上のような読書活動の推進に欠かせないボランティアの活動支援にも取り組み、市民の読書活動を推進します。

目標 16 図書館や公民館図書室の充実（図書館）

市民の情報収集拠点である図書館として、市民が図書館資料のほかにインターネットを利用した情報入手ができる環境を整備します。図書館内で Wi-Fi 利用環境を提供するとともに、レファレンス（調査相談）サービスを実施することで情報収集の支援を行います。新しい生活様式に対応しつつ、障がいの有無にかかわらず利用しやすい図書館となるよう電子書籍などの利用を推進します。

また、市内全域への図書館サービス提供を推進するため公民館図書室や自動車文庫の活用に努め、図書館遠隔地の市民の利便性を高めます。

方針

「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組めます

目標 17 歴史文化遺産の保存・継承と活用（文化財保護課）

本市は、全国有数の歴史文化遺産が集中する地域であり、令和元年度および令和2年度に日本遺産の認定を受けました。これらがまちの重要な資源となっている一方で、少子高齢化、人口減少が加速している今日の状況は、歴史文化遺産の保存や継承にも大きな影響を与えています。

このような社会情勢を受けて、令和元年度に策定した「河内長野市文化財保存活用地域計画」に基づき、様々な組織、団体や個人と連携しつつより大きな枠組みをもって歴史文化遺産の保存と継承、文化の伝承の

充実を図ります。一方で活用の面では、郷土歴史学習や歴史文化遺産の講演会等を通じて、ふるさと意識の高揚や歴史的景観の啓発を図り、地域に伝わる歴史文化遺産や歴史的コンテンツを様々な市民団体と連携して活用する事により地域づくりを進めます。さらに日本遺産のテーマを基に、本市の歴史的魅力を広く情報発信し観光分野での活用を推進します。

方針

子どもから高齢者まで生涯にわたり、健康づくりや生きがいづくりにつなげることができる、スポーツ環境の向上を図ります。

目標 18

スポーツ施設の充実と生涯スポーツ活動の推進（文化・スポーツ振興課）

スポーツは体力を向上させるだけでなく、他者への尊重や協調性、実践的な思考力や判断力等といった、各種の学習活動面のほか、人や地域の交流など様々な効果が期待できることから、生涯スポーツの振興に努めています。

しかし、スポーツ施設の利用者数は、少子高齢化、人口減少などの影響により、減少傾向にあります。

一方、施設面においては、昭和40年代から50年代にかけて整備されたものが多く、老朽化への対応が課題となっております。

そのため、限られた財源で施設機能の維持を効率よく行うため、「スポーツ施設個別施設計画」「スポーツ施設再編検討基礎調査」を踏まえ、施設の長寿命化や整備を計画的に取り組み、施設の効率的な運営や効果的な再編整備、安全で利用しやすい施設運営を行います。

併せて、指定管理者との連携により、スポーツを通じた体力向上と健康維持を行える体験事業などを通じた普及活動を実施し、手軽にスポーツを行う機会の提供を行います。

また、シティマラソン大会について、本市が活性化するイベントとしての開催を目指します。

方針

家庭・地域の教育力を高め、地域総ぐるみで子どもたちを守り育て地域社会づくりに取り組みます。

目標 19

青少年の健全な成長を支援する体制づくり（地域教育推進課）

地域での人間関係の希薄化が進む今日の社会では、様々な機会を通じて青少年の健全な成長を支援するため、青少年の健全育成にかかわる市民や団体等と連携し、青少年の積極的な社会参加を促す体制づくりが

必要となります。

そのため、青少年指導員や青少年健全育成会をはじめとした青少年の健全育成にかかわる市民や団体等と協働し、青少年を育む地域での体験活動等の充実や若者が自立するための支援策等を実施するとともに、子どもたちの安全・安心を見守る施策に取り組みます。

目標 20 子どもたちの放課後の育ちの保障（地域教育推進課）

近年は、子どもたちが犯罪等に巻き込まれるケースの増加や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き世帯の増加などが進んでおり、子どもたちの放課後の安全・安心な居場所の提供と生きる力を育むための体験活動の機会を充実していくことが求められています。

そのため、放課後児童会の適正な運営に努めるとともに、施設一体型小中一貫教育推進校整備に合わせ、児童会施設の整備に取り組みます。さらに、民間法人による夏季休業期間預かり事業や、放課後児童健全育成事業への助成制度の創設など、児童福祉の充実に向けて取り組みます。

目標 21 家庭の教育力の向上（地域教育推進課）

近年、核家族化の進展等により、家庭における教育の機会が少なくなっていると言われていています。また、家庭だけでの子育てが大きな負担となっていることから、地域ぐるみで子育てをサポートする市民主体の活動を推進し、更なる地域ぐるみの子育て支援が求められています。

そのため、大阪府教育委員会が作成した子どもの成長とともに親自身が学び、育っていくことを目的とした「親学習プログラム」に基づき、本市独自の体制である「親楽習（おやがくしゅう）」事業を展開していきます。また、保護者をはじめ、祖父母世代や地域住民、将来の親世代となる小中学生を対象とした家庭における教育の重要性について理解が深まるよう、学習機会の提供を行います。

また、地域ぐるみの市民主体による取組みとして、子どもを育て、包み、伸ばす親の総合力いわゆる「親力（おやりょく）」を推進する目的で発足した「河内長野親力推進協議会」と連携するなど、市民・地域とともに、子育てを支援する人間関係づくりを醸成します。

目標 22 地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくり（地域教育推進課）

近年、市民の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化などの急激な社会変化によって、学校が様々な課題を抱えるとともに、学校に対して家庭や地域から過剰な役割を求める声が多く寄せられています。このような状況の中で、学校だけが役割と責任を負うのではなく、これまで以上に学校、家庭、地域の連携協力のもとで進めていくことが不可欠となっています。

そのため、学校教育と社会教育（家庭教育を含む）との学社連携や学社融合の取組みとともに、その推進環境の充実に努めます。特に学校と公民館の複合化が実施される地域から取り組みを進めます。

また、様々な体験活動を提供し、子どもたちの「生きる力」を育むため、地域住民の参加促進を得て、放課後子ども教室等の充実に取り組み、新・放課後子ども総合プランを推進します。

さらに、市民やボランティア団体、大学等と連携し、子どもたちが様々な体験ができるような取り組みを活性化させるとともに、より多くの参加を促すため、情報発信の強化にも取り組みます。

方針

市民一人ひとりが、外国人や外国につながる人々の多様な文化や価値観を理解しあい、誰とでも支えあってともに生きていくための学びを推進します。

目標 23 多文化共生と国際交流の推進（文化・スポーツ振興課）

社会のグローバル化が進み、身近な地域においても外国籍を有する人のほか、外国に様々なつながりのある人たちが生活しています。出身地をはじめ生活様式や文化、言語などに関係なく、互いの違いを理解、尊重しあい、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくことが求められています。また、国際化社会に対応できる人材の育成も課題です。

そのため、学校教育や社会教育、生涯学習の場において、国際理解や国際交流を深めるとともに、それが市民同士だけでなく行政間の「ゆるやかなパートナーシップ」につながるように支援し、併せて多文化共生意識を高める取組みを推進します。さらに、河内長野市国際交流協会との連携を強化し、多様な市民団体との協働による各種の取組みを進めます。

第3部 令和5年度に実施する教育施策

この令和5年度に実施する教育施策は、6つの方針に位置付けられた23の目標についての、令和5年度の目標ごとの主な取組みを示すものです。

なお、主な取組みの中でも、特に今年度重点を置いて実施する教育施策を「重点実施施策」として位置付けています。

また、施策ごとに「教育内容（内容）」、「教育体制（体制）」、「教育環境（環境）」の3つに分類し、さらに「新規（新）」、「充実（充）」、「継続（継）」のいずれかに分類しています。

各用語の解説

- （ ・新）...新規（新たに始める事業 または 継続事業だが単年度ごとに実施する事業）
- （ ・充）...充実（継続事業を、新たな事業を追加等して実施する事業）
- （ ・継）...継続（前年度と同内容で実施する事業）

目標 1 確かな学力の定着

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 学習指導要領の確実な実施（内容・充）

児童生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、課題を解決し、未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性を育みます。

また、児童生徒が目的や意図に応じて文章の内容を的確に読み取る読解力や、場面や状況に応じて考えを伝え合う表現力など、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた取組みを推進します。

特に、図書館資料を活用した調べ学習や読書感想文の取組み、ビブリオバトルなど表現力・読解力を育成する学習活動を展開し、言語活動の充実を図ります。

【事業名：国語力向上事業、教職員研修事業、子ども教育支援センター事業】

2. 学力向上の取組みの充実と教員の指導力向上（内容・充）

「全国学力・学習状況調査」等の結果から、学校ごとの児童生徒の学力や学習状況を分析し、成果と課題に基づき、各校における短期・中期・長期ごとに取組みを計画して授業等の改善に取り組みます。特に、ICT 機器を有効に活用して、本市の課題である思考力・判断力・表現力の育成のために思考ツール（シンキングツール）を用いた授業実践に取り組みます。

特に、教員の指導力向上にあたっては、各校の学力向上担当者を中心とした校内体制を構築し、課題に正対した授業実践を伴った校内研修を組織的に進めます。また、日常的なOJTに加えて計画的な研修の実施等の取組みを推進します。その際、子ども教育支援センター等による指導助言を積極的に行います。

【事業名：教職員研修事業、子ども教育支援センター事業】

3. 読書活動の推進（内容・継）

言語力向上司書職員を全校に配置し、司書教諭やボランティア、市立図書館等と連携し、「河内長野市第4次子ども読書活動推進計画」に基づき、各小中学校において、読書週間の設定や読書ノートを活用した子どもの読書活動の推進を図ります。

【事業名：国語力向上事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～6年度

目標 2 豊かでたくましい人間性を育む教育の充実

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 道徳科を要とした学校・家庭・地域と一体となった道徳教育の充実（内容・継）

人や社会、自然と関わる直接的な体験を通じて、児童生徒が思いやりの心、よりよい人間関係、自己肯定感、規範意識等を醸成することができるよう、道徳科を要として学校・家庭・地域のつながりの中で道徳教育を推進します。

道徳教育推進教師を中心に、児童生徒が道徳的価値の理解を基に、物事を多面的・多角的に考え、議論することにより、自己や人間としての生き方について考えを深める学習を行えるような指導方法（問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた指導等）や「考え議論する道徳」への授業づくり、一人ひとりの成長を認め励ます個人内評価のあり方についての研究を学校全体で組織的に進め、道徳教育の充実を図ります。そのため、各学年における指導内容を確実に取り扱えるよう授業時数を確保します。

2. 基本的人権の享有を保障する教育の推進（小中一貫した人権教育カリキュラムの充実）（内容・継）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」の人権 3 法及び大阪府人権 3 条例を踏まえ、小中学校において人権教育年間指導計画に基づいた計画的な指導を進めます。

また、人権教育の実施にあたっては、人権及び人権問題に関する児童生徒の正しい理解を深め、部落差別をはじめ、在日外国人、インターネット上の誹謗中傷等に係る人権問題など、様々な人権課題の解決のために、児童生徒の実態や発達段階に応じた人権教育の充実を図ります。

【事業名：教職員研修事業、人権教育推進事業】

3. 学校が安心できる居場所となる集団づくり【重点実施施策】（内容・体制・充）

学校が、子どもの人権が尊重され安心して学習できる居場所となるよう、人権に関する様々な学習を推進するとともに、命にかかわる重大な人権侵害事象であるいじめの未然防止に取り組みます。深刻ないじめ問題を発端に、道徳が教科化されたことを踏まえ、いじめについて考え議論する道徳に取り組みます。その際、「いじめ防止基本方針」に基づき、早期発見・対応に努め、子ども同士のつながりを深め、互いの違いを認め合える集団づくりに取り組みます。

また、小中一貫した指導体制を活かして、不登校やいじめ等の課題解決を図るため、中学校区で道徳科、人権教育の公開研究授業に取り組み、すべての教職員が人権に対する理解を深め、人権感覚を身に付け、人権教育の指導力を向上します。

【事業名：相談員等派遣・配置事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市人権教育基本方針	R2 年度～
人権施策推進プラン	H28～R7 年度

河内長野市小中一貫教育つながりアップカリキュラム	H27～
河内長野市いじめ防止等基本方針	H28年度～

目標3 健やかな体づくりの充実

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 子どもたちの体力向上への取組み（内容・継）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果分析から、児童生徒の体力や運動能力等の状況を把握し、運動やスポーツの「楽しさ」を実感できる授業づくりに取り組みます。

また、市全体の分析をふまえ各校での分析を行い、「体力向上推進計画」を策定し、体力づくりを進めます。

【事業名：学校保健管理事業(小)、学校保健管理事業(中)】

2. 中学校 運動部活動の充実【重点実施施策】（内容・体制・充）

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、生徒の心身のバランスのとれた育成のために活動の充実を図ります。その際、本市部活動ガイドラインに則り、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、各種団体との連携など、運営上の工夫を行います。

また、国の進める休日の部活動の地域移行の実施等に向け、本市に最もふさわしく、持続可能な部活動のあり方について実践・研究を進めます。

【事業名：クラブ活動充実事業、生徒・進路指導充実事業】

3. 安全で安心な学びの場づくり（内容・体制・継）

子どもたちが安全に安心して学ぶことができるよう、自然災害や事件・事故に遭わないための防災・防犯教育、感染症に係る正しい知識・理解を深める学習や不安・ストレスに対するサポート、児童虐待を見逃さないための教職員研修等の一層の充実を図ります。

また、あらゆる教育活動を通じて、相互に気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、命を大切にする教育や自尊感情を育てる教育を計画的に進めます。

【事業名：子ども安全対策事業、学校保健管理事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第4次保健計画	H31～R8年度

目標 4 支援教育の充実

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 「ともに学び ともに育つ」教育の推進（内容・継）

すべての子どもが、「ともに学び ともに育つ」という観点から、それぞれの子どもが、充実した学校生活を過ごし、生きる力を身に付けていくことができるよう、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを推進します。そのために、「ユニバーサルデザインによるわかる授業づくり」と「互いの違いを認め合える集団づくり」に取り組みます。

【事業名：教職員研修事業、人権教育推進事業】

2. 一貫した支援のための就学相談、支援の充実（内容・継）

乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制を実現するために、教職員や保護者に対し、支援教育に関する相談を実施するとともに、サポートブックはーと（ ）を活用した「個別の教育支援計画」を作成し、障がい福祉課、子ども子育て課、子ども・子育て総合センターあいく、健康推進課（保健センター）、放課後等デイサービスなど、関係機関等とのより一層の連携の推進を図ります。

市教育支援委員会を中心に、各園及び他課、関係機関等との連携を図りながら、配慮の必要な幼児や障がいのある幼児の適切な就学先の決定に向けた取組みの充実を図ります。

サポートブックはーと：連続した支援を実現するための情報の共有を目的としたファイル。

【事業名：相談員等派遣・配置事業、教育相談センター事業】

3. 一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実（内容・充）

発達障がいを含む障がいのあるすべての子ども一人ひとりについて、障がいの状態や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見等を踏まえた総合的な観点から、学びの場の判断を進めます。また、自立活動を取り入れた個に応じた特別の教育課程を適切に編成し、確実な実施により指導の充実を図ります。

大学等と連携した教職員の実践力・指導力を高める研修を実施し、専門性の向上を図り、「個別の指導計画」に基づいたきめ細やかな支援教育の充実に取り組みます。また、支援学級や通級指導教室において、適切な指導・支援が行われるよう、教職員の専門性向上を図ります。

【事業名：支援教育推進事業（小）、支援教育推進事業（中）】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市幼児教育推進指針	H28年度～
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～6年度
人権施策推進プラン	H28～R7年度
河内長野市学校園に属する職員に係る障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	H28年度～

目標 5 食に関する指導の充実

教育指導課

【令和 5 年度の主な取り組み】

1. 安全で安心できる学校給食の推進（内容・継）

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、献立委員会で毎月の献立を検討し、旬の食材を使い、伝統行事食を盛り込むなど、季節感のある栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供します。

また、安全・安心な学校給食の提供のため、物資購入委員会で食材の品質等を検討し選定するとともに、各学校の配膳室、学校給食センターの安全管理並びに衛生管理の徹底を図ります。

河内長野市第 4 次保健計画をふまえ、保護者と連携しながら、子どもの発達段階に応じて、生涯を通じた健全な食生活の実践や健康の増進、食文化の継承をめざします。

また、レシピ集を活用した子どもによるお弁当づくりの取り組み等を進め、栄養教諭と連携した食育授業の充実を図ります。

【事業名：学校給食推進事業】

2. 学校給食の基本方針に基づいた給食提供の構築【重点実施施策】（内容・継）

社会情勢や共働き世帯の増加等の労働環境の変化などに伴い、家事労働の負担軽減のために学校給食の必要性が高まっています。これらのことから、「河内長野市学校給食のあり方検討委員会」の答申を踏まえて策定した「河内長野市学校給食の基本方針」に従い、新たに中学校全員給食を実現していくとともに、現給食センター設備の老朽化対策などの課題を解決するため、赤峰市民広場エリアに新たな給食施設整備を行う方向性を決めました。また、整備に関する基本計画を策定し、その計画に基づいて施設整備に取り組めます。

【事業名：学校給食推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第 4 次保健計画	H31 ~ R8 年度

目標 6 伝統・文化や英語教育等の特色ある教育の推進

教育指導課・教育総務課

【令和 5 年度の主な取組み】

1. 郷土の歴史や文化・伝統に関するふるさと学の推進（内容・継）

児童生徒が故郷を愛し、誇りに思い、語れることをねらいとして、オリジナルの副読本を活用した「ふるさと学」に取り組み、郷土の歴史や文化、伝統をはじめ、日本遺産認定の背景も含めた河内長野に関する学習の充実に取り組みます。学習の展開にあたっては、本市の地域に点在する多くの文化財を活用し、文化財保護課学芸員による出前授業、滝畑ふるさと文化財の森センターやふるさと歴史学習館等の郷土歴史学習施設の積極的な利用を図ります。

また、コンクール等を実施し、ふるさと河内長野に愛着を持ち、ふるさとの良さを発信できる児童生徒を育成します。

【事業名：教科用図書給与事業】

2. 小学校英語教育の充実（内容・継）

新学習指導要領の小学校外国語科（5、6年生）、外国語活動（3、4年生）とともに、小学校1、2年生では教育課程特例校制度による英語活動を実施します。また、全校に配置しているNET（ ）と中学校から小学校への乗り入れ授業のための中学校英語教員を活用し、小学校英語教育を充実するとともに、小学校教員の英語力と授業力の向上に取り組みます。

NET：Native English Teacher（英語指導支援員）の略

3. 英語村構想による幼児期及び小中学校英語教育の充実（内容・充）

幼児児童を対象とする「こどもえいご村」や「参加体験型英語イベント」の実施、小学校3年生でNETを活用して子どもたちが英語で表現する機会を設定した「モバイル英語村」の充実を図り、主体的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度の伸長に取り組みます。また、5、6年生に動画付き副教材を配布し、基礎的な技能の定着を図ります。

中学校では、3年生を対象に公費補助による英検受験を推奨し、中学校卒業時に英検3級程度の英語力を身に付けさせることができるよう取り組みます。

【事業名：英語教育推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7年度
河内長野市歴史文化基本構想	H28年度～
河内長野市英語村構想	H30年度～

目標7 ICT 環境等を活用した教育の充実

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 1人1台の端末を活用した授業改善の推進や情報活用能力の育成（内容・継）

子どもたち一人ひとりの資質・能力を一層確実に育成するため、これまでの教育実践の蓄積を生かしながら、1人1台学習者用端末を有効活用し、思考力を育成するための授業改善の推進、主体的・対話的で深い学びの実現や情報活用能力の向上をめざします。

また、小中学校において、論理的思考力や創造性、問題解決能力を育むプログラミング教育について、ロボット教材等を活用した体験的な学習を進めます。

【事業名：情報教育推進事業】

2. インターネット環境を活用した遠隔授業の推進（内容・継）

インターネット環境を活用し、授業で培った英語力を外国の子どもたちとのコミュニケーション活動に活かす語学協働学習や、自国や外国の歴史・文化等を理解し、多様なものの見方と表現力・コミュニケーション能力の育成に繋げる国際理解教育を JICA との連携等により推進します。

また、小規模学校間の授業や行事での交流、不登校児童生徒の学習支援等のために、インターネット環境や1人1台学習者用端末を活用した遠隔授業等についての取組みを進めます。

【事業名：情報教育推進事業、子ども教育支援センター事業】

目標 8 一貫性のある指導体制の構築

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 幼児教育から義務教育修了までの校種間の円滑な接続のための取組みの充実（内容・継）

小中一貫した授業スタンダードを確立し、ユニバーサルデザインの観点を踏まえたわかる授業づくり（授業の構造化、ICT機器を有効活用した教材の視覚化など）に取り組みます。

また、中学校区単位で、児童生徒が、授業の中で意見を出し合い考え議論する場面を取り入れ、ともに学び合う学習集団づくりの研究を進めます。

市公私立保幼小連絡会を中心に幼児教育の連携・交流の充実を図り、国の「幼保小の架け橋プログラム」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を踏まえ、基本的な生活習慣を身に付けたり、コミュニケーション能力や自己肯定感、規範意識等の非認知能力を育成する取組みを推進します。

【事業名：小中一貫教育推進事業】

2. 小中一貫教育の推進及び施設一体型小中一貫教育推進校の設立【重点実施施策】（体制・継）

これまで進めてきた本市の小中一貫教育の蓄積を生かし、学校規模に応じたメリットを最大限発揮できるよう、学校区ごとの実情に応じた小中一貫の教育活動を進めます。

また、小規模化する学校の活性化や教育内容の充実に向けて、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、2中学校区の計画のうち、まずは南花台中学校区の施設一体型小中一貫教育推進校の設立に向けて、大学等とも連携しながら学校の指導体制の構築や小中合同による効果的な教育活動の研究を進めます。

【事業名：小中一貫教育推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市幼児教育推進指針	H28年度～
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6年度
河内長野市小中一貫教育つながりアップカリキュラム	R3年度～
河内長野市学校のあり方の方針	H31～R7年度

目標 9 家庭・地域との協働による学校づくりの推進

教育指導課

【令和5年度の主な取組み】

1. 学校運営協議会の充実（体制・継）

市立全小中学校で実施している学校運営協議会の機能を活かして、各学校において学力向上や体験活動、不登校など、各学校の教育課題を、教職員と地域の方々が共有し、課題解決に向けて、教育活動の質的向上を図れるよう取り組みます。

【事業名：学校運営協議会事業】

2. 教育コミュニティづくりの推進（体制・継）

地域、家庭、学校のそれぞれの教育における役割と責任を明確にし、互いに補完し合いながら地域総ぐるみで子どもを育てる土壌づくりを推進します。

【事業名：学校運営協議会事業、学校支援サポート事業】

3. 公民館施設と学校の複合化による教育内容の充実（体制・継）

学校の小規模化により、社会性やコミュニケーション能力を育成する教育活動への制約や集団の中で多様な価値観に触れる機会の減少などのデメリットを解消するため、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、まずは加賀田小学校と加賀田公民館の施設の複合化を進めます。児童と公民館施設に集う方々との交流を通して、多様な学習機会を創出するとともに、子どもの社会性の向上を図ります。

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～R6年度
河内長野市幼児教育推進指針	H28年度～

目標 10 安全・安心な学校施設の維持・充実

教育総務課

【令和5年度の主な取組み】

1. 学校施設整備の推進（環境・継）

学校施設のトイレを洋式化・乾式化整備することにより、快適で清潔感のある良好なトイレ環境の確保を図ります。今年度については、楠小学校、長野中学校のトイレを洋式化し、また校舎躯体に影響が及ばぬよう、長寿命化の観点を踏まえ、乾式化工事を実施します。

【事業名：学校施設・設備整備事業（小）（中）】

経年による学校建物の損耗や機能低下に対し、外壁改修や防水塗装など長寿命化の手法を取り入れつつ、復旧措置を講じ、学校教育の円滑な実施に資するとともに、緊急対応を要する箇所から重点的に改良工事を実施します。

【事業名：学校施設管理事業（小）（中）】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市学校施設長寿命化計画	R3～R22年度
河内長野市都市計画マスタープラン	H28～R7年度

目標 11 学校教育を支える教育環境の維持・充実

教育総務課

【令和5年度の主な取組み】

1. 教育情報ネットワークシステム等の充実及び運用管理（環境・継）

市教育委員会と市立小中学校20校を結ぶ教育情報ネットワークシステムの安定的な運用管理を行います。

【事業名：教育情報化推進事業（小）（中）】

2. 学習者用端末等の運用管理（環境・継）

児童生徒1人1台の学習者用端末等について、安定的な運用管理を行います。また中学校の普通教室で活用できる大型提示装置（電子黒板）等の導入を行います。

【事業名：教育情報化推進事業（小）（中）】

3. 施設一体型小中一貫教育推進校の施設整備【重点実施施策】（環境・新）

学校の小規模化や社会性・コミュニケーションの育成等の課題に対応するため、南花台小学校と南花台中学校を施設一体型小中一貫教育推進校として統合し、令和6年4月の開校に向け整備を進めます。

【事業名：学校施設・設備整備事業（中）】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市学校のあり方の方針	H31～R7年度

目標 12 文化活動の活性化

文化・スポーツ振興課

【令和5年度の主な取組み】

1. 古典に関する普及啓発事業の充実（内容・継）

日本の伝統や郷土の文化に親しみ、郷土を愛する心に加え、人や地域とのつながりを育むために、古典に関するイベント等を開催します。

【事業名：文化振興事業】

2. 河内長野市文化祭の展開（内容・継）

市民文化の発展のため、市民、河内長野市文化連盟、（公財）河内長野市文化振興財団及び行政が協力して文化祭を開催します。

【事業名：文化振興事業】

3. 指定管理者制度による文化振興事業の推進（環境・継）

文化会館の効率的・効果的な管理運営をめざして、指定管理者制度による運営を行います。

また、指定管理者による文化振興事業は、舞台芸術事業としてオペラやミュージカルを開催するとともに、「奥河内音絵巻」事業を継承した取組みを実施します。

【事業名：文化会館管理運営事業】

4. アウトリーチ事業の実施（内容・継）

小中学校などにアーティストを派遣するアウトリーチ事業を実施し、文化活動に関する学習機会の充実を図ります。

また、福祉関係機関等へのアウトリーチ事業も展開します。

【事業名：文化振興事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7年度
河内長野市歴史文化基本構想	H28年度～
河内長野市文化財保存活用計画	H30～R7年度
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度

目標 13 市民のニーズに応じた学びの場や機会の提供と市民の学習活動支援体制の充実

文化・スポーツ振興課

【令和5年度の主な取組み】

1. 河内長野市民大学「くるまる塾」を中心とした生涯学習の推進（内容・継）

市民大学「くるまる塾」を中心に生涯学習の推進に努め、市民が学びを通じて地域社会へ貢献し、まちづくりへ参画する生涯学習社会の実現を目指し、様々な講座等を実施します。

【事業名：市民交流センター管理運営事業】

2. 生涯学習情報の提供（内容・継）

学びやんネットや市ホムページなどを通じて、広く生涯学習情報の発信を図り、市民一人ひとりが希望する生涯学習情報を得ることのできる環境を整えます。

【事業名：市民交流センター管理運営事業】

3. 市民交流センター機能の見直し（内容・継）

市民交流センターの管理運営については、令和4年度から市直営による運営を行いながら、更なる効率的・効果的な管理運営をめざして、今後必要となる施設の機能を見直し、令和6年度以降の施設運営方針を定めます。

【事業名：市民交流センター管理運営事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
くるまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
河内長野市高齢者いきいき都市構想	H26年度～
河内長野市文化財保存活用計画	H30～R7年度
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7年度

目標 14 社会教育の推進

文化・スポーツ振興課

【令和5年度の主な取組み】

1. 社会教育の推進【重点実施施策】（内容・充）

社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けて以下のとおり取り組みます。

学びへの参加のきっかけづくりの推進

様々な団体や機関との連携・協働の推進

多様な人材の幅広い活躍の促進

今後の社会教育を推進するための仕組みづくり

その上で公民館は、今後求められる役割を踏まえ、地域における学びの拠点としての機能を果たしていきます。

【事業名：公民館管理運営事業】

2. 社会教育委員会議及び公民館運営審議会による社会教育の活性化（体制・継）

持続可能な社会のための課題や、市民の学習ニーズを踏まえ、社会教育施設や団体などと協力しながら、社会教育事業や活動はどうあるべきかを審議し、方向性を見出していくことで社会教育を活性化します。

【事業名：社会教育委員会議事業】

3. 公民館と小学校の複合化【重点実施施策】（環境・充）

「河内長野市公共施設再配置計画」や「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、公民館と小学校の複合化を進めていきます。

また、複合化により、学校と地域の連携・協働の強化による教育の質の向上が見込まれ、条件が整っている加賀田公民館と加賀田小学校を複合化のモデルケースとして整備を進めます。

さらに、次に複合化を進める公民館について、実施に向けた検討・準備を進めます。

【事業名：公民館管理運営事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
河内長野市文化財保存活用計画	H30～R7年度
河内長野市第4次地域福祉計画	R3～R7年度
第8期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画	R3～R5年度
河内長野市第4次保健計画	H31～R8年度

目標 15 市民の読書活動の推進

図書館

【令和5年度の主な取組み】

1. 子どもたちや市民の読書活動の推進（内容・継）

「子ども読書活動推進計画」に基づき、学校、保育所・幼稚園・認定こども園、保健センター、「あいく」や放課後児童会など、子どもの読書環境に関わる各機関やボランティアと連携しながら、子どもたちに読書の楽しみを伝える環境づくりをより一層推進します。

また、図書館事業計画に基づき障がい者、高齢者を含めた多様な市民が読書に親しむことができるように、図書館へ来館が困難な利用者への郵送貸出ほか利用者に対応したサービスの充実に努めるとともに、令和4年度に「音と映像コーナー」をリニューアルしてオープンした愛称「こもれば広場」で、ミニ講座の開催や利用者同士が課題について話し合うなどの交流の場としての活用を図ります。

「第2期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針」が令和5年度で5カ年の事業年度を満了することから、時代に即した図書館運営を進めるため見直しを行い、改定します。

【事業名：読書振興事業、図書館管理運営事業】

2. 課題解決型図書館に対応した情報発信や資料提供、各種講座の実施【重点実施施策】（内容・充）

市民が直面する日常の課題の解決に向け、医療・健康・福祉・英語多読などに関する時代に即した資料（録音図書や電子書籍なども含む）の充実に取り組みます。

また、所蔵する郷土歴史資料の修復作業を実施するとともに令和4年度にデジタル化した古絵図の活用を進めるほか、多様な切り口による図書館資料の展示や講座の開催などにより、読書振興を図ります。

SDGsの目標で分類した市民公益活動などに関するチラシを提供し、図書館の高齢者サービスや地域資料サービスの充実に図ります。また除籍した資料の一部は市内の公共施設等でのリサイクル本として活用し、読書振興を図ります。

【事業名：読書振興事業、図書館内サービス事業】

3. 地域や市民との連携による読書活動の推進（体制・継）

図書館と協働して地域や学校での読書活動の推進を担う人材を支援するためにボランティア講座を開催するほか、図書館の各種事業に関連するボランティア活動を支援します。図書館の各種事業の実施においては、おはなし会、さわる絵本の制作、対面朗読、図書の音訳や点訳、まちかどカフェなどのボランティアと連携し、読書活動を推進します。

【事業名：読書振興事業、図書館ボランティア活動推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市立図書館基本計画	H7年～
河内長野市第4次子ども読書活動推進計画	R3～R7年度
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度

第 2 期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針	H31～R5 年度
河内長野市高齢者いきいき都市構想	H26 年度～
河内長野市第 4 次地域福祉計画	R3～R7 年度
人権施策推進プラン	H28～R7 年度

目標 16 図書館や公民館図書室の充実

図書館

【令和5年度の主な取組み】

1. ICTを活用した図書館サービスの充実【重点実施施策】（環境・充）

市民の情報収集拠点である図書館として、市民が図書館資料のほかにインターネットを利用した情報入手ができる環境を整備します。図書館内で Wi-Fi 利用環境を提供するとともに、レファレンス（調査相談）サービスを実施することで情報収集の支援を行います。新しい生活様式に対応しつつ、障がいの有無にかかわらず利用しやすい図書館となるよう電子書籍などの利用を推進します。

また、図書館ホームページの充実により、図書館に来館しなくても資料を探ることができる非来館型図書館サービスの向上や、令和4年度に導入した利用者カードとマイナンバーカード・交通系 ICカードの連携による利便性の向上にも取り組みます。

そのほか、図書館サービスの安定した提供のため、図書館電算システムを更新し、スマートフォンに利用者カードのバーコードを表示し、貸出を可能にするほか、読書履歴画面を見やすくし、印刷も可能にする、インターネット蔵書検索の視認性を向上する機能の追加を図ります。

【事業名：図書館内サービス事業、図書館管理運営事業】

2. 公民館図書室・自動車文庫の資料整備など読書環境の拡充（環境・継）

公民館図書室や自動車文庫でのスムーズな図書及び資料情報の提供に努め、図書館遠隔地の市民の利便性を高めます。また、学校施設と公民館の複合化に合わせ、当該公民館の図書室のシステムや蔵書について検討します。

【事業名：公民館ネットワーク事業、自動車文庫事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市立図書館基本計画	H7年～
河内長野市第4次子ども読書活動推進計画	R3～R7年度
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
第2期河内長野市立図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針	H31～R5年度
河内長野市高齢者いきいき都市構想	H26年度～
河内長野市第4次地域福祉計画	R3～R7年度
人権施策推進プラン	H28～R7年度

目標 17 歴史文化遺産の保存・継承と活用

文化財保護課

【令和5年度の主な取組み】

1. 指定文化財の保存・継承の推進（内容・充）

市内の指定文化財の保存・継承を推進します。文化財所有者が実施する文化財保存修理事業（金剛寺築地塀、興禅寺阿弥陀如来坐像及び収蔵庫の修復）への補助や指導等の支援を実施するとともに施設管理・防災設備保守点検事業などについても同様の支援を行います。

【事業名：指定文化財保存事業】

2. 未指定文化財の調査の実施（内容・充）

未指定の歴史文化遺産や複数の歴史文化遺産の相互関係について調査を実施し、必要に応じて保存措置の検討を行います。また、個人住宅の建設等の際、敷地内の埋蔵文化財の発掘調査を行います。特に上原・高向地区で行われる土地区画整理に関し、埋蔵文化財の調査を実施します。無形民俗文化財については、全市域を対象として、祭礼をはじめとする伝統行事や習俗の実施状況を調査し、調査票としてまとめるなどの総合調査を行います。

【事業名：文化財調査事業】

3. 歴史文化遺産の活用の推進【重点実施施策】（内容・充）

教育分野での活用

市内の小中学校、高等学校で行う郷土歴史学習、市内の施設で行う里山集落や中世一山寺院などをテーマとする講演会・展示会を実施します。また、河内長野市文化財保存活用地域計画を踏まえて地域住民やボランティアと協働で文化財を幅広く活用することで、ふるさと意識の高揚を図ります。

さらに、社会教育の観点から、地域に伝わる行事や祭事をまとめた本市独自の『歳時記』を作成します。『歳時記』は図書館、放課後子ども教室や公民館講座で活用することで、古いいきたりや行事から引き継がれてきた先人の知恵を学ぶとともに、これからの社会に適応し貢献できる力を培います。

また、文化財をライトアップすることによって、乳がん検診を勧奨するなど、健康増進に向けた啓発等、他部局と連携した取組みを進めます。

観光分野での活用

ホームページなどを活用して市内の歴史文化遺産の魅力を全国へ向けて発信します。

景観分野での活用

地域の歴史的景観の特色に関する普及啓発事業等を実施し、住環境の魅力向上につなげます。

地域づくり分野での活用

地域まちづくり協議会や自治会と連携し、地域住民が地域に伝わる歴史文化遺産の魅力を再発見することなどを通じて地域社会の活性化と住民の主体的なまちづくりを支援します。

【事業名：歴史遺産活用事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市歴史文化基本構想	H28 年度～
河内長野市文化財保存活用地域計画	R1～7 年度
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5 年度

目標 18 スポーツ施設の充実と生涯スポーツ活動の推進

文化・スポーツ振興課

【令和5年度の主な取り組み】

1. スポーツ普及啓発事業の実施とスポーツ活動の普及・振興【重点実施施策】（環境・新）

スポーツ活動や体力づくりに取り組むきっかけとなるよう、プロスポーツの観戦やニュースポーツ(※)体験会を実施するなど、市民がスポーツに親しむことができる機会を提供し、スポーツの普及と振興を図ります。

ニュースポーツ：勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動。

【事業名：スポーツ普及啓発事業、スポーツ振興事業】

広く市民が自主的に参加できるよう、スポーツ行事を実施し、スポーツの普及啓発と競技水準の向上を図ります。

また、地域住民が自主的にスポーツ活動を展開できる場として、学校体育施設の開放を実施します。

【事業名：スポーツ振興事業、学校体育施設開放事業】

分散し、老朽化が進むスポーツ施設について、令和2年度に策定した「スポーツ施設個別施設計画」を基本としながら、令和4年度に実施した「スポーツ施設再編検討基礎調査」の結果を踏まえて、効果的な再編整備を検討します。

【事業名：スポーツ施設管理運営事業】

その他のスポーツ振興に関する取り組みについては、市・指定管理者（河内長野SSKクリーン工房共同事業体）・河内長野市総合スポーツ振興会の3者が連携・協力の上、それぞれの役割を分担しながら市民のスポーツ振興を図ります。

【事業名：スポーツ振興事業】

2. 指定管理者によるスポーツ施設の円滑な運営（体制・継）

指定管理者と連携を密にし、巡回点検や修繕業務を迅速に対応するなど、市民がスポーツ施設を安全に使用できるよう施設運営を行います。

【事業名：スポーツ施設管理運営事業】

3. シティマラソン大会の開催【重点実施施策】（体制・継）

市域の内外からの集客により本市が活性化するイベントとして、まちの魅力を生かしたマラソン大会を実施します。

【事業名：河内長野シティマラソン事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
河内長野市スポーツ施設個別施設計画	R3～R7年度

目標 19 青少年の健全な成長を支援する体制づくり

地域教育推進課

【令和5年度の主な取組み】

1. 青少年を育む地域での活動の深化（体制・継）

青少年指導員や青少年健全育成会、地域の子ども会等とともに、青少年を育む地域での活動を深化させ、地域や学校とも連携し、体験活動をはじめとする様々な青少年育成事業を実施します。

【事業名：青少年健全育成事業】

2. 青少年の健全な成長を支援する体制づくり（体制・継）

若者が、自ら考え、自ら判断し、行動できる大人として、社会で活躍できるよう、青少年指導員と連携し、体験活動等を通じて社会参画を促す体制づくりを目指します。

また、ひきこもりに悩む青少年やその家族に対して、相談窓口を紹介するほか、農業や工作体験等による社会参加のきっかけとなる居場所づくりを行います。

【事業名：青少年社会参画推進事業、子ども若者育成支援推進事業】

3. 通学路等の安全確保や見守り活動の実施（体制・継）

市内13小学校の通学路を中心に青色回転灯付きパトロール車両を巡回させ、児童の安全確保を図ります。

【事業名：子ども見守りパトロール事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～6年度
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7年度
人権施策推進プラン	H28～R7年度

目標 20 子どもたちの放課後の育ちの保障

地域教育推進課

【令和5年度の主な取組み】

1. 放課後児童会の適切な運営【重点実施施策】（環境・充）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象として、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、市内12ヶ所で放課後児童会を運営します。

また、放課後児童会における子どもたちの健やかな成長を図るため、生活必需設備の老朽改修を行うなど環境整備に努めるほか、児童会の管理体制の明確化することで、安全で安心な放課後児童会づくりに努めます。

そのほか、施設一体型小中一貫教育推進校の整備に伴い、児童会施設の新設整備を行います。

【事業名：放課後児童会運営事業】

2. 新たなニーズへの対応【重点実施施策】（体制・充）

新たな子どもたちの居場所づくりについて、令和4年度に試行実施した民間法人による夏季休業期間預かり事業の内容を踏まえ、令和5年度から同事業の拡充に向けて取り組みます。

さらに、民間法人による放課後児童健全育成事業の実施に向けて、施設の環境整備への助成制度や事業運営への助成制度を整備し、児童福祉の充実に向けた取組みを進めます。

【事業名：放課後児童会運営事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～6年度
河内長野市第4次保健計画	R1～8年度

目標 21 家庭の教育力の向上

地域教育推進課

【令和5年度の主な取組み】

1. 家庭教育支援講座や親学習などの学習機会の提供（体制・継）

各小中学校園の協力を得て、家庭教育支援講座の充実を図ります。

また、保護者や小中学生を対象とした「親学習」講座を実施し、家庭における教育の重要性について理解が深まるよう、学習機会の提供を行います。

【事業名：家庭教育・子育て支援事業】

2. 市民主体による家庭教育力向上の取組みへの支援（環境・継）

市民主体による家庭教育力向上の取組みを目指す「親力推進協議会」と連携して、親や子育て関係者に対する子どもの非認知能力を育む意識の向上の活動を支援します。

【事業名：家庭教育・子育て支援事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～6年度
人権施策推進プラン	H28～R7年度

目標 22 地域総ぐるみで子どもを守り育む環境づくり

地域教育推進課

【令和5年度の主な取組み】

1. 学社連携・融合事業の推進（体制・継）

学校教育において、社会教育と連携した教育活動が推進できるよう、各種の教育課程に事業を組み入れ、社会教育活動を展開する団体等と学校とのコーディネートを行っていきます。

また、学校と公民館との複合化が予定されている地区において、複合化後の活動のより具体的方法について検討し、実施していきます。

【事業名：地域学校協働活動推進事業】

2. 地域学校協働活動推進事業の実施（体制・継）

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校の施設を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して様々な活動を企画します。

また、学校と公民館との複合化にあわせた地域学校協働活動等の体制づくりを進めます。

【事業名：地域学校協働活動推進事業】

3. 新・放課後子ども総合プランの推進（内容・継）

様々な体験活動を提供し、子どもたちの「生きる力」を育むため、余裕教室等を利用し、地域住民の参画も得て、安全で安心できる「放課後子ども教室」を実施します。

【事業名：放課後子ども教室事業】

4. 子どもの体験活動機会の充実【重点実施施策】（体制・充）

地域住民が中心となって、学校の週休日などに、子どもの様々な体験活動を通じて、子どもたちが地域の大人から技術や知識を学ぶとともに、ものの考え方や生活習慣などを学ぶ機会を提供していきます。また、関係各課と連携して、実施内容や場所、内容等を研究・検討しながら子どもの体験活動や講座の拡充を図っていきます。

さらに、地域の伝統文化の継承について、地域住民と子どもが交流しながら体験する取組みを進めます。

【事業名：土曜学習事業・放課後子ども教室事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
河内長野市第4次地域福祉計画	R3～7年度
第2期河内長野市子ども・子育て支援事業計画	R2～6年度

目標 23 多文化共生と国際交流の推進

文化・スポーツ振興課

【令和5年度の主な取組み】

1. 国際化に対応できる人材育成【重点実施施策】（内容・充）

河内長野市国際交流協会をはじめ、様々な教育機関や団体と協働し、国際理解教育や持続可能な社会を実現するための学習を推進することにより、国際化社会に貢献し、グローバル化する社会に対応できる人材を育成します。

また、多文化共生を推進する役割を担う人材を育成します。

さらに、「河内長野市英語村構想」に基づき、「こどもえいご村」を定期的開設し、幼児期から言語・異文化に親しむ機会の提供に努めるとともに、広く市民を対象に参加体験型英語イベントを開催することにより、地域ぐるみで国際化への気運を醸成します。

なお、英語教育推進事業のひとつである「河内長野市英語村構想」については、各課横断的な取組みとして実施します。

【事業名：国際化推進事業、英語教育推進事業】

「こどもえいご村」については、目標6取組み3にも掲載

2. 幅広い国際交流の推進（内容・継）

カーメル市との姉妹都市交流をはじめ、様々な国や地域などの市民同士の交流を推進し、より多くの人々が関わることにより市民の国際感覚を高めます。さらに、必要に応じて本市との「ゆるやかなパートナーシップ」にもとづく支援を行います。

【事業名：国際化推進事業】

3. 多文化共生のまちづくり（体制・継）

河内長野市国際交流協会との協働により、日本語学習を支援するとともに、支援者の育成に努めます。また、多言語等による情報提供や相談窓口としての機能を整えていきます。

さらに、インターネットによるICT機器を利用し、ホームページへの誘導や多言語（音声）翻訳機能などの活用を推進します。

【事業名：国際化推進事業】

4. 国際化・多文化共生ビジョンの推進（内容・継）

本ビジョンの推進を図るために、全庁的な推進体制のもと、教育委員会の役割を明確化していきます。

また、河内長野市国際交流協会との連携に軸をおき、市民や事業者、各種団体、関係機関と様々な課題に対して協力して取り組みます。

【事業名：国際化推進事業】

【関連する個別計画】

計画名	計画期間
河内長野市第2期文化振興計画	H28～R7年度

くろまる生涯学習プラン（河内長野市第2次生涯学習推進計画）	H24～R5年度
河内長野市国際化・多文化共生ビジョン	R2年度～
河内長野市英語村構想	H30年度～

別冊 2

議案第 1 1 号関係

令和 5 年度河内長野市立学校に対する指導・助言事項
について

河内長野市教育委員会事務局



令和5年度

**河内長野市立学校に
対する指導・助言事項**

(案)

河内長野市教育委員会

目 次

◆第1章 確かな学力の定着と学びの深化 --4	(4) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実
重点1. 学習指導要領の確実な実施----- 5	(5) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実
(1) 主体的・対話的で深い学びの実現	(6) 早期からの切れ目ない支援体制の構築
(2) カリキュラム・マネジメントの充実	第1章関連項目 ----- 16
(3) 指導と評価の一体化の充実	(1) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備
(4) 総合的な学習の時間	(2) 校種間の円滑な接続と指導体制の充実
(5) 外国語（英語）教育	
(6) 特別の教科 道徳	◆第2章 豊かな心と健やかな体の育成 ---17
(7) 国旗・国歌の指導	重点7. 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実 ----- 18
(8) 現代社会の諸課題	(1) 人権教育の充実
重点2. 学力向上の取り組みの充実----- 7	(2) 道徳教育の充実
(1) 一人ひとりの学力を伸ばすための検証・改善	(3) 人権教育の一環としての同和教育の推進
(2) 日常的な授業改善	(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進
(3) 言語能力の育成	(5) 多文化共生教育の推進
(4) 情報活用能力の育成	(6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応
(5) ICT活用による学びの充実	(7) 平和教育の推進
重点3. 確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実----- 9	(8) 福祉・ボランティア教育の推進
(1) 学校図書館を活用した学習	(9) 人権侵害事象等に対する対応
(2) 読書への興味・関心を高める工夫	(10) 「こころの再生」府民運動
(3) 読書活動の充実に向けての連携	(11) 教職員人権研修ハンドブックの活用
重点4. グローバル社会における英語力の育成 ----- 10	(12) 大阪人権博物館の活用
(1) 言語や文化に対する理解感性を	重点8. 不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への取り組みの推進 ----- 21
(2) 授業における言語活動の工夫	(1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性の伸長を支える取り組みの推進
(3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導	(2) 不登校への取り組み
(4) 身に付けた英語力を発揮する機会の創出	(3) いじめへの取り組み
(5) 組織的な英語教育の推進	(4) インターネット、SNS上のトラブルへの取り組み
重点5. 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進 ----- 12	(5) ヤングケアラーへの取り組み
(1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進	(6) 暴力行為等への取り組み
(2) 交流及び共同学習の充実	重点9. 子どもたちの生命・身体を守る取り組み ----- 24
(3) 教職員の資質向上	(1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成
(4) 就学相談・支援の充実	(2) 児童虐待への対応
(5) 支援学校のセンター的機能の活用	(3) 個人情報の適正な取扱い
重点6. 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実 ----- 14	
(1) 合理的配慮についての適切な対応	
(2) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成	
(3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用	

重点 10. 保健・安全・衛生管理に関する指導 の徹底及び学校の体育活動中の事故防 止等の取組み ----- 26	(2) スクールソーシャルワーカーについて
(1) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底	(3) スクールロイヤーについて
(2) 武道における安全指導	(4) 多職種連携について
(3) 学校給食における衛生管理の徹底	(5) 関係機関について
(4) 食育の推進	重点 16. 教育コミュニティづくりの推進 -- 38
(5) 学校保健計画の策定	(1) 教育コミュニティづくりの活性化
(6) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実	(2) 教育コミュニティづくりへの主体的な参画 促進
(7) 性に関する指導の充実	(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織の さらなる充実
(8) 生活習慣の確立	
(9) 学校保健委員会の開催	◆第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織 づくり ----- 39
(10) 安全・快適な教育環境の確保	重点 17. 働き方改革 ----- 40
(11) がん教育	(1) 在校等時間管理について
(12) A E D使用を含めた心肺蘇生実施体制の整 備	(2) 休憩時間について
重点 11. 体力づくりの取組み ----- 29	(3) 労働安全衛生体制の充実
(1) 体力づくりの推進	重点 18. 教職員の資質・能力の向上 ----- 41
(2) 健康教育の充実	(1) 教職員の豊かな人間性
重点 12. 子どもの自主性を尊重した部活動の 取組み ----- 30	(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり
(1) 部活動の取組み	(3) 若手教職員の育成
第2章関連項目 ----- 30	(4) 研修成果の還元
(1) 伝統文化等に関する教育の推進	(5) 研修の計画的な実施
	(6) 教職員全体の指導力向上
◆第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育 成 ----- 31	(7) 女性教職員の登用
重点 13. 自主性・自立性を育成するキャリア 教育・進路指導の推進 ----- 32	(8) 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の 育成
(1) キャリア教育・進路指導の充実	(9) 承認研修について
(2) 障がいのある生徒の進路指導の充実	(10) 次世代育成について
(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導 の充実	(11) 女性活躍の推進について
(4) 奨学金制度等の周知・活用	重点 19. 学校の組織力の向上 ----- 44
重点 14. 社会とつながる学習活動の推進 -- 34	(1) 機能的な学校運営
(1) 探究的な学習の充実	(2) 学校評価の充実
(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充 実	(3) 法定表簿等の適正な記載
(3) 体験活動の充実	重点 20. 不祥事の防止 ----- 45
(4) 環境教育の充実	(1) 飲酒運転について
(5) すくすくウォッチ「わくわく問題」の活用	(2) 服務監督について
	(3) 通勤について
◆第4章 多様な主体との協働 ----- 35	(4) 兼職・兼業について
重点 15. 子どもたちの安全・安心を支えるた めの多職種連携 ----- 36	(5) 教職員の服務規律の確保について
(1) スクールカウンセラーについて	重点 21. 体罰・セクハラ防止の取組み ---- 47
	(1) 体罰防止の取組み
	(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行 為等性暴力行為の防止の取組み
	重点 22. 職場におけるハラスメントの防止 ----- 49

重点 23. 「指導が不適切である」教員への対応
----- 49

◆第6章 学びを支える環境整備 ----- 50

重点 24. 防災教育をはじめとする災害時に迅速に対応するための備えの充実と安全・安心な教育環境の確保 ----- 51

- (1) 学校安全計画の策定
- (2) 緊急事態への対応
- (3) 安全確保・安全管理の徹底
- (4) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理
- (5) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

第1章 確かな学力の定着と学びの深化

1

学習指導要領の確実な実施

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を養うことが重要である。

- ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 児童・生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てるとともに、教育課程の実施状況を評価し、その改善を図りながら、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現

- ・ 学習指導要領に示されている「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 個に応じた学びと協働的な学びの一体的な充実を図ること。その際、児童・生徒が自己調整しながら学習を進めていくことや多様な他者と協働することなどを発達段階に配慮しながら指導を行うこと。

(2) カリキュラム・マネジメントの充実

- ・ 学習指導要領及び学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて教育課程を編成し、時数の確保に努めること。その際、児童・生徒の負担を踏まえるとともに、学校における働き方改革に配慮すること。
- ・ 地域の実情や学校の実態等を踏まえた具体的な教育目標を設定するとともに、その実現に向けて教科等横断的な視点をもちつつ、学年相互の関連を図りながら、教育内容等を組織的に組み立てること。また、「社会に開かれた教育課程」の観点から、教育課程の基本的な方針について、地域や家庭とも共有を図ること。
- ・ 学校評価やアンケート等を活用し、学校の教育目標や教育課程等が児童・生徒、地域、

学校の実態に応じたものになっているかを把握し、課題となる事項に対し、改善方針を立案し、実施していくこと。

(3) 指導と評価の一体化の充実

- ・ 学習評価を行うに当たっては、学習指導要領の趣旨を適切に反映し、児童・生徒にどのような力が身についたかを的確にとらえるとともに、指導の改善につなげるため、指導と評価の一体化を充実すること。また、評価方法については、挙手の回数や毎時間ノートを取っていることで、主体的に学習に取り組む態度を判断するような誤った評価等、必要性・妥当性が認められないものは見直すこと。
- ・ 学習評価の妥当性・信頼性を高めるために、府作成の資料等を活用し、組織的な検証改善の取組みを確実に進めること。

(4) 総合的な学習の時間

- ・ 総合的な学習の時間については、探究的な学習を重視するとともに、教科等横断的な視点で学校の教育目標と関連付けた計画を作成し、確実に実施すること。
- ・ 指導に当たっては、社会と自分との関連を意識させるため、身近な地域社会の課題を取り扱うことや、地域の教育資源の活用により多様な学習活動の充実を図るなど、学習内容と社会との関連に留意すること。
- ・ 探究的な学習の過程においては、言語活動を重視し、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、まとめたり表現したりす

る学習活動の充実を図ること。その際、例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるようにすること。

(5) 外国語（英語）教育

- ・ 小学校低学年の教育課程特例校制度を活用した英語活動や中学年における外国語活動、高学年での外国語（英語）の教科化、中学校では授業を英語で行うことを基本とするなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分理解したうえで、確実に英語教育を実施すること。

(6) 特別の教科 道徳

- ・ 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものを別葉にして加えて関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。また、年間35時間（小学校1年生は34時間）の指導時数を確保すること。

(7) 国旗・国歌の指導

- ・ 入学式・卒業式においては、学習指導要領に基づき、国旗掲揚、国歌斉唱が適切に実施されるよう指導の徹底を図ること。なお、教員は教育公務員として府民の信頼に応える責務を自覚し、国歌斉唱に当たっては起立し斉唱すること。
- ・ 国歌「君が代」の指導については、小学校学習指導要領において、「いずれの学年においても歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、児童の発達段階に則した指導計画を作成し、適切に取り扱うこと。

(8) 現代社会の諸課題

- ・ 社会科を学習する際、自然災害からの復興、少子高齢化の問題、環境問題、日本人拉致問題、領土問題など、国内外に残されている諸課題等にも触れ、現代の課題を考え続ける姿勢をもてるようにすること。日本人拉致問題の学習の際には、アニメ「めぐみ」等を活用すること。
- ・ 各教科等において補助教材を使用する際には、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従ったうえで、児童・生徒の心身の発達の段階に即し、特定の見方や考え方に偏った取り扱いとならないこと。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）について知るとともに、児童・生徒の発達段階に応じた内容を各教科等で取り扱うこと。

2

学力向上の取組みの充実

各学校においては、ICTの活用も含めた授業改善を行うとともに、客観的なデータに基づき、一人ひとりの学力を伸ばすことや、学校全体の取組みの検証・改善を行うことが重要である。

- ・ すべての教科等で、学習の基盤となる言語能力及び情報活用能力を学校全体で育成すること。
- ・ 必要な情報を読み取り、論理的に自分の考えを構築し、表現する等の活動を各教科等で計画的に行い、思考力・判断力・表現力を育成すること。
- ・ 1人1台学習者用端末・ICTを日常的かつ効果的に活用し、「個に応じた学び」と「協働的な学び」の実現を図ること。
- ・ 児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるとともに、児童・生徒一人ひとりが、自らの学習到達状況を正しく理解し学習意欲を高めるため、「全国学力・学習状況調査」「小学生すくすくウォッチ」「中学生チャレンジテスト」等を活用すること。

【取組み項目】

(1) 一人ひとりの学力を伸ばすための検証・改善

- ・ 確かな学力を育むために、学校の組織的な取組みを一層進めること。その際、テスト等も有効に用いて子どもたちの学習状況を把握し、取組みの検証・改善を行うこと。
- ・ 子ども一人ひとりの学習内容の定着に向け、つけたい力を明確にした授業を行うこと。また、日々の授業での子どもたちの発言や行動、ふりかえり等から、目標の達成状況を把握し、日常的に自らの授業を振り返り、改善すること。
- ・ **府指定**「確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校(TM校)」、「スマートスクール実現モデル校」、「授業改善の推進校(JS校)」等の取組み及び成果を**実施校内**で共有し、児童生徒の課題に正対した取組みを充実させること。他校は、その取組みのノウハウを活用し、自校の実践を充実させること。

(2) 日常的な授業改善

- ・ 各教科の授業では、単元指導計画等をもとに、「個に応じた学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこと。
- ・ 思考力・判断力・表現力の育成に当たって

は、児童・生徒が各教科等の学習内容を、日常生活や社会と関連づけながら、論理的に考え、表現することができるよう、指導の充実を図ること。その際、**例えば、比較する、分類する、関連付けるなどの考えるための技法が活用されるよう、思考ツール(シンキングツール)を適切に使用した授業に取り組むこと。**ただし、ツールの活用自体が目的化しないよう、学習の過程において、どのような意図で、どのように使用するかを計画的に考えた上で、**進めるよう留意すること。**

- ・ 児童・生徒の実態に応じた習熟度別指導及び、小学校高学年における専科指導等に取り組むに当たっては、児童・生徒の学習達成度を把握し、効果検証に努めるとともに、その結果を生かし、より効果的な指導方法の工夫改善を図ること。

(3) 言語能力の育成

- ・ 言語能力の育成に当たっては、基礎的・基本的な言葉等の知識・理解を深めるとともに、文章や表、グラフ等を読み取り、論理的に自分の考えを書くなどの言語活動を行うこと。
- ・ 国語科では、系統的に言語能力の育成を図ること。また、各教科等においても、それぞれの目標を達成させるとともに、言語活動を充実させ、言語能力の育成に努めること。

- ・ 言語能力の育成にあたっては府指定事業の実践事例を参考にすること。
- ・ 言語活動の一環として、児童・生徒どうしがお薦めの本を紹介し合う活動(ブックトークや Best Book Battle (B1) 等)を実施すること。

(4) 情報活用能力の育成

- ・ 目的に応じて情報手段を適切に活用するなどして、必要な情報を収集・判断・処理する能力を高める授業や、情報手段の特性を理解し、自らの情報活用を評価・改善する力をつけるための授業を展開すること。
- ・ 小学校におけるプログラミング教育では、体験を通して「プログラミング的思考」を育み、1人1台端末等を必要に応じて活用しながら問題を解決しようとする態度を育むこと。その際、プログラミング教材を有効に活用すること。
- ・ 自他の権利を尊重し、自分の行動に責任を持つことや、情報を正しく安全に利用できること、ICT機器の使用による健康との関わりを理解することなど、児童・生徒の実態や発達段階に応じて、情報モラルの育成に努めること。

- ・ ICTの活用にあたっては、各校作成の1人1台学習者用端末活用推進計画書を基に、1人1台端末が鉛筆やノート等の文房具と同様に教育現場において不可欠なものとして捉え、すべての教員が日常的、効果的に授業で活用すること。
- ・ 児童・生徒一人ひとりが個に応じた学びを実現できるよう、1人1台学習者用端末を効果的に活用すること。その際、児童・生徒が自身の成長やつまづきなど、自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう支援すること。
- ・ 協働的な学びを実現するために、授業においては日常的に1人1台学習者用端末を活用し、問題発見・解決に挑む資質・能力を育成すること。
- ・ 家庭学習の充実に向けて、日常的に1人1台学習者用端末を積極的に活用すること。
- ・ 児童生徒が多様な意見や考えに触れたり、協働して学習に取り組んだりする機会の充実を図るため、遠隔教育に積極的に取り組むこと。
- ・ ICT活用による学びの充実には、「スマートスクール実現モデル校」や本市教職員ポータルサイトの実践事例を参考にす

《参考資料》

「カリキュラム・マネジメントの手引き」(令和3年3月)

「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」(令和3年2月) 文部科学省

『「令和の日本型教育」の構築を目指して」(令和3年1月) 文部科学省

「学習指導要領(平成29年告示)のポイント【評価編】」(令和2年8月)(中学校については解説動画あり): 新学習指導要領に対応した学習評価オンライン講座

『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」(令和2年3月) 文部科学省

「学習評価の在り方ハンドブック」(令和元年6月) 文部科学省

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」(平成31年3月) 文部科学省

「新学習指導要領のポイント」(平成31年2月)

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月) 文部科学省

3 確かな学力をはぐくみ感性を豊かにする読書活動の充実

各教科や教科横断的な学習等において、学校図書館の機能を計画的かつ体系的に利活用し、児童・生徒の言語能力や情報活用能力及び、生涯にわたり主体的に学習する態度を育成すること。また、日常的に読書活動を進め、子どもたちの読書への興味・関心を高めること。

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行い、豊かな語彙を獲得できるよう、すべての学校で読書活動を推進すること。
- ・ 各教科等における学習や教科横断的・探究的な学習が充実するよう学校図書館の活用計画を策定し、年間を通じて学校図書館を活用すること。
- ・ 各学年の学習計画や児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行うことができるよう、学校全体で学校図書館の環境整備を行うこと。
- ・ 「河内長野市第4次子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境の整備を図ること。
- ・ Best Book Battle (B1) をはじめとした読書イベント等を活用し、読書活動ができていない子どもが少しでも本に興味・関心を持つよう、読書活動の普及啓発・推進を図ること。

【取組み項目】

(1) 学校図書館を活用した学習

- ・ 各教科等での学習活動に学校図書館の活用を計画的に位置付け、言語能力・情報活用能力等の育成を図ること。
- ・ 問題発見・解決能力等の育成のため、授業中はもとより、授業以外の場面でも、主体的に児童・生徒が学校図書館を活用し、調べ読みや探究的な学習に取り組むことができるよう支援すること。
- ・ 「学校図書館を充実・活用するためのモデル校」の実践事例を参考にすること。

(2) 学校図書館活用のための環境整備

- ・ 「読書センター」として、児童・生徒が本を読みたくくなるような読書環境を計画的に整備すること。また、配架の仕方や読書スペースの工夫などを行うこと。
- ・ 「学習・情報センター」として、年間指導計画に基づき、各教科等の学習において活用しやすい環境を整え、授業で役立つ資料を準備すること。取組みの充実に当たっては、市立図書館と連携を図り、団体貸し出し等のサービスも積極的に活用すること。
- ・ 学習者用端末が導入されたことを踏まえ、市立図書館の電子書籍の貸し出しも有効に活用すること。

- ・ 「学校図書館法」及び文部科学省通知「学校図書館司書教諭の発令について」に基づき、司書教諭の配置及び発令を行うこと。司書教諭(学校司書)を中心に、すべての教職員による学校図書館の運営体制を確立すること。

(3) 読書への興味・関心を高める工夫

- ・ 児童・生徒が読書の楽しさを実感し、読書習慣と豊かな語彙力を身に付けられるよう興味・関心を高める工夫を行うこと。
- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書活動を行うことができるよう、市立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。
- ・ 朝の全校一斉の読書タイムや国語科における並行読書、ブックトークや Best Book Battle (B1) 等を通じて、読書活動の充実を図ること。その際、府のオーサービジット事業等も積極的に活用すること。

(4) 読書活動の充実に向けての連携

- ・ 子どもが読書への興味・関心を高め、自ら読書を行うことができるよう、すべての学校で公立図書館やボランティアとの連携を促進し、学校での読書環境づくりを進めること。その際、府立中央図書館ホームページの「学校支援のページ」を活用すること。

4 グローバル社会における英語力の育成

児童・生徒が言語や文化に対する理解を深めながら、主体的にコミュニケーションをとろうとする意欲や態度を育み、英語を使って自分の考えを伝え合うことができるよう、4技能5領域をバランスよく育成する英語教育を推進することが重要である。

- ・ 授業において「コミュニケーションを行う目的や場面、状況」の設定を工夫し、英語で表現し伝え合う力を育成するための学習を充実させることにより、児童・生徒が実際のコミュニケーションにおいて活用できる英語力を身に付けられるようにすること。

【取組み項目】

(1) 言語や文化に対する理解

- ・ 外国語（英語）の基本的な表現、音声・文字、異なる国や文化に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めること。
- ・ NETやALT等の専門性を有する人材と児童・生徒とが交流して、伝え合う体験や、異なる国の文化を知る体験を充実させるよう努めること。
- ・ NETや小学校英語教育実践リーダー研修受講者の活用、中学校英語教員による小学校への乗り入れ授業、授業研究の充実を通して、さらなる指導の充実を図るとともに、中学校への接続に留意すること。
- ・ 小学校3年生対象のモバイル英語村「World 学習」を通して、様々な国の文化や風習を知り、日本以外の国への興味を抱くとともに、多種多様な人と様々な言語を通して自分自身を表現する態度を養うこと。

(2) 授業における言語活動の工夫

- ・ 言語活動を行う際には、小学校においては「身近で簡単な事柄」を、中学校においては「日常的な話題や社会的な話題」を取り上げるなど、コミュニケーションを行う目的や場面、状況の設定について工夫すること。
- ・ 小学校においては、英語を使って伝え合う体験や活動を通して、自分の思いを伝えたり、相手に対する理解を深めたりして、満足感や達成感を味わうことができるよう

にすること。また、「音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現」を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりして、自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うこと。

- ・ 中学校においては、英語を使って情報や自分の考えなどを話したり書いたりして伝え合う活動の充実を図るとともに、即興でやり取りする活動を重視すること。

(3) 児童・生徒の英語力の適切な把握と指導

- ・ 教員が授業における学習到達目標を設定したり、児童・生徒が自身の英語でできるようになったことをふりかえったりする際に、リストを効果的に活用すること。また、市作成教材も活用するなど、活動の充実を図ること。
- ・ 年間の指導計画を見通して、適切な場面でパフォーマンステストを実施し、指導に生かす評価を行うこと。その際、英語でコミュニケーションを行う目的や場面・状況の設定を工夫して、言語活動を通して身に付けたコミュニケーション能力の的確な把握に努めること。
- ・ 評価を行う際にはインタビュー（面接）、スピーチ、簡単な語句や文を書くこと、活動の観察、ペーパーテスト等、多様な評価方法から、的確に評価できる方法を選択すること。
- ・ デジタル教科書や1人1台学習者用端末を効果的に活用し、「個に応じた学び」と「協

働的な学び」を一体的に充実させること。
その際、学習ツールとして、府作成の「STEPS in OSAKA」も、授業や家庭学習等に活用すること。

- ・ 中学校3年生には公費による英検受験を推奨し、中学校卒業時に英検3級程度の英語力を身に付くよう取組むこと。

(4) 身に付けた英語力を発揮する機会の創出

- ・ 児童・生徒が学んだことを活用し、英語を学習することの意義を実感できる機会の創出に努めること。特に、市全体の課題である「書くこと」について、小学校6年生、**中学校3年生**対象の「自分の思いを英語で表現する活動」等を通して課題解決に向けた取組みを進めること。

(5) 組織的な英語教育の推進

- ・ 中学校区で学習到達目標に基づいた一貫性のある指導や評価を行うとともに、学校間の交流や研修等を通して、小学校と中学校の英語教育の円滑な接続に留意すること。
- ・ 英語コーディネーターや各校英語担当者等を中心に、研修や授業研究の成果の共有を通してさらなる指導の充実を図ること。

《参考資料》

「新・大阪版 CAN-DO リスト」(令和5年3月予定)

「STEPS in OSAKA」(令和5年3月予定)

「英語教育・日本人の対外発信力の改善に向けて(アクションプラン)」(令和4年8月)

文部科学省

「学習者用デジタル教科書実践事例集」(令和4年3月) 文部科学省(解説動画あり)

「外国語の指導におけるICTの活用について」(令和2年9月)(解説動画あり) 文部科学省

「中学校外国語教材『Bridge』」(令和2年1月) 文部科学省

「スピーキング力向上ツール」(令和元年12月、平成31年1月)

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」(平成31年2月)

「中学校英語定着確認プリント」(平成31年1月、平成30年10月)

「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」(平成30年2月)

「We Can!」「Let's Try!」(平成30年2月) 文部科学省

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説(総則編・各教科等編)」(平成29年3月・7月)
文部科学省

「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」(平成27年12月)

「英語を使うなにわっ子」育成プログラム(平成25年8月)

5 「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進

障がいの有無にかかわらず、すべての児童・生徒が、地域社会で豊かに生きるために、すべての学校において、多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、すべての子どもが安心して学校生活を送ることができる集団づくりをより一層推進することが必要である。

- ・ インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた取組みを進めるとともに、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくりをより一層進めること。
- ・ 地域における共生社会の実現をめざし、すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

【取組み項目】

(1) 「ともに学び、ともに育つ」授業づくり・集団づくりの推進

- ・ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級や通級による指導、支援学級という、連続性のある多様な学びの場の充実を図るとともに、個に応じた指導と集団における指導をバランスよく行い、障がいのある子どもの学びの充実をめざすこと。
- ・ 障がいのある子どもに必要な支援は、すべての子どもたちにとっても効果的な支援となりうることから、ユニバーサルデザインの観点を取り入れた「授業づくり」や自尊心や自己有用感を高める「集団づくり」を進めること。

(2) 交流及び共同学習の充実

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、交流及び共同学習がさらに充実し、相互理解がより一層進むよう、学校における支援学級の位置付け及び教室配置について、不断の点検・見直しを行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導内容等の工夫改善に努めること。
- ・ 交流及び共同学習の実施に当たっては、必要となる合理的配慮の検討、提供とあわせ、教育課程上の位置づけや児童・生徒の指導目標の明確化と適切な評価の実施、組織的な指導体制の構築等に取り組むこと。

- ・ 支援学校との交流及び共同学習についても連携を図ること。

(3) 教職員の資質向上

- ・ 障がいのある児童・生徒の指導・支援等に関する様々な課題に対応できるよう、学校と連携しながら研修内容を充実させ、すべての教職員の資質向上を図ること。
- ・ 支援教育の視点を踏まえた子ども理解をすべての教職員に浸透するよう取組みを進めるとともに、支援学級や通級による指導を受ける児童・生徒に対し、個々の障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導・支援が行われるよう、すべての教職員の専門性向上を図ること。その際、市主催研修を効果的に活用し、組織全体として取り組むこと。

(4) 就学相談・支援の充実

- ・ 就学相談・支援に当たっては、「障がいの状態等」、「特別な指導内容」、「合理的配慮を含む必要な支援の内容」の三つの観点を踏まえて、幼児・児童・生徒の教育的ニーズの整理に努めるとともに、保護者からの意見を聴取し、関係機関と連携しながら、できるだけ早期に就学に関する適切な説明及び情報提供を行うこと。
- ・ 就学先となる学校や多様な学びの場について、本人及び保護者が正確な情報を得ることができるよう十分な説明を行ったうえで、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、教

育的ニーズと必要な支援について合意形成を図り、幼児・児童・生徒の状況に応じた適切な就学先の決定に努めること。

- ・ 障がいの有無にかかわらず誰もが安心して過ごせる学校づくりに向け、関係部局とも連携し、教育環境の整備に努めるとともに、障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた配慮・支援に努めること。

(5) 支援学校のセンター的機能の活用

- ・ 支援学校のセンター的機能に基づく相談・支援を効果的に活用して、すべての教職員への支援教育に対する理解・啓発や専門性向上に努めること。

《参考資料》

- 「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（令和4年4月）文部科学省
- 「自立活動ハンドブック（中学校版）」（令和4年3月）
- 「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」（令和4年3月）
- 「障害のある子供の教育支援の手引」（令和3年6月）文部科学省
- 「自立活動ハンドブック（小学校版）」（令和3年3月）
- 『『ともに学び、ともに育つ』支援教育の視点を踏まえた学校づくり』（平成31年3月）
- 「発達障がいについて 保護者の理解を促進するために」（平成30年3月改訂）
- 「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の交流及び共同学習等の推進について」（平成30年2月）文部科学省
- 「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」（平成29年3月・7月）文部科学省
- 「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月）文部科学省
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）
- 「障がいのある子どものより良い就学に向けて〈市町村教育委員会のための就学相談・支援ハンドブック〉」（平成26年3月）
- 「学校教育法施行令の一部改正について」（平成25年9月）
- 「障害者基本法」第16条（平成25年6月改正）
- 『『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために』（平成25年3月改訂）
- 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月）中央教育審議会初等中等教育分科会
- 「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）

6 一人ひとりの教育的ニーズに対応した指導・支援の充実

障がいのある子どもをはじめ、一人ひとりの子どもの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

- ・ 支援学級における特別の教育課程の編成及び、通級による指導で実施する特別の指導について、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切なものとなるよう努めること。
- ・ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。
- ・ 全教職員が、障がいのある児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組みを充実していくこと。

【取組み項目】

(1) 合理的配慮についての適切な対応

- ・ 「ともに学び、ともに育つ」を基本に、一人ひとりの障がいの状況や教育的ニーズに応じた合理的配慮が行われるよう努めること。あわせて、合理的配慮の基礎となる教育環境の整備・充実に努めること。
- ・ 合理的配慮の検討・決定に当たっては、児童・生徒の発達段階等を踏まえ、現在必要とされているものは何か、優先して提供する必要があるものは何か等について、学校と保護者・本人とが十分に話し合い、合意形成を図ること。

(2) 障がいのある児童・生徒の教育課程の編成

- ・ 支援学級在籍児童・生徒の特別の教育課程の編成にあたっては、一人ひとりの教育的ニーズをふまえ、児童・生徒の障がいの状況や心身の発達等を考慮の上、必要に応じて、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、知的障がい支援学校の各教科の内容に替えたりするなど、実態に応じた教育課程を編成すること。また、自立活動の指導を行い、その充実に努めること。
- ・ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、自立活動の内容を参考と

し、具体的な目標や内容を定め、指導を行うこと。

- ・ 障がいのある児童・生徒については、支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童・生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

(3) 個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用

- ・ すべての学校において、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が計画的、組織的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用すること。
- ・ 支援学級に在籍する児童・生徒や通級による指導を受ける児童・生徒の全員について、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成すること。通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒の指導に当たっても、必要に応じて作成・活用に努めること。
- ・ 「個別の教育支援計画」の作成に当たっては、本人や保護者参画のもと、支援内容を検討するうえで必要な情報を記載すること。ま

た、本人や保護者の意向を踏まえつつ、校内や医療・福祉・保健・労働等の関係機関で共有を図るとともに、定期的に評価・点検・見直しを行い、効果的な活用のために内容の充実を図ること。

- ・ 「個別の指導計画」の作成・活用に当たっては、「個別の教育支援計画」との関連を図りつつ、一人ひとりの障がいの状況や心身の発達段階等に応じた指導目標、指導内容及び指導方法を明確化し、きめ細やかな指導の工夫に努めるとともに、実施状況を適宜評価し、改善を図りながら、児童・生徒の指導に関わる教職員で共有すること。
- ・ 児童・生徒の発達段階の連続性を踏まえた指導・支援が適切に引き継がれるよう、日頃から校種間や関係機関における連携を深め、「個別の教育支援計画」の引継ぎが確実に行われるよう努めること。その際、「サポートブックは一と」を活用し、積極的に取り組むこと。

(4) 通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実

- ・ 通級指導教室での指導・支援をより一層充実させるとともに、通級指導教室における学びを通常の学級で十分に発揮することができるよう、通級指導教室担当と担任の連携はもとより、校内における支援体制の充実に努めること。
- ・ 通常の学級には発達障がい等支援を必要とする児童・生徒が在籍していることを前提に、すべての教科等において、児童・生徒一人ひとりの学習上の困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、意図や手立てを明確にした指導・支援の充実を図ること。その際、支援教育コーディネーターや巡回相談等を効果的に活用すること。

(5) 病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実

- ・ 病弱児については、学校間、家庭、病院等との連携を密にし、継続した学習指導に配慮

すること。

- ・ 合理的配慮の観点の踏まえ、医療的ケアを必要とする児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、校内体制を整え、るとともに、配置された看護師や学校医を含む医療、福祉等との連携をより一層図るなど、充実した医療的ケア実施体制構築に努めること。
- ・ 医療的ケアについての一般的な知識や医療的ケアが必要な子どもへの理解、緊急時の対応等の研修を実施し、医療的ケアについての理解を深めること。

(6) 早期からの切れ目ない支援体制の構築

- ・ 障がいのある児童・生徒とその保護者が、就学前から社会参加に至るまで、ライフステージに応じた適切な支援を受けることができるよう、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、早期からの切れ目ない支援体制の構築に努めること。
- ・ 早期支援の重要性に鑑み、療育施設・保育所・幼稚園等就学前機関との連携において、「個別の教育支援計画」や「サポートブックは一と」を作成・活用し、早期から適切な支援を引き継いでいくことができるよう努めること。

【第1章関連事項】

(1) 日本語指導が必要な子どもへのきめ細やかな支援体制の整備

- ・ 日本語指導が必要なすべての児童・生徒に対して適切な指導・支援をするために、学校体制を構築するとともに、当該児童・生徒への日本語指導の内容の充実を図ること。その際、必要に応じて府の「オンライン日本語指導」を活用すること。
- ・ 当該児童・生徒がどの学校に在籍しても等しく日本語指導が受けられるよう、各学校は、日本語指導担当教員を中心として、日本語指導加配教員や市日本語ボランティアを活用した指導体制を充実させること。
- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施すること。
- ・ 学校全体で国際理解・多文化共生の取組みを進めること。その際、「OSAKA多文化共生フォーラム」や「オンライン国際クラブ」など、府の取組みを活用すること。
- ・ 日本語指導担当教員が研修で得た知識や指導方法等を共有し、学校全体の指導の充実に努めること。
- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁Webページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、南河内地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該児童・生徒の高等学校等中途退学率が全体より高いことをふまえ、よりいっそうキャリア教育を充実させるとともに、高等学校

等や関係機関と連携し、追指導に努めること。

(2) 校種間の円滑な接続と指導体制の充実

- ・ 小・中学校9年間を見通した指導の一貫性や系統性をもたせ、円滑な接続を図るため、小中一貫教育に取り組むこと。また、河内長野市保幼小連絡会における連携を推進すること。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」や小学校の教育課程等を共有するなど連携し、小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ・ 小学校における教科担任制のあり方等、小中一貫教育の推進を図るとともに、「河内長野市学校のあり方の方針」を踏まえ、施設一体型小中一貫教育推進校の開設に向けた準備を進めること。
- ・ 各中学校区においてめざす子ども像を共有し、系統的な学習・学校生活について共通理解を図るとともに、安心できる集団づくりやわかる授業づくりに取り組むために、人権教育・道徳・学力向上・英語について研究授業を実施し、小中一貫教育のより一層の推進を図ること。また、学習指導要領に則った、**本市における「つながりアップ・カリキュラム」**の活用を図ること。
- ・ 互いの違いを認め合える集団作りや、家庭や地域、関係機関等と連携したボランティア活動や職場体験学習等を充実するなど、児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に行うこと。その際、学びのプロセスを振り返って蓄積することができる教材(キャリア・パスポート)等を作成し、活用すること。
- ・ 多様な進路選択に対応するために、体験入学や保幼小・小中・中高の連絡会等において、積極的に連携および協働を図ること。また、児童・生徒一人ひとりの様々な配慮事項を小中間で確実に引き継ぎ、小中が一体となって9年間の児童・生徒の成長を支援すること。

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

7 人権・多様性を尊重する教育及び心を育む教育の充実

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法や府人権関係3条例をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

また、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

- ・ インターネット上の様々な人権侵害や偏見、差別について、児童・生徒が被害者にも加害者にも傍観者にもならないよう、人権教育や情報モラル教育を通して、人権に関する知的理解を深めるとともに、人権感覚を身に付け、自他の人権を守るよう行動する力を系統的に育成すること。その際府作成の「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」を活用すること。
- ・ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うこと。とりわけ、個別的な人権課題に関わる研究授業に取り組むこと。
- ・ 道徳科の授業においては、児童・生徒が道徳的価値を自分事とし、多面的・多角的に考えたり、議論したりすることにより、自己や人間としての生き方について考えを深められるよう、子どもたちの実態に即しながら指導を工夫すること。

【取組み項目】

(1) 人権教育の充実

- ・ 人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題に関する正しい理解を深め、解決をめざした教育を総合的に推進すること。
- ・ 人権教育指導計画の作成に当たっては、幼児・児童・生徒の実態を踏まえ、発達段階に即した体系的なものとなるよう留意し、日常的に人権感覚の醸成に資する取組みを行うこと。
- ・ 人権教育を進めるに当たっては、関係資料等を活用し、中学校区研究授業などを通して指導の工夫・改善に努めるとともに、取組みの交流等を通じてさらなる有効活用がなされるよう努めること。
- ・ 校内体制の構築に当たっては、人権課題別担当者の明確化を図るなど、校内推進体制を確立し、人権尊重の理念を学校運営に反映すること。
- ・ 児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。
- ・ 幼少期から生命の尊さに気づかせ、互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。
- ・ すべての教職員が、「児童の権利に関する条約」及び「大阪府子ども条例」の趣旨を踏まえ、児童・生徒の意見を受け止め、各学校の実情に応じた適切な指導を行うこと。
- ・ 人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修や児童・生徒の変容をもとに人権教育の指導力を向上させる研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。その際、関係資料や府主催の人権教育実践研究協議会及び人権教育フォーラム等の機会を積極的に活用すること。
- ・ すべての教職員が、人権に関する知的理解を深め、人権感覚を身に付けるための研修や人権教育の指導力の向上に向けた中学校区研究授業等の実施を組織的・計画的に進めること。
- ・ 関係研究組織との連携の充実を図ること。

(2) 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体で行うこと。また、学校が一体となって道徳教育を進めるため、校長は道徳教育の方針を明確に示すとともに、中学校区研究授業では指導方法や評価の在り方について研究・研修に取り組むなど、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築すること。
- ・ 道徳教育の全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、児童・生徒や地域の実態、学校の特色等を考慮し、重点事項を定めた上で、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したものを別葉にして加えて関連付けるなどして、年間を通して活用しやすいものとする。また、年間35時間（小学校1年生は34時間）の指導時数を確保すること。
- ・ 道徳科の授業においては、道徳的価値について教材や体験等から考えたことを、議論を通して多面的・多角的に考えを深め、自分との関わりで考察できるよう、教材提示や発問、話し合いの形態や板書等の指導方法を工夫し「考え、議論する道徳」に向けた授業改善に努めること。
- ・ 地域の人々の参画等によって、家庭や地域社会と一体となった取組みを推進すること。

(3) 人権教育の一環としての同和教育の推進

- ・ 関係法令及び答申等の趣旨を踏まえ、課題のある子どもたちに対する人権尊重の視点に立ち、同和問題（部落差別）の早期解決に向けて、人権教育の一環としての同和教育の推進に努めること。
- ・ これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題（部落差別）をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、人権教育を推進すること。

(4) 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進

- ・ 関係法令等を踏まえ、共生社会の実現をめ

ざし、障がい者に対する無理解や偏見等を取り除き、障がい者の人権が尊重される教育を推進するため、各学校においては、障がいについての理解を深める教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図ること。

- ・ 障がいのある幼児・児童・生徒が自尊感情や自己肯定感を育み、自らを取り巻く人間関係を豊かに構築していけるよう、関係機関や専門家とも連携し、組織的な対応に努めること。
- ・ 障がいの有無に関わらず、すべての子どもが、日常的な関わりの中で、お互いについての理解を深め、一人ひとりを尊重し、違いを認め合う態度を育む集団づくりを、学校全体で進めること。

(5) 多文化共生教育の推進

- ・ 関係法令及び指針の趣旨を踏まえ、互いの違いを認め合い、共に生きる教育を系統的に実施すること。その際には、関係資料等の活用を図り、指導内容、指導方法等の工夫・改善及び教材、資料の研究開発に努めること。
- ・ 自国の歴史や文化・伝統に誇りを持ち、諸外国の文化や習慣等について理解を深め、互いに違いを認め合い、共に生きていく力や自分の意思を表現できる力を育成すること。
- ・ 韓国や中国など、近隣アジア諸国との継続的な友好・文化交流活動の推進を図るなど、相互理解や相互信頼を深める取組みを進めること。
- ・ 課外の自主活動等も含め、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人幼児・児童・生徒が、自らの誇りと自覚を高め、本名を使用できる環境の醸成に努めること。

(6) ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応

- ・ 府条例の趣旨を踏まえ、研修等を通じて、教職員が性的指向及び性自認の多様性に関する理解を一層深めるとともに、幼児・児童・生徒が性的指向及び性自認の多様性につ

第2章 豊かな心と健やかな体の育成

いて、正しく理解できる取組みを推進すること。

- 性的指向・性自認について、児童・生徒の心情に配慮した環境をつくとともに、相談しやすい体制を整えること。
- 性別に関係なく個々の能力を生かして安心・安全に過ごせるためのジェンダー平等教育を推進すること。その際、大阪府府民文化部男女参画・府民協働課が作成したジェンダー平等教育啓発教材「男女共同参画について考えよう」を活用すること。
- 児童・生徒が固定的な性別役割分担意識にとらわれないように、名簿や並び方、各種調査など、すべての教育活動において、必要のない男女別の指導は行わないこと。
- ジェンダー平等の観点から、学校からの配付物や掲示物をはじめ、学校環境を日常的に点検すること。

(7) 平和教育の推進

- 生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて適切に指導し、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けられるよう、平和教育を推進すること。その際「平和教育基本方針」を踏まえるとともに、府が作成した事例集や大阪国際平和センター（ピースおおさか）等の施設を活用すること。

(8) 福祉・ボランティア教育の推進

- 児童・生徒が福祉の意味や役割についての理解を深めるために、障がい者や高齢者との出会いや体験活動等を通じて、身近にいる障がいのある仲間や高齢者への思いやりにつなげるなどの福祉教育の推進を図ること。

(9) 人権侵害事象等に対する対応

- 校長を中心とした、人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。
- 教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるとともに、人権侵害が生じた場合には、府教育庁及び関係機関と連携を

図り、迅速かつ組織的に対応すること。

- 事象が生じた際は、差別等を受けた幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、併せて、関係した幼児・児童・生徒の背景をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決に最大の努力を払うこと。

(10) 「こころの再生」府民運動

- 日々の生活の中で改めて「こころ」について見つめ直し、できることから実践する「こころの再生」府民運動の趣旨を踏まえ、学校教育活動全体で『「大切なこころ」を見つめ直し～「こころの再生」府民運動～』の活用等により、「生命（いのち）を大切にする」「思いやる」「感謝する」「努力する」「ルールやマナーを守る」など、子どもたち一人ひとりの豊かな心を育む取組みを実践すること。また、各学校や地域において、あいさつ運動や交流活動等を積極的に進めること。

「こころの再生」
府民運動のロゴマーク



愛さつOSAKAの
ロゴマーク



(11) 教職員人権研修ハンドブックの活用

- 教職経験年数の少ない教職員に人権教育の実践や成果を継承できるよう、研修の実施に際しては「教職員人権研修ハンドブック」の活用に努めること。

(12) 大阪人権博物館の活用

- 生命の尊さに気づき、思いやりの心や将来への志・夢を育み、自他の人権を守ろうとする意識・態度と豊かな人間性や社会性を身に付けるため、大阪人権博物館（リバティおおさか）の移動人権展・企画展等の行事等や、資料の活用に努めること。

8

不登校、ヤングケアラーやいじめ、暴力行為等への
取組みの推進

不登校、ヤングケアラーや、いじめ・暴力行為等の問題行動等に対して、各学校においては、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行い、すべての児童・生徒の主体的な成長を支える指導を推進することが重要である。

- ・ 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性を伸長させる取組みを進めるにあたっては、児童・生徒が自発的・主体的に自らを発達させていく過程を教職員が支えるという観点に立ち、学習指導と生徒指導を相互に関連付けるよう留意すること。
- ・ 不登校の早期発見・早期対応のために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家も含めたチームによる教育相談体制を整えること。また、児童・生徒のニーズに応じた支援を進めるために、ICT等の活用や校内の教室以外の居場所設置等の工夫や外部機関との連携を図ること。
- ・ いじめを認知した場合には、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげること。また、認知したいじめについては、学校いじめ対策組織を中心に解消に向けて計画的に実行すること。
- ・ ヤングケアラーについては、本人や家族の意識が様々で、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期把握と本人の気持ちに寄り添った支援につなげること。

【取組み項目】

(1) 児童・生徒一人ひとりの良さや可能性
の伸長を支える取組みの推進

- ・ すべての児童・生徒を対象にコミュニケーション力、他者理解力、人間関係形成力、目標達成力等の社会的資質・能力の育成をめざした取組みを、意図的に各教科や総合的な学習の時間、特別活動等も関連させて行うこと。
- ・ 学校生活のあらゆる場面で、児童・生徒が自分の思いを伝え、互いのよさや違いを認め合うことができる共感的な人間関係、学級づくり、安心して授業や学校生活を送れる風土を教職員の支援のもと、児童・生徒が自らつくりあげるよう配慮すること。
- ・ 生徒指導の諸課題にかかる未然防止をねらいとした非行防止教室や、いじめ防止教育、SOSの出し方教育を含む自殺予防教育、薬物乱用防止教育等の教育プログラムを計画的に実施すること。
- ・ 居場所づくり、子どもどうしの絆づくりを行うなどし、魅力ある学校づくりを推進すること。
- ・ 欠席しがちになる等の兆候を把握した場合は、機を逸することなく家庭訪問等を通じて保護者との協力体制を築き、きめ細やかで適切な対応を図ること。
- ・ 小学校低学年時より不登校児童が増加する状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童に対して、初期段階からの支援体制を構築すること。また、中学校1年時においても不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、小学校との連携を進め、円滑な中学校生活への接続に努めること。
- ・ 今後、文部科学省から発出される通知・通達にも配慮すること。
- ・ 各校及び地域の状況、児童・生徒の支援ニーズに応じて、1人1台学習者用端末を活用し、教室と別室や自宅をオンラインでつなぎ、授業や学級の様子を視聴できるようにして、教育機会を増やしていくことや、学校に行きづらい児童・生徒の健康状況や気持ちの変化を確認するなど、児童・生徒の支援に努める

(2) 不登校への取組み

- ・ すべての児童・生徒が安心して過ごせるよう、自己肯定感や自己有用感を高めることや

こと。その際、児童・生徒の気持ちを的確に把握できるよう、1人1台学習者用端末の有効活用等の工夫をすること。

- ・ 教育支援センター（適応指導教室「ゆうゆう☆スペース」）等と連携し、教育の機会の確保を図るよう努めること。また、中学校3年時に長期にわたり不登校状態にある生徒に対し、卒業後の主体的な進路選択への支援に努めること。
- ・ 校内適応指導教室や児童生徒が安心して過ごすことのできる場所を設置し、児童生徒一人ひとりの状況に応じた学習支援などを通して、不登校児童生徒の学校や社会とのつながりを確保することに努めること。
- ・ 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実状に応じて適切に支援を行こと。

(3) いじめへの取組み

- ・ いじめへの対応については、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえた対応が為されるよう留意すること。
- ・ 各学校において「学校いじめ防止基本方針」を作成するとともに、毎年度、実効性が高いものとなっているか見直しを図ること。
- ・ 「いじめは絶対に許されない」との人権感覚を、**特別の教科道徳や人権教育の実践を通して**、日頃より醸成し、異なる感性や感覚、異なった言動を受容できるいじめに向かわない集団づくりに努めること。また、いじめが生まれる構造やいじめの加害者の心理を明らかにしたうえで、いじめに向かわない態度や力を身に付ける未然防止教育を計画的に実施すること。
- ・ 各学校においては、アンケートや「いじめ対応セルフチェックシート」、「いじめ緊急対応マニュアルさ・し・す・せ・そ」等を活用し、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めるとと

もに、日常より子ども理解に努め、子どもの不安や多様な悩みを受け止めること。その際、複数回のアンケート調査やスクリーニング等を実施するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家を活用し、日頃から教育相談体制の充実を図ること。

- ・ 相談窓口の設置等、児童・生徒・保護者が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。あわせて、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図ること。
- ・ いじめに対して組織的な対応を行う際、関係児童・生徒への聞き取りや支援体制等の構築、保護者との連携等について迅速に方針を決定すること。
- ・ いじめへの対応にあたっては、事態の深刻化を防ぐため、必要に応じて市教育委員会の学校支援チームや府の緊急支援チームの活用を図ること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童・生徒や障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

(4) インターネット、SNS上のトラブルへの取組み

- ・ インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の端末や携帯電話等の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めること。
- ・ 児童・生徒の端末や携帯電話等の利用に当たっては、その有用性・危険性を理解させるとともに、正しくネットを使い、適切な使用時間を守るなど、自ら対処できる力を育成すること。
- ・ 端末や携帯電話等でのSNSや無料通話ア

プリ等を介したネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み、ネット依存等の課題に対しては、市作成の「インターネット上のいじめ対応マニュアル」を活用し、児童・生徒への指導に加え、保護者への啓発活動等を行うこと。また、必要に応じて「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」と連携し対応すること。

- ・ 学校での端末や携帯電話等の取扱いについては、「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関する方針も参考にルールや方針を定めること。

(5) ヤングケアラーへの取組み

- ・ ヤングケアラーについては、本人が家庭の状況を知られたくない場合、また、やりがいを感じている場合や本人や家族が支援を必要と考えていない場合等、状況が様々であり、日頃からの子どもの状況把握に加え、生活等についてのアンケートを工夫する等、教職員が早期発見に努めること。
- ・ ヤングケアラーを把握した際には、スクールカウンセラー等と協働し、まず本人から丁寧に話を聞き取ること。支援にあたっては、スクールソーシャルワーカーと協働し、リスクに配慮しながら、子どもや家庭にそった支援につなげること。また、必要に応じて福祉

等関係機関や地域のNPO等の支援機関との連携を図ること。

(6) 暴力行為等への取組み

- ・ 日々の取組みにおいて、公正公平な態度や法やきまりの意義を理解し順守する等の規範意識等、社会的資質を高めるよう働きかける取組みを学習指導と関連付けて推進すること。
- ・ 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、責任の所在を明確にし、加害者への早期の指導や被害の拡大防止等の対応を図ること。その際、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」についても積極的に活用すること。また、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター、市福祉部局等、関係機関との連携を図ること。
- ・ 学級がうまく機能しない等生徒指導上の課題については、機能的にチーム対応できるよう日頃より教職員が相談しやすい関係や雰囲気醸成し、教職員同士が支え合い、学び合う同僚性を高めておくこと。また、児童・生徒の健全育成を地域で担うという観点から家庭・地域社会との連携を日常的に進めておくこと。

《 参考資料 》

「生徒指導提要」（令和4年12月）文部科学省

「生徒指導リーフ」（平成24年～30年）国立教育政策研究所

「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月）不登校に関する調査研究協力者会議

人権教育リーフレット「情報化社会における子どもの人権」（令和4年3月）

「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）

「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取組み～」（令和2年4月）

「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）

「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」（令和元年6月）

「小学校におけるチーム支援SSW活用事例～小学校指導体制支援推進事業の取組みより～」（平成30年2月）

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）文部科学省

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」（毎年度）

9 子どもたちの生命・身体を守る取組み

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、新型コロナウイルス感染症に係る子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みが重要である。

- ・ 児童・生徒が不安やストレスを自ら発信できるよう相談窓口の周知の徹底や、心のケア等適切に対応できるスクールカウンセラー等と連携した相談体制等を整えること。
- ・ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告すること。

【取組み項目】

(1) 相談体制の充実、自ら相談する力の育成

- ・ 子どもが相談しやすい体制を構築するとともに、アンケートや1人1台端末の活用、スクリーニング等を実施し、気になる子どもに対しては家庭訪問を積極的に行うなどして、子どもや保護者の状況の把握に努めること。
- ・ 児童・生徒に、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力やSOSを発信する力を育成すること。その際、スクールカウンセラー等を活用した授業等について検討すること。

(2) 児童虐待への対応

- ・ 「生徒指導提要」等にもあるように、教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深めること。
- ・ 児童虐待については、子どもに対する重大な人権侵害であることを認識するとともに、早期発見に努めること。また虐待が疑われる場合は、「河内長野市児童虐待防止ハンドブック」を活用し、適切に対応すること。
- ・ 早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。また、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、学校は速やかに市町村の教育委員会や福祉部局に情報提供又は通告すること。
- ・ 通告後に、保護者からの威圧的な要求等が

ある場合には、組織的に対応するとともに、速やかに教育委員会に連絡のうえ、ケースに応じて警察等の関係機関やスクールロイヤー等の専門家と連携して対応すること。

- ・ 児童虐待により一時保護後解除された、もしくは在宅で支援となった子どもについて、教職員間で日常的に情報共有を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家や福祉機関と連携して、継続的な支援に努めること。
- ・ 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める児童・生徒について、1か月に1回以上、書面（個票）にて情報提供を行うこと。
- ・ 進学・転学の際の学校間の情報の引継ぎについては、子ども子育て課や児童相談所と情報共有し、伝達する内容に漏れがないよう学校間での引継ぎをすること。その際、引き継ぐ情報については、個人情報保護の観点から市の個人情報保護条例等に基づき判断すること。

(3) 個人情報の適正な取扱い

- ・ 個人情報漏洩には、児童・生徒の生命・身体を脅かす危険性もあることを認識したうえで、個人情報を含む文書や記録媒体の取扱いについて、市個人情報保護条例を踏まえて作成されている指針や取扱い規定等に基づき、適正に行うこと。
- ・ 個人情報を含む文書や記録媒体の管理・保

管に当たっては、管理責任を明確にし、適切な管理及び保護に組織的に取り組むようにするとともに、各学校の状況を踏まえた実効性のある個人情報漏洩防止策を講じること。

- ・ 行政文書や個人情報の適切な取扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- ・ 特に特定個人情報（個人番号（マイナンバー）が記載された個人情報）の取扱いについては、関係法令や内閣府特定個人情報保護委

員会の「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、基本方針や要綱等を策定し、安全管理措置等を講じるなど、特定個人情報の保護、管理の徹底を行うこと。

- ・ 情報通信機器による処理を行うに当たっては、校内で取扱規定を作成し、ネットワーク等を通じての情報の漏洩が生じないように、全教職員に周知・徹底するとともに、パスワード等により情報を保護するなど、万全のセキュリティ対策を講じること。

《参考資料》

「こども基本法」（令和5年4月施行予定）

人権教育リーフレット2「子どもの虐待①改訂版」（令和3年3月）

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省

「学校、保育所、認定子ども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年7月）文部科学省

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月）文部科学省

人権教育リーフレット9「子どもの虐待②」（平成26年3月）

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）

10

保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底及び学校の
体育活動中の事故防止等の取組み

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

また、依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

- ・ 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。
- ・ 食物アレルギー対応については、河内長野市委員会が作成した「[学校生活における食物アレルギー対応ガイドライン《令和4年度改訂》](#)」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する対応委員会等を設置すること。また各校の状況について十分検討したうえで、対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、常に点検し必要に応じて見直すなど、日頃から事故防止対策を行うこと。
なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、児童・生徒等の状況に応じたものとする。加えて、食物アレルギーの既往症がない児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。
- ・ 児童・生徒の熱中症を予防するため、健康観察をはじめ、こまめな水分・塩分補給や、休息を促すなど、健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や「河内長野市立小中学校熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。
- ・ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

【取組み項目】

(1) 学校の体育活動中の事故防止等の徹底

- ・ 各活動場所については、体育活動に適した環境の整備を図るとともに、活動内容、児童・生徒の人数を踏まえ、安全に活動できるように、十分な広さを確保すること。
- ・ 技術指導においては、段階を踏んで具体的に説明し、安全を確認しながら行うこと。
- ・ 授業等で使用する機材・用具などは、危険を予測し、日常的に安全点検を行うこと。特にゴールやテント等については、確実に固定すること。
- ・ 幼児・児童・生徒に対し、体育活動に伴う危険性について理解させるとともに、安全のためのルールやきまりを順守するよう、徹底すること。
- ・ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとも

に、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応すること。

- ・ 屋外での体育活動においては、天候の急変などによる落雷等に十分注意し、ためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- ・ 万一に備え、迅速な救急処置や関係者への連絡ができる体制を整備すること。

(2) 武道における安全指導

- ・ 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じて行うとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。特に、柔道において、

受け身を安全にできるよう十分な指導を行い、また、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるようにすること。

(3) 学校給食における衛生管理の徹底

- 学校給食の実施においては、学校給食法第9条で定める「学校給食衛生管理基準」に基づき、適切な衛生管理を行い、食中毒の発生を防止すること。

また、「小中学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染及び拡大予防に努めること。

(4) 食育の推進

- 食に関する指導に当たっては、児童・生徒の実態を踏まえて指導の内容、方法、指標等を決定し実施していくこと。そのためには、学校で食に関する指導の全体計画及び推進するための校内体制を必要に応じて見直し、学校教育活動全体を通じて実施すること。とりわけ、栄養教諭配置校においては、栄養教諭を中心とした組織的な取組みを推進すること。
- 学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度や食物を大事にする心などの育成を図ること。
- 食育の評価を、学校教育自己診断等を活用して行い、食育の推進体制や指導内容の改善を図ること。加えて、栄養教諭等が関わる食に関する指導を通して、児童・生徒の食に関する課題改善に取り組むこと。

(5) 学校保健計画の策定

- 「学校保健安全法」に基づき、学校保健計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校保健の取組み状況等を踏まえ、具体的な実施計画とすること。

(6) 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の充実

- 大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。また、薬剤師会、警察、保護司会等の関係機関と連携を取り、非行防止・薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付けること。
- 中学校においては、学校薬剤師による薬物乱用防止教室を年1回以上開催するとともに、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。
- 「医薬品等の正しい使い方」についても取り扱うこと。

(7) 性に関する指導の充実

- 性に関する指導を通じて、子どもたちが性に関する課題に適切に対応できるよう、正しい知識を身に付けるだけでなく、自ら考え適切な意思決定と行動選択ができる力や、自己や他者を認め尊重する態度の育成が重要であることから、府教育委員会が作成した資料等を積極的に活用するなどし、指導の充実を図ること。
- 性に関する指導及びエイズ教育を推進する際には、児童・生徒の発達段階を踏まえ、ジェンダー平等の視点や「性の多様性」について教職員が理解し、実態に応じた指導が必要であることから、全教職員の共通理解のもと校内体制を整えるとともに、保護者の理解を得て集団指導と個別指導を効果的に組み合わせ、指導の充実を図ること。

(8) 生活習慣の確立

- 望ましい食習慣の形成をはじめ、就寝・起床時間等、子どもたちの生活リズムの確立・向上に向けた取組みの推進が必要なことから、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、児童・生徒の生活習慣の確立に向け取り

組むこと。

(9) 学校保健委員会の開催

- ・ 児童・生徒の健康管理等については、保護者・学校三師（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）・地域の関係機関等と十分な連携を図るとともに、健康の保持増進に必要な資質や能力を児童・生徒に育成することができるよう、年に1回以上、委員に保護者を含む学校保健委員会を開催し、その活用を図ること。

(10) 安全・快適な教育環境の確保

- ・ 「学校環境衛生基準」に基づき、児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、適切に検査結果を保管すること。

(11) がん教育

- ・ がん教育については、中学校学習指導要領において取り扱うことが明示され、多様な指導方法の工夫が求められており、子どもの頃よりがんに対する関心をより深め、生涯の健康に大切な知識や方法を身につけることを目的とし、中学校において、医療機関の参画によるがん教育を実施すること。

(12) AED使用を含めた心肺蘇生実施体制の整備

- ・ 万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えるとともに、その際、「死戦期呼吸」についても周知すること。
- ・ 中学校においては、学習指導要領に基づき、心肺蘇生法などの実習を行うこと。

《参考資料》

「学校管理下における熱中症事故の防止について」（令和4年8月）

「大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の活用について」（令和4年7月）

「薬害を学ぼう」（令和4年6月改訂）厚生労働省

「熱中症事故防止の徹底について」（令和4年6月）

「水泳等の事故防止について」（令和4年5月・スポーツ庁）

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン〈令和3年度改訂〉」（令和4年3月）

「大麻等薬物乱用防止教育の更なる充実について」（令和4年3月）

「学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶について」

（令和4年2月）スポーツ庁

「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」（令和3年6月）

中学生用食育教材「食」の探究と社会への広がり」（令和3年3月）

文部科学省「自動体外式除細動器（AED）の適正配置に関するガイドラインの補訂について」

（令和2年6月）

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン〈令和元年度改訂〉」（令和2年3月）

日本学校保健会

「保健体育科における武道の安全管理の徹底について」（令和2年3月）スポーツ庁

「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」（平成31年3月）文部科学省

「一人ひとりの生と性 ～『性に関する指導』について～」（平成31年2月）

「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）

「落雷事故の防止について」（平成30年7月）文部科学省

「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（平成30年4月）文部科学省

「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年3月）日本学校保健会

「第3次大阪府食育推進計画『おおさか・元気な食』プラン」（平成30年3月）

11

体力づくりの取組み

子どもの体力・運動能力は改善傾向にあるものの、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、依然として下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、引き続き子どもの体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析し、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。

- ・ 学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図ること。
- ・ すべての児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、学校全体で授業等の工夫・改善を行い、体力づくりを推進すること。

【取組み項目】

(1) 体力づくりの推進

- ・ 策定した「体力向上計画書」を基に、PDCAサイクルに基づく体力づくりをより一層進めること。
- ・ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を踏まえて、体力向上に向けた取組みを検証し、改善を図ること。
- ・ 自分の目標を持つこと、自分の成長を感じることをねらいとし、1人1台学習者用端末を使った「パーソナルデータ」等を活用し、自分の運動能力の伸びを実感しながら、体力向上に向けての意欲を向上させること。
- ・ 固定遊具を利用した運動遊びの紹介や、休憩時間を使った体育的イベントの実施など、体育授業以外に運動時間を確保する等、児童が運動に親しむ機会の確保に努めること。
- ・ 府教育委員会が作成した小学校教員向け動画教材や「体育の授業がかわる！簡単プログラム」「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」などの資料、「元気アッププロジェクト事業」を積極的に活用し、学校全体で体育活動の活性化をめざすと同時に、児童・生徒の運動習慣の確立に努めること。

(2) 健康教育の充実

- ・ 基本的な生活習慣の乱れ、生活習慣病の兆候、心の健康問題、感染症やアレルギー疾患等による幼児・児童・生徒の健康に関わる課題解決を図るため、「健康3原則（調和の取れた食事、適切な運動、十分な休養・睡眠）」の理念に基づき、幼児・児童・生徒が自ら健康を保持増進していくことができる実践力を身に付けるための健康教育の充実を図ること。
- ・ 健康教育及び体力づくりの全体計画、年間指導計画の作成に当たっては、体育・保健体育の学習を中心として、生活科、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図るなど学校教育全体で推進するとともに、家庭や地域との連携を図ること。

12 子どもの自主性を尊重した部活動の取組み

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒にとって望ましい環境の構築や心身の成長を促すという観点に立ち、地域、学校、分野・活動目的等に応じた地域との連携・協働、地域移行等、多様な形で実施されることが必要である。

- ・ 各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すとともに、教員の長時間勤務の解消等も考慮し、地域、学校の実情・活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

【取組み項目】

（1）部活動の取組み

- ・ 部活動指導に当たっては、府教育委員会の通知及び中学校学習指導要領の内容を踏まえ、学校教育活動の一環として教育課程との連携を図ること。
- ・ 「河内長野市中学校における部活動のあり方に関するガイドライン」等に則り、休養日を設ける等、適切に運営すること。また、地域や学校の実情に応じて学校間の連携や部活動指導員等の活用により活動の充実を図るなど、運営上の工夫を行うこと。
- ・ 休日の学校部活動の段階的な地域移行に向け、部活動に係る教員と地域人材との円滑な連携を図ること。

【第2章関連事項】

（1）伝統文化等に関する教育の推進

- ・ 各中学校区の「つながりアップ・カリキュラム」に基づき、ふるさと学を実施すること。実施については、小5から中1までの各6時間、計18時間で、オリジナル副教材「かわちながの物語」を活用すること。また、本市郷土歴史学習施設の積極的な活用および、市職員による強度・歴史学習出前授業等の活用により、地域の教育資源を活用した発展的・体験的学習に結び付く取組みに努めること。
- ・ ふるさと河内長野作文・川柳コンクールや、モックル年賀はがきコンクール、市職員による郷土・歴史学習等を活用した取組み等を通じて、ふるさと河内長野に愛着を持ち、ふるさを誇りに思う児童・生徒の育成に努めること。

第3章 将来を見すえた自主性・自立性の育成

13 自主性・自立性を育成するキャリア教育・進路指導の推進

急激に変化する時代の中で、一人ひとりの児童・生徒が、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、実社会とのつながりを意識した小中高一貫したキャリア教育を推進することが重要である。

- ・ 校種間の引継ぎにあたっては、キャリア・パスポートを有効に活用し、中学校区で子どもの変容を共有すること。
- ・ 調査書等進路指導に関する書類の作成にあたっては、組織的な体制のもと適切に行うこと。

【取組み項目】

(1) キャリア教育・進路指導の充実

- ・ 児童・生徒が目標を持ち、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的に進路を選択・決定できるようにすること。
- ・ 「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」の「アイデアミーティング」や「SDGsジュニアフォーラム」などの取組みを参考に、企業やNPO等地域で働く方々と連携し、ともに地域の課題解決に向かう取組みや、職業講話、職場体験等、実社会とのつながりを感じられる体験的活動を通じて、児童・生徒が働くことの意義や目的を理解できるように創意工夫を図ること。
- ・ 一人ひとりの生徒の夢や目標等を丁寧に把握し、進学や就職に関する情報や資料を収集・提供し、適切なアドバイスや支援に努めること。
- ・ 進路未定者の減少に向けた取組みを進めること。また、キャリア教育を通して難しいことにも挑戦することや、粘り強く取り組むことの大切さを伝えるとともに、高等学校等や関係機関と連携し、中途退学を防ぐために、追指導に努めること。
- ・ 進路指導事務に関する書類の作成に当たっては、組織的な校内進路指導体制のもと、すべての教職員が相互に緊密な連携を図り、適正な事務処理を行うこと。

(2) 障がいのある生徒の進路指導の充実

- ・ 障がいのある生徒の卒業後の進路については、高等学校や支援学校で「ともに学び、と

もに育つ」教育を推進しており、さらには、「高等学校における通級指導教室」「知的障がい生徒自立支援コース」、「共生推進教室」及び「職業学科を設置する知的障がい高等支援学校」等の多様な選択肢があることが生徒・保護者に十分に伝わるよう、できるだけ早期に様々な機会を通じて、情報提供を行うこと。

- ・ 障がいのある生徒の進路指導については、管理職を中心とする校内体制の中で、進路指導担当者や学級担任等が十分に連携し、学校全体で対応すること。

(3) 日本語指導が必要な児童・生徒の進路指導の充実【一部再掲】

- ・ 当該児童・生徒の入国歴や家庭での使用言語などの生活背景を把握するとともに、DLA等により測定した日本語能力に応じて個別の指導計画を作成し、「特別の教育課程」を実施すること。
- ・ 当該児童・生徒及び保護者に対して、学習や進路等に関する適切な情報提供に努めること。その際、府教育庁Webページ「帰国・渡日児童生徒学校生活サポート」の「学校生活サポート」や「多言語版家庭学習教材」「進路選択のために」等を活用すること。
- ・ 高等学校等への進学に関して、入学者選抜制度や受験上の配慮事項、申請手続き等、丁寧な説明をすること。その際、各地区の「多言語進路ガイダンス」を周知するとともに、参加を働きかけること。
- ・ 当該生徒の在留資格が「家族滞在」の場合、

奨学金の受給や就職、週 28 時間を超えたアルバイトができない等の制限がある旨を教職員に十分認識させること。

- ・ 高等学校卒業後、日本で就職を希望する外国籍の生徒のうち、在留資格が「家族滞在」である者が「定住者」または「特定活動」へ変更が認められることについて、「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」等を参考にするなど、国の動きを踏まえ、適切に最新の情報を提供すること。

(4) 奨学金制度等の周知・活用

- ・ 生徒が経済的理由により高校・大学進学等を断念することなく、自らの能力や適性等に合った進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努めるよう指導すること。
- ・ 奨学金等の活用や進路に関する情報交流等について、市の奨学金相談窓口・関係機関との連携に努めるよう指導すること。生徒及び保護者に対して、奨学金制度の趣旨や目的等について十分理解させるとともに、将来返還する意義と責任等についても自覚させるよう指導すること。

《参考資料》

「奨学金等指導資料」（令和 5 年 4 月更新予定）

「自立活動ハンドブック（中学校版）」（令和 4 年 3 月）

「進路指導のための資料」（毎年度）

「2025 年日本国際博覧会協会教育プログラム」（令和 2 年 9 月）

「高等学校等卒業後に本邦で就職を希望する外国籍を有する者の在留資格の取扱いの変更について」（令和 2 年 3 月）文部科学省

大阪府公立高等学校支援学校検索ナビ「咲くナビ」 <https://www.schoolnavi.osaka-c.ed.jp/>

「大阪府版キャリア・パスポート」（令和 2 年 1 月）

「大阪府キャリア教育リーフレット②キャリア教育の充実に向けてーキャリア・パスポートの活用ー」（令和 2 年 1 月）

「大阪府キャリア教育リーフレット①キャリア教育を充実させるために」（平成 31 年 3 月）

「学校における進路指導について」（平成 30 年 5 月）

「進路選択に向けて」（多言語版、毎年度）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>

「多言語による学校生活サポート情報」（平成 13 年 3 月～）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kikokutoniti-sapo/index.html>

14

社会とつながる学習活動の推進

予測困難な社会の変化に主体的に関わり、課題をみつけ、解決していこうとする力を育むため、探究的な学習の推進に取り組むことが必要である。

- ・ 子どもたちが、生活や社会における課題を見出し、自分たちができることを多様な人々とつながりながら考え、行動する力を養うことができるよう、探求的な学習活動を取り入れること。

【取組み項目】

(1) 探究的な学習の充実

- ・ 生活や社会における課題等を追究・解決する活動においては、見学や調査等、人々や社会と関わる体験活動を積極的に取り入れ、社会の一員であることを実感できるよう活動を工夫すること。
- ・ 探究的な学習活動においては、児童・生徒が多様な情報を活用し、異なる視点で意見を交流して互いの考えを深めるなど、協働して取り組む学習活動となるよう工夫して指導すること。

(2) 主体的に社会に参画する力を育む指導の充実

- ・ 主体的に社会に参画する意識を醸成するために、児童・生徒が学級や学校の課題を見だし、よりよく解決するため話し合って合意形成を図るような活動を充実させること。また主体的に組織をつくり役割分担して協力し合うなど、学級活動や、児童会・生徒会・委員会活動等を通じて子どもの自主活動を推進すること。
- ・ 子どもたちがよりよい社会をめざし、身近な家族から、学校、地域へと、自分と社会との関わりを広げながら学習や経験を積み重ね、主体的に社会に参画する力の基盤が身につけられるよう、主権者教育の充実を図ること。その際、府が作成した「民主主義など社会のしくみについての教育」の活用を努めること。

(3) 体験活動の充実

- ・ 生活科や総合的な学習の時間、特別活動をはじめ、各教科等、学校の教育活動全体を通

して体験活動の充実を図ること。

- ・ 体験活動にあたっては、子どもたちが主体的に取り組むことのできる活動を工夫すること。また地域の教材を積極的に活用するとともに、地域の課題に取り組んでいるNPO法人や企業等と連携し、体験を通じての学びに努めること。
- ・ 学校で動物を飼育している場合は、日本初等理科教育研究会発行「学校における望ましい動物飼育のあり方」等を活用し、獣医師と連携して適切な飼育を行うこと。

(4) 環境教育の充実

- ・ 各教科や総合的な学習の時間、特別活動を通じて、環境教育を推進すること。その際、地球規模で生じている環境問題や持続可能な社会の実現について、子どもたち一人ひとりが自分事として捉え、主体的に行動するための意欲や態度を育むこと。そのために、身近な地域の課題について考えることができるよう、地域や関係機関と連携し、環境教育の充実を図ること。

(5) すくすくウォッチ「わくわく問題」の活用

- ・ すくすくウォッチにおける教科横断型問題「わくわく問題」を活用し、児童・生徒に学びが社会とつながる実感や、探究したことを実際の生活に役立てる意識をもたせること。その際、「すくすくウォッチ指導参考資料」等も参考に、課題に対する具体的な解決方法を話し合ったり考えたりするなど、身近な問題から現代社会の諸問題について、探究的な学習を行うこと。

第4章 多様な主体との協働

15 子どもたちの安全・安心を支えるための多職種連携

大阪の子どもたちをめぐる様々な現状に対する支援については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関、地域関係機関等との連携を図ることが重要である。

- ・ 児童・生徒の状況把握にあたっては、アンケートや1人1台学習者用端末の活用、スクリーニング等を実施するなどし、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家との協働により、きめ細かな実態把握に努めること。
- ・ 具体的な支援に取り組むにあたっては、ケース会議等において専門家と共に多角的に見立てを深めること。そのうえで、校内組織において役割分担を明確にして、支援に向けた方針を立てるとともに、必要に応じて支援計画の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒の支援にあたっては、子どもや保護者のニーズを含めた見立てに基づき、必要に応じて福祉等関係機関や地域のNPO等の支援機関との連携を行い、定期的に状況把握に基づいた支援方法の見直しを図ること。
- ・ 児童・生徒のニーズに応じた支援につなげるため、スクールソーシャルワーカー等を活用し、日常的に地域リソースを把握し、各機関との連絡方法等を確認するなど支援体制の構築を行うこと。

【取組み項目】

(1) スクールカウンセラーについて

- ・ 相談室での個別面談のみならず、ケース会議におけるコンサルテーションやスクリーニング等の早期対応への関わり、児童・生徒へのいじめ防止教育やSOSの出し方教育を含む自殺などの予防教育等の支援をスクールカウンセラーが行うよう各校での連携を進めること。また、生徒指導に関する会議やいじめ不登校対策委員会への出席、校内や校区のケース会議への参加や、専門性を活かした教職員への助言等についてスクールカウンセラーが担うよう各校での連携を進めること。

(2) スクールソーシャルワーカーについて

- ・ ケース会議等における事前の情報整理や、福祉的視点による見立てや支援をスクールソーシャルワーカーが行うよう各校での連携を進めること。その際、必要に応じて、スクールソーシャルワーカーと協力しながら関係機関との調整や働き掛け等を行うこと。また、日頃より地域リソースの開拓等支援ネットワークの構築についてスクールソーシャルワーカーとの協業を図ること。

(3) スクールロイヤーについて

- ・ 学校が直面している事案の中で、子どもの最善の利益を踏まえた法的な見地からの助言や、深刻化防止に関わる法的な相談については、府のスクールロイヤーを積極的に活用すること。また、教職員対象の研修、児童・生徒を対象とした法的な観点でのいじめ防止教室を実施する場合等に活用すること。

(4) 多職種連携について

- ・ 各学校においては、スクリーニングなどにより収集した情報や生徒指導上の課題について、早期の段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門家による見立てを深め、多様なプランニングにつなげること。また、深刻化する前に市教育委員会に報告し、連携して対応にあたること。
- ・ 地域リソースの情報を各学校で共有するとともに、地域リソースとの連携が必要となる支援の場面や方法等について専門家との連絡会等において深めるよう努めること。

(5) 関係機関について

- ・ 警察との連携にあたっては、学校・警察相

互連絡制度等を活用し、必要に応じて情報交換や相談等を行い、児童・生徒の非行の未然防止や生徒指導事案の深刻化を防ぐこと。

- ・ 医療との連携が必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家と協力しながら、児童・生徒の健康・

安全面に配慮しながら支援を進めること。

- ・ 子どもの支援のための連携先として把握したNPOや子ども食堂等の支援機関については、地域で子どもの見守りが進むよう連携を図ること。

《参考資料》

「生徒指導提要」（令和4年12月）文部科学省

「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）

人権教育リーフレット2「子どもの虐待①改訂版」（令和3年3月）

「大阪府子ども総合計画（第二次大阪府子どもの貧困対策計画）」（令和2年3月）

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）

「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省

「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省

「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年7月）文部科学省

「一時保護等が行われている児童生徒の指導要録に係る適切な対応及び児童虐待防止対策に係る対応について」（平成27年7月）文部科学省

人権教育リーフレット9「子どもの虐待②」（平成26年3月）

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）

16

教育コミュニティづくりの推進

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校園が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

- ・ 教育コミュニティづくりの推進に当たっては、学校や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図ること。
- ・ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会において各校の課題に応じて協議し、地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図ること。

【取組み項目】

(1) 教育コミュニティづくりの活性化

- ・ これまでの成果を踏まえ、学校支援活動やおおさか元気広場、家庭教育支援など、地域の実態に応じた取組みの継続と充実を図り、活性化に努めること。
- ・ 地域と学校が連携・協働する体制づくりをより一層推進するため学校運営協議会等を活用した学校運営体制の充実を努めること。

(2) 教育コミュニティづくりへの主体的な参画促進

- ・ 学校、PTA、地域の住民や地域で活動する団体等が、主体的に教育コミュニティづくりに参画することができるよう努めること。

- ・ すべての学校区で、学校支援ボランティア等の仕組みを活用して、保護者や地域の人が学校における教育活動や様々な活動に参加してくれる環境づくりを促進し、地域とともにある学校づくりを進めること。

(3) 地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実

- ・ 「地域とともにある学校づくり」の視点から、学校運営協議会における協議内容を踏まえ、学校運営のさらなる充実を図ること。
- ・ 適切かつ多様な委員の人選や委員の当事者意識を高める工夫等を行い、当該組織の活性化に努めること。

第5章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり

各学校の特色や状況を踏まえつつ長時間勤務の縮減に向けた取組みを進め、教職員の在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

<ポイント>

- 学校の業務改善方針や計画の策定
- 適正な在校等時間管理の徹底
- 会議等の縮減
- 校長のマネジメント
- 外部人材の活用
- 「全校一斉退庁」「ノークラブデー」等の徹底
- グループウェア等を活用した校務運営の効率化
- 外部機関等との協力

【取組み項目】

(1) 在校等時間管理について

- ・ 教職員の在校等時間管理については、関係法令及び規則に基づき、適切に行うこと。
- ・ 教職員に時間外又は休日勤務を命じる場合には、法令その他の規則等（特に教育職員にあっては給特法第7条に基づく業務量の適切な管理等に関する指針、事務職員にあっては労働基準法第36条）に基づき、適切に行うこと。
- ・ 各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みを適切に行うこと。

(2) 休憩時間について

- ・ 休憩時間を取得しやすい環境づくりに努めること。また、校長は休憩時間を明示し当該時間に取得できない場合には、他の時間帯に与えるなど、適切な対応をとること。

(3) 労働安全衛生体制の充実

- ・ 労働安全衛生法令に基づき、教職員の健康の保持増進と快適な職場環境形成の観点から、安全衛生委員会等の活性化のほか、職員の意見を聴くための機会を設けるなど、労働安全衛生管理体制をより充実させること。
- ・ 労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に基

づき、教職員の勤務時間を客観的な方法等により把握し、時間外在校等時間が月80時間を超えた職員については、本人及び市教育委員会を通じた産業医への情報提供や面接指導等を適切に行うこと。

- ・ ストレスチェックを適切に実施するために、その趣旨である「メンタルヘルス不調の一次予防の強化」と「集団分析による職場環境改善」（実施する場合）について職員に周知し、ストレスチェックの受検推奨に努めること
- ・ 教職員の心身の健康増進・メンタルヘルスの予防のために、公立学校共済組合大阪支部が設置している「大阪メンタルヘルス総合センター」における相談事業（セルフケア・ラインケア）、研修事業及び復職支援事業を積極的に活用すること。

18

教職員の資質・能力の向上

グローバル化や情報化の進展により、教育を巡る状況の変化も速度を増している中で、「大阪府教員等研修計画」に基づき、高度な専門職として新たな知識・技能の習得に継続的に取り組んでいく必要が高まっている。特に、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身に付けさせることが重要である。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。加えて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

- ・ 「[大阪府教員等研修計画](#)」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。また、「教員キャリアアップシート」を活用し、計画的に研修を受講させる等、教員一人ひとりに応じた研修計画を立てること。
- ・ 生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めること。
- ・ 府教育センター、市教育委員会実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。
- ・ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じ、その有効活用を図ること。
- ・ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修や市教育委員会・校長会主催「リーダー研修」等を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

【取組み項目】

(1) 教職員の豊かな人間性

- ・ 教職員が教育に携わる公務員としての責務を自覚し、府民の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うこと。
- ・ 社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質・能力等の向上を図るよう努めること。
- ・ 教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高め、人権問題を正しく理解するとともに、差別を許さない姿勢を身に付けること。

(2) 教職員相互に高め合う職場環境づくり

- ・ すべての教職員が、法令等の遵守など教育公務員としての自覚を一層高めるため、校内研修等の充実を図ること。
- ・ 教職員が日々の研究と修養に努めるとともに、相互に資質を高め合う職場環境づくりに努め、指導力の向上を図ること。

(3) 若手教職員の育成

- ・ 若手教職員の学校運営への参画を促進し、首席・指導教諭等・将来の管理職やミドルリーダーとなる教職員の養成に努めること。

(4) 研修成果の還元

- ・ 府教育センターの研修や校内研修等を効果的に活用し、継続的な人材育成に取り組むこと。
- ・ 校内研修においては、府教育センター等で実施する研修等を受講した教職員に、その内容を実践させたり、積極的に研修会の講師として活用すること等により、学校全体の教育活動に還元するよう努めること。また、指導教諭や社会人講師等を有効に活用すること。
- ・ 長期自主研修支援制度等を利用した自主的な研修においても、その目的と、研修後の成果が教育活動に還元されていることが保護者等に理解されるよう努めること。

(5) 研修の計画的な実施

- ・ 国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校の課題等を踏まえ、明確な研修目標を設定し、計画的に実施することにより、研修の充実を図ること。
- ・ 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、「大阪府教員等研修計画」や「初任者等育成プログラム」を踏まえて、学校との連携を十分に図りながらその体制づくりを行い、組織的・継続的な育成に努めること。
- ・ 教職経験年数の少ない教員については、それぞれの課題に応じ、適切な個別支援を行うとともに、「自己評価シート」等を活用して計画的に研修を実施すること。また、子どもに寄り添い向き合う学習指導や生徒指導等ができるなど、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。

(6) 教職員全体の指導力向上

- ・ 計画的な研修の実施等に加えて、日常的なOJTを推進することにより、教職員全体の指導力向上に努めること。その際、教職経験年数の少ない教員の育成については、メンタリングを活用するなど学校全体でチームとして取り組むこと。
- ・ 教職員の指導力向上の取組みを進めるに当たっては、府教育委員会作成の資料、府教育センターのカリキュラムNAV iプラザによる学校支援等を積極的かつ効果的に活用すること。

(7) 女性教職員の登用

- ・ 女性教職員が校務の要や首席・指導教諭等、将来の管理職等を担えるよう計画的な人材育成に努めること。

(8) 評価基準を踏まえた適正な評価と教職員の育成

- ・ 「教職員の評価・育成システム」の円滑な実施により教職員の意欲・資質・能力の向上と学校の活性化に努めること。

- ・ 校長は、日頃から全教職員の職務遂行状況の的確な把握・記録と日々の指導助言に努めるとともに、評価に当たっては、寛大化・中心化等に留意し、評価基準に照らして適正に行うこと。また、授業を行う教員の評価は、生徒又は保護者による授業アンケートの結果を踏まえるとともに、教員の授業観察を行うなど、より客観性を確保した評価を行うこと。
- ・ 校長は、日常から教職員との意思疎通を図るとともに、適切な指導助言を行い、教職員の育成に努めること。また、評価結果については、年度内に開示して次年度に向けた動機づけを行うこと。

(9) 承認研修について

- ・ 教育公務員特例法第22条第2項に基づく「勤務場所を離れて行う研修(いわゆる承認研修)」については、法の趣旨を踏まえ、研修としてふさわしい内容、意義を有することはもとより、府民から十分理解が得られるよう適切な運用を行うこと。
- ・ 特に、承認に当たっては、関係通知を参考に、適正な事務手続きをとること。

(10) 次世代育成について

- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき策定される「大阪府教育委員会特定事業主行動計画」の趣旨も踏まえ、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた支援、男性を含めた働き方の見直し等について、年次休暇や子育てのための休暇・休業等の取得促進や育児休業からの復帰支援など適切な対応を行うこと。
- ・ 母性保護及び育児に係る休暇制度等については、全教職員への周知を図るとともに、父親となる教職員が配偶者の出産や育児に積極的に関わるための休暇・休業等取得促進に努めること。特に、「配偶者の育児参加休暇」については、対象となる全男性職員が取得できるよう配慮すること。また、「育児休業」についても、男性職員が取得しやすい環境づくりに努めること。

(11) 女性活躍の推進について

- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定された「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」の趣旨を踏まえ、継続就業及び仕事とプライベートの両立支援、教職員の働き方改革等を推進するため、育児や介護のための休暇・休業等や年次

休暇の取得しやすい環境づくりに努めること。

- ・ 教職員の能力育成と資質向上のため、性別に関わらず多様な職務に従事する機会の付与に努めるとともに、育児休業からの復帰支援や研修への参加促進等、女性教職員の意欲向上に努めること。

《参考資料》

「ミドルリーダー育成プログラム」（毎年度）

「教職員人権研修ハンドブック」（令和5年3月改訂予定）

「初任者等育成プログラム」（令和5年3月改訂予定）

「大阪府教員等研修計画」（令和4年3月改訂）

「公立学校における特定事業主行動計画（2021）」（令和3年4月）

「教職員の評価・育成システム 手引き」（令和3年3月改定）

「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）

「大阪府教育委員会特定事業主行動計画（府立学校編）の策定について」（令和2年10月）

「授業アンケートの手引き ～『教職員の評価・育成システム』で活用するために～」
（令和2年3月）

「メンタリング・ハンドブック」（令和2年3月改訂）

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年6月）

「次世代を担う教員の育成のために」（平成18年7月）

教育公務員特例法第22条第2項

次世代育成支援対策推進法（平成15年7月）

19

学校の組織力の向上

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

- ・ 学校運営にあたって、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図ること。
- ・ マネジメントを進めるにあたっては、目標を明確にし、教職員の心理的安全性を確保するとともに、教職員の経歴・背景の多様性を考慮すること。

(関連する校内組織体制)

- ⇒○[学校教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの充実](#)
- [不登校、ヤングケアラーやいじめ・暴力行為等の対応](#)
- [子どもたちの生命、身体を守るための相談体制](#)
- [災害、感染症等への対応](#)

【取組み項目】

(1) 機能的な学校運営

- ・ 教職員、それぞれの分野や組織運営等に専門性を有する多様な外部人材や専門スタッフ等がチームとなり、組織的・協働的に取り組むように努めること。
- ・ 機能的な学校運営を進めるために、校務分掌の見直しや教職員の事務負担軽減等の取組みを推進すること。

(2) 学校評価の充実

- ・ 学校運営の改善に当たっては、学校教育自己診断を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について自ら点検・評価を行うとともに、学校関係者評価等により、保護者や地域住民等の意見を生かすよう努めること。
- ・ 児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、PDCAサイクルに基づいた学校経営を推進すること。
- ・ 学校評価の実施に当たっては、評価項目を見直したり、ICTを活用し効率化を図るなど、その実効性を高めるよう努めること。
- ・ 評価結果等については、学校のWebページでの公表等、保護者等に対して周知を図ること

(3) 法定表簿等の適正な記載

- ・ 法定表簿等(指導要録抄本、調査書を含む)に関する事務及び証明書交付事務を適切に行うこと。
- ・ 法定表簿及び学校が交付する証明書等において、児童・生徒の名前等は原則として指導要録に基づき記載すること

公立学校の教職員は、公教育の場において、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

【取組みの重点】

- ・ 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」等を活用するなど、一層の服務規律の確保を図ること。
- ・ 特に、教育職員等による児童生徒性暴力等については、法律や国・府・市の指針に基づき防止に向けた取組みを行うこと。
- ・ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むこと。
- ・ 児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

【取組み項目】

（1）飲酒運転について

- ・ 教育に携わる公務員としての自覚のもと、飲酒運転は絶対に行わないよう、指導の徹底に努めること。
- ・ 飲酒運転を行った教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、懲戒免職又は停職とするほか、飲酒運転をすることを知りながら飲酒を勧めた教職員に対しても、懲戒免職、停職又は減給とされる旨を周知すること。
- ・ 飲酒運転を容認・黙認した教職員についても、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

（2）服務監督について

- ・ 教職員に、条例、規則で定められた勤務時間を遵守させるとともに、教育に携わる公務員として、保護者・地域から誤解を招くことのないよう職務に専念させること。
- ・ 休暇等の承認に当たっては、取得要件はもとより、制度の趣旨・意義を踏まえるとともに、適正な事務手続きをとるよう指導

すること。特に短期介護休暇、子の看護休暇、配偶者の出産休暇及び配偶者の育児参加休暇についても適正な運用を行うこと。また、病気休暇については、関係通知等を参考に、より一層厳正な運用を行うこと。

- ・ 部活動指導等に従事した場合の教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件を踏まえ、適正な運用を行うこと。
- ・ 職務専念義務に違反した者、休暇等を不正に取得した者及び教員特殊業務手当を不正に受給した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

（3）通勤について

- ・ 職員の自家用自動車等を使用しての通勤認定をする場合には、適正な認定事務を行うこと。
- ・ 通勤届出以外の通勤方法による通勤については、通勤手当の不正受給にあたる場合もあることから、厳に慎むこと。
- ・ 通勤手当が支給されている職員に対する事後確認については、関係通知を参考にし、

適正な確認を行うこと。

- ・ 通勤手当の不正受給をした者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

- ・ 兼職・兼業に定める法令に違反した者に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき、厳しい処分が行われる旨を周知すること。

(4) 兼職・兼業について

- ・ 教職員はその職務の重要性を自覚し、兼職・兼業は自粛すること。
- ・ 例外的に兼職・兼業を行う場合にあっては、地方公務員法、教育公務員特例法の定めを遵守し、事前に所要の手続きを経ること。

(5) 教職員の服務規律の確保について

- ・ 教職員の服務規律の確保については平素から指導の徹底を図るとともに、万一、教職員の服務義務違反が生じた場合は、速やかに、かつ的確に、事実関係を把握し、市教育委員会に報告すること。

《参考資料》

「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和4年11月）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和4年3月）
文部科学省

「交通用具の使用による通勤認定事務等の適正化に係る取扱いについて」
（令和4年3月改正）

「通勤手当不正受給防止の徹底について」（令和3年8月）

「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月改正）

「通勤手当の事後の確認について」（令和3年3月改正）

「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通知）」（令和2年12月）

「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）

「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例（改訂版）》」（令和2年3月改訂）

「通勤手当の支給方法について」（令和2年2月改正）

「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）

「自家用自動車等の使用による通勤認定事務等の適正化について」（平成31年4月改正）

「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成28年4月）

「営利企業等の従事制限の許可に関する取扱いについて」（平成28年3月改正）

「通勤認定の取扱いについて」（平成27年3月）

「病気休暇の承認手続きの見直しについて」（平成25年3月）

「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月改正）

21

体罰・セクハラ防止の取組み

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、その防止・根絶に向けて実態把握や相談体制の充実等組織的に取り組む必要がある。

- ・ 防止及び早期発見のため、児童・生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。
- ・ 児童・生徒を精神的に追い詰めることにつながる必要のない注意や過度の叱責を繰り返さないこと。
- ・ 児童・生徒や保護者に、確実に校内及び校外の相談窓口の情報が伝わるよう工夫すること。
- ・ 体罰やセクシュアル・ハラスメント、わいせつ行為等が生じた際には、被害児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに市教育委員会及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。

【取組み項目】

(1) 体罰防止の取組み

- ・ 児童・生徒に体罰を加えることは、児童・生徒の人権を侵害する行為であり、教員としての指導力の不足を表していることを十分に認識させること。
- ・ 体罰は、学校教育法第11条において禁止されているだけでなく、傷害、暴行等の刑法犯罪であり絶対に許されないことであることを認識させること。
- ・ 各校において、児童・生徒理解に基づく指導のあり方等について理解を深めるための研修を実施する等し、児童・生徒の問題行動に対して体罰に頼らない適切な指導に努めること。
- ・ 指導が困難な児童・生徒の指導を特定の教員だけに任せきりにしないようチームによる支援体制を構築すること。
- ・ 先入観や憶測による指導、また自分本位の指導観や画一的な指導に陥ることなく、他の教職員と連携して指導に当たること。
- ・ 指導等を行う際には、できるだけ密室となるような場所を避けるとともに、可能な限り複数の教員で行うよう努めること。

(2) セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行為等性暴力行為の防止の取組み

- ・ 児童・生徒に対するセクシュアル・ハラス

メントやわいせつ行為は、重大な人権侵害であり性暴力であること、また、相手がセクシュアル・ハラスメントを受けたと捉えた時点でセクシュアル・ハラスメントになることを教職員に十分認識させること。

- ・ 教職員と児童・生徒との関係においては、対等ではなく指導する立場であり、その影響力は強いものであることを自覚し、児童・生徒とのメールやSNS等の使用、または直接2人きりで会うなど、指導に関係のない私的なやりとりは行わないこと。
- ・ 「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたり、不必要な身体接触をしたりすることもセクシュアル・ハラスメントであることを教職員に十分認識させるとともに、教育活動における自らの行動を常に振り返らせること。

また、児童・生徒間で「性的指向・性自認」をからかったり、いじめの対象にしたりすることなどがあるときは、適切に指導すること。

- ・ 定期健康診断等の実施に当たっては、「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」を参考に実施方法等の評価・点検を行うこと。とりわけ、障がいのある児童・生徒においては、指導や介助方法における留意点の再点検を行うこと。

- ・ セクシュアル・ハラスメントやわいせつ行

為が生じた場合には、二次被害を起こさないよう配慮しながら事実確認を丁寧に行い、被害者の立場に立った事象の解決を図ること。また、背景・要因を分析し、校内研修や組織体制の見直し等、再発防止につなげること。併せて、児童・生徒に対しては、「生命

(いのち)の安全教育」(文部科学省)の資料等を活用するなどにより、自身の身体や心を大切にする教育を充実させること。

- ・ 教職員と児童・生徒との不適切な交際については、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨周知すること。

《参考資料》

「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について」(令和4年9月)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について」
(令和4年3月)文部科学省

「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」
(令和3年7月)

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月)

「不祥事予防に向けて 自己点検 《チェックリスト・例》〈改訂版〉」(令和2年3月)

「不祥事防止に向けたワークシート集」(令和2年2月)

「子どもを守る被害者救済システム」(令和元年12月改定)

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」
(令和元年10月)

「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」
(平成29年12月改正)

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」
(平成29年5月改訂)

「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」(平成28年4月)文部科学省

「セクシュアル・ハラスメント防止のために一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」(平成22年11月)

「体罰防止マニュアル」(改訂版)(平成19年11月)

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q A集」
(平成15年3月)

22 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメント行為は、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

- ・ 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備を図ること。
- ・ 校内の相談体制の整備に努め、教職員の相談窓口の周知を図ること。また、窓口の担当者を中心に、普段から話しやすい体制を整えること。
- ・ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。
- ・ 管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。
- ・ 万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。

23 「指導が不適切である」教員への対応

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために校長と市教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

- ・ 校長は授業観察あるいは児童・生徒等や保護者からの意見・苦情等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、教員に対する適切な指導・助言、校外研修へ参加させる等、適切に対応すること。
- ・ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件付採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

第6章 学びを支える環境整備

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校園が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

- ・ 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図ること。
- ・ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

【取組み項目】

(1) 学校安全計画の策定

- ・ 「学校保健安全法」に基づき学校安全計画を策定すること。策定に当たっては、学校の状況や前年度の学校安全の取組み状況等を踏まえ、「生活安全」「交通安全」「災害安全」の3領域すべての観点から、具体的な実施計画とすること。
- ・ 学校安全活動においては、すべての教職員が役割を分担するとともに、中核となる学校安全担当者を明確にし、学校安全の推進体制を整備すること。

(2) 緊急事態への対応

- ・ 万一の事件・事故、不審者対応等の緊急事態に対処できるよう、学校独自の危機管理マニュアルを作成し、様々な事態を想定した実践的な訓練を実施するなど、危機管理体制を整えること。また、実効性のあるマニュアルとなるよう、適宜点検・見直しを行うこと。

(3) 安全確保・安全管理の徹底

- ・ 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、学校内外において授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等における必要な措置を講じ、児童・

生徒の安全確保及び学校の安全管理に努めること。

- ・ 各学校において作成された学校安全計画に基づく、安全教育や実践的訓練が的確に実施されるようにすること。

(4) 地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理

- ・ 学校内外を問わず、子どもの安全を確保するため、学校の安全管理体制の充実をはじめ、保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった児童・生徒の安全確保のための方策を講じること。とりわけ、児童の登下校時については、平成30年6月に関係閣僚会議において取りまとめられた「登下校防犯プラン」の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域住民・警察・自治体の関係部局等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた対策を講じること。
- ・ 登下校時における児童・生徒の携帯電話等の所持は非常時の連絡や所在の把握等安全等の観点から有効性が認められるものの、その取扱いについて配慮すること。その際、「河内長野市立小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を踏まえ、保護者との連携を図り、教育活動に支障が出ない

よう進めること。

(5) 安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化

- ・ 児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培う安全教育の一層の推進を図ること。特に、児童・生徒が自他の安全を確保するため、犯罪の被害に遭わないための知識を実践的に理解するとともに、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育むようにすること。その際、府教育委員会が作成した資料や市内のSPS（セーフティ・プロモーション・スクール）認証校の取組み等を参考に活用するなど、取組みの充実に努めること。
- ・ 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日を「学校の安全確保・安全管理の日」として、児童・生徒の安全確保に向けた取組

みを点検し、その強化を図ること。

- ・ 改正道路交通法及び大阪府自転車条例を踏まえ、交通安全教室を開催し、自転車利用を含む交通安全に関する指導の充実を図ること。
- ・ 児童・生徒及び保護者に対し、大阪府自転車条例で、自転車を利用する者に保険への加入が義務付けられたこと及び、道路交通法の一部改正に伴い、自転車乗用時にヘルメット着用が努力義務化されたこと等を周知するとともに、PTAと連携するなどし、全児童・生徒の保険加入を促進すること。
- ・ 送迎バスにおける置き去り事象が生起していることを踏まえ、学校において、児童・生徒の通学や校外学習等で自動車やバス等を運用する際には、国の動向や通知を踏まえた安全管理の徹底に努めること。

《参考資料》

- 「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」（令和4年10月）
- 自転車等の安全利用促進に向けた警察との更なる連携強化について（依頼）（令和4年10月）
- 「子どもの安全確保推進月間の周知及び広報啓発ポスターの送付について」（令和4年5月）
- 「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」（令和3年6月）
- 「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について（令和3年6月）
- 「学校における防災教育の手引き（改訂2版 補訂版）」（令和元年6月改訂、令和3年3月補訂）
- 「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月）文部科学省
- 「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成31年3月）
- 「『登下校防犯プラン』について」（平成30年7月）
- 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）文部科学省
- 「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の施行について（平成28年3月）
- 「『大阪府津波浸水想定』の設定について」（平成25年8月）
- 「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）文部科学省
- 学校保健安全法（平成27年6月改正）
- 「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）文部科学省
- 「地域ぐるみの学校安全体制整備事例集」（平成23年3月）文部科学省

別冊 3

議案第 1 2 号関係

南花台第 1 0 公園の利用方針（教育財産の取得）について

河内長野市教育委員会事務局

南花台第十公園の利用方針について

方針

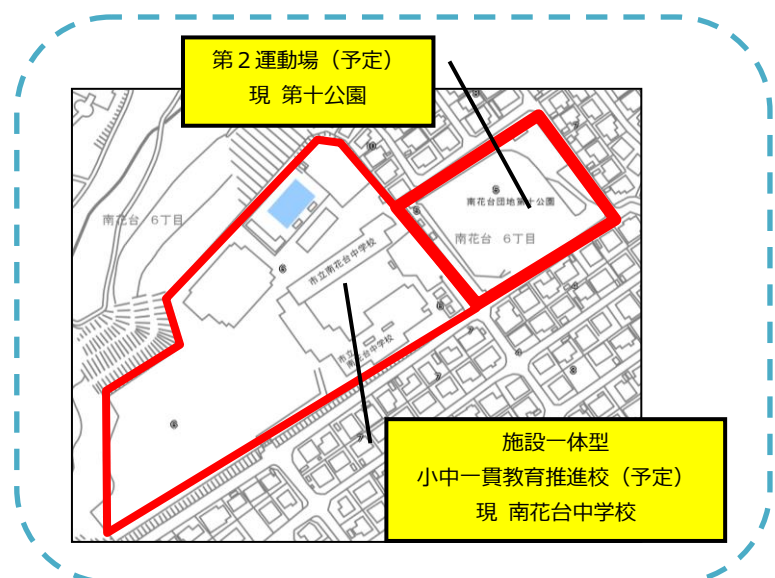
現南花台中学校に隣接する現南花台第十公園については、児童生徒の安全確保及び適切な学校・放課後児童会運営環境の確保の観点から、南花台施設一体型小中一貫教育推進校の施設統合予定日である令和6年4月に合わせ、同校の第2運動場とし、併せて同運動場に放課後児童会を整備します。

(1) 第2運動場が必要となる理由

他の学校と比べても現南花台中学校の運動場は狭小です。授業の観点からは、利用調整することで現中学校の運動場だけでも問題はありますが、それ以外の時間帯の安全面や、学校・放課後児童会の運営環境面において、以下の課題が考えられます。

- 教職員の目が届き難くなる休憩時間や放課後において、小学生低学年と中学生との体格差や遊びの違いがあることから、現中学校運動場内での学年別のゾーニング以外の方法が必要です。
- 小学生の運動会等では団体演技や団体競技の練習に多くの授業時間を使っていることから、特に9月～10月において中学生の体育の授業の運用に調整を要します。
- 6時間目の授業や部活動の時間と、放課後児童会の活動時間とが重り、ゾーニングが必要です。
- 放課後児童会は、子どもたちに適切な遊び及び生活の場を提供する居場所であり、児童の安全性確保の観点から、学校敷地内に設置することが望ましいところです。
しかしながら、現南花台中学校の狭小な運動場敷地ではさらに運動場を狭くしてしまいます。

課題の解決のために
右図のとおり整備します



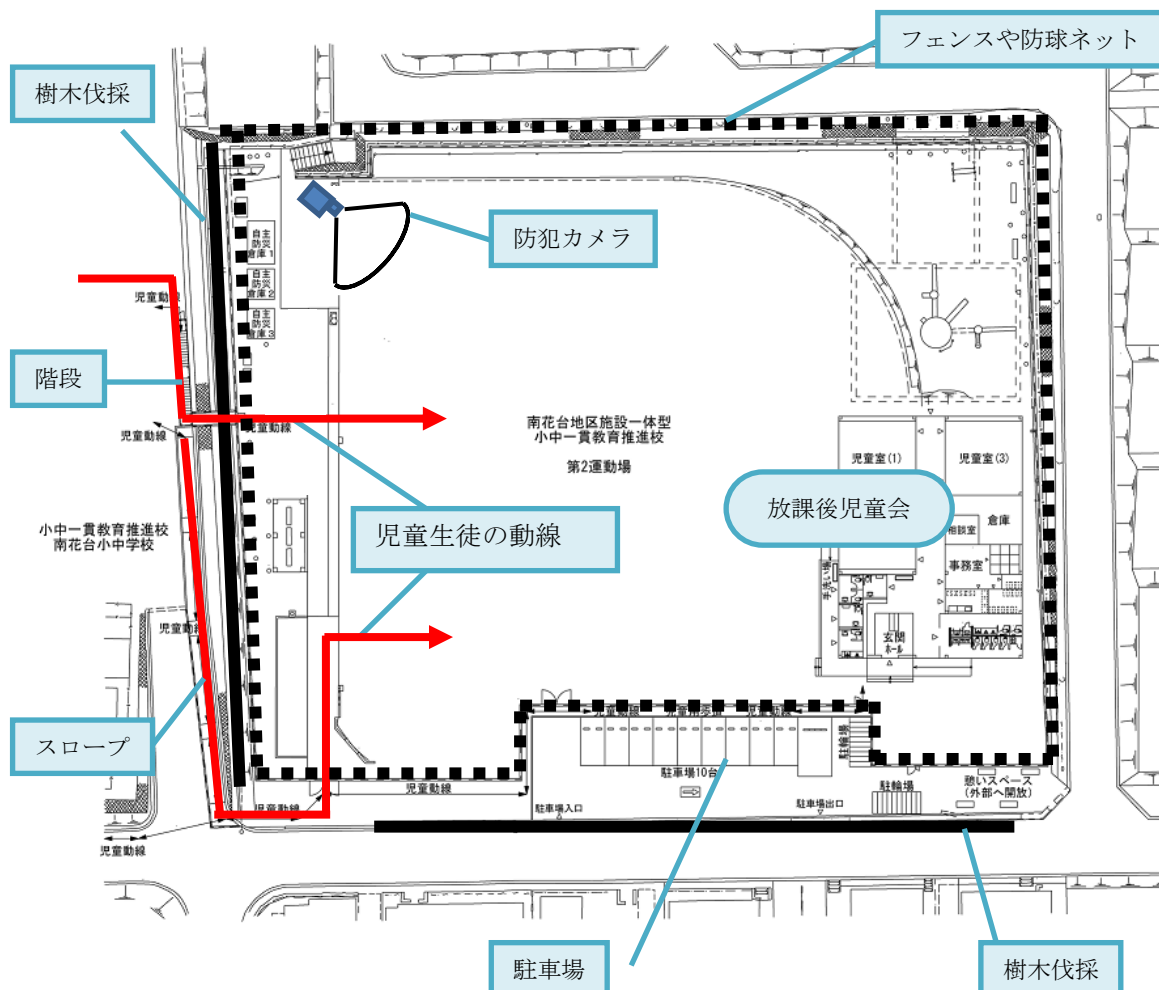
(2) 第2運動場整備イメージ

現公園を学校運動場とするため、住民向け説明会等が出た意見をふまえて、次のとおり整備していきます。



中学校側から見た第十公園

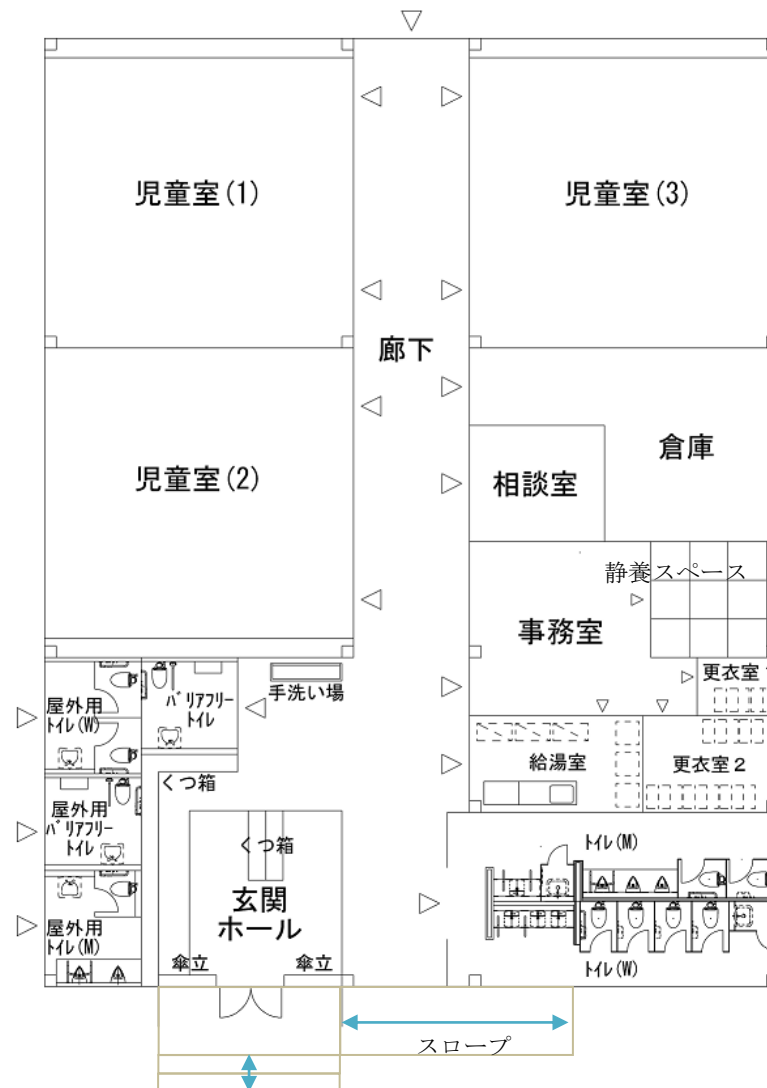
- 他の学校と同様に不特定者の侵入を阻む目的として、敷地全体をフェンスで囲い安全対策を施します。
- 職員室から遠くなることから、安全対策のため防犯カメラを設置します。
- 校舎から第2運動場を見通せるよう、必要箇所の樹木を伐採します。
- 隣接住宅地にボール等が飛球しないよう防球ネットを存置します。
- 隣接の施設一体型校から安全に第2運動場へ移動することができるよう、階段やスロープを整備します。
- 第2運動場では校庭開放を予定しており、利用者の駐車場が必要となることから、駐車場を整備します。



(3) 放課後児童会整備イメージ

放課後児童会は、次のとおり整備していきます。

- 平屋建ての施設内に、3 教室を整備します。
- 安全な移動のため、玄関前に階段とスロープを設置します。
- 屋内用に、放課後児童会用のトイレ（バリアフリートイレを含む）を設置します。
- 屋外用に、運動場利用者用のトイレ（バリアフリートイレを含む）を設置します。
- 保護者や児童、職員が相談できる相談室を設置します。
- 発熱等で体調不良の児童のために、事務室に静養（隔離）スペースを設けます。
- 魅力ある施設となるよう施設の一部を木質化します。



(4) 第2運動場並びに放課後児童会整備スケジュール案

今後の第2運動場並びに放課後児童会の整備に関するスケジュールは以下のとおりです。

第2運動場並びに放課後児童会整備	
令和4年11月	全員協議会 地域住民向け説明会
12月	12月市議会定例会(第2運動場並びに放課後児童会実施設計に係る債務負担補正予算上程)
令和5年1～3月	地域住民向け説明会
令和5年6月	6月市議会定例会(第2運動場並びに放課後児童会工事補正予算上程)
9月	第2運動場並びに放課後児童会工事着手予定
令和6年4月	<u>第2運動場並びに放課後児童会 運用開始</u>